

令和5年9月定例会 総務常任委員会記録

令和5年9月14日（木）

令和5年9月19日（火）

令和5年9月28日（木）

令和5年9月29日（金）

令和5年10月3日（火）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和5年9月14日（木）	7 頁
令和5年9月19日（火）	39 頁
令和5年9月28日（木）	61 頁
令和5年9月29日（金）	119 頁
令和5年10月3日（火）	187 頁

令和5年9月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	9月14日（木）	<p>審査日程の決定</p> <p>政策部審査 議案乙第19号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（総合政策課） 第7次鳥栖市総合計画における「重点戦略」策定について 第2期“鳥栖発”創生総合戦略令和5年（2023年）改訂版について 〔報告、質疑〕</p> <p>総務部審査 議案乙第19号 〔説明、質疑〕</p> <p>市民環境部審査 議案乙第19号～第21号、議案甲第41号・第44号・第45号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（環境対策課） 次期ごみ焼却施設について 公文書公開決定取消等請求事件について 〔報告、質疑〕</p>
第2日	9月19日（火）	<p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第19号～第21号、議案甲第41号・第44号・第45号 〔総括、採決〕</p> <p>総務常任委員会行政視察の件</p>

第3日	9月28日（木）	<p>審査日程の決定</p> <p>政策部審査</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>報告（総合政策課）</p> <p>公共施設等総合管理計画の進捗状況について</p> <p>第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和4年度 指標実績について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>総務部（総務課・財政課）、選挙管理委員会事務局審査</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>総務部（契約検査課・庁舎建設課）、出納室・議会事務局・ 監査委員事務局審査</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第4日	9月29日（金）	<p>市民環境部審査</p> <p>議案乙第26号～第28号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第5日	10月3日（火）	<p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第26号～第28号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>

9 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和 5 年 9 月 14 日付託]

議案乙第19号令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 3 号）	[可決]
議案乙第20号令和 5 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	[可決]
議案乙第21号令和 5 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	[可決]
議案甲第41号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第44号佐賀県東部環境施設組合規約の変更について	[可決]
議案甲第45号佐賀県市町総合事務組合規約の変更について	[可決]

[令和 5 年 9 月 19 日 委員会議決]

[令和 5 年 9 月 28 日付託]

議案乙第26号令和 4 年度鳥栖市一般会計決算認定について	[認定]
議案乙第27号令和 4 年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について	[認定]
議案乙第28号令和 4 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について	[認定]

[令和 5 年 10 月 3 日 委員会議決]

2 報 告

第 7 次鳥栖市総合計画における「重点戦略」について（総合政策課）

第 2 期“鳥栖発”創生総合戦略令和 5 年（2023 年）改訂版について（総合政策課）

次期ごみ焼却施設について（環境対策課）

公文書公開決定取消等請求事件について（環境対策課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について（総合政策課）

第 7 次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和 4 年度指標実績について（総合政策課）

令和5年9月14日（木）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介

総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

総合政策課企画推進係長兼環境対策課総務主査 安永伸也

政策部次長兼情報政策課長 山本英規

情報政策課長補佐兼情報政策係長 廣重浩三

情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

総務部長 小柳秀和

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

財政課長 古賀庸介

財政課財政係長 平島隆臣

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

庁舎建設課総務主査 牛島直茂

市民環境部長 吉田忠典
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄
市民協働推進課地域づくり係長 小柳桂子
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼
消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子
市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫
国保年金課健康保険係長 下村志保
税務課長 佐々木利博
税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴
税務課長補佐兼市民税係長 北三希子
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長 鹿毛晃之
環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛
環境対策課環境対策推進係長 井本慎太郎
環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

政策部審査

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

報告（総合政策課）

第7次鳥栖市総合計画における「重点戦略」の策定について

第2期“鳥栖発”創生総合戦略令和5年（2023年）改訂版について

〔報告、質疑〕

総務部審査

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

[説明、質疑]

市民環境部審査

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第20号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案乙第21号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案甲第41号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第44号佐賀県東部環境施設組合理約の変更について

議案甲第45号佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

次に、歳出について御説明申し上げます。

委員会資料3ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費、節11役務費10万円につきましては、物流事業者の人件費の上昇、燃料価格の高騰による運送料金の改定により、市報等の送付に係る通信運搬費を補正するものでございます。

目4情報管理費、節12委託料1,500万円に関しましては、令和5年度9月補正予算主要事項説明書の3ページをお願いいたします。

事業名自治体DX推進事業でございます。

事業の目的といたしましては、施設予約手続のオンライン化、市立小中学校図書館と市立図書館の連携及び市立小中学校の各教室に配置している電子黒板の更新を軸としたICT教育環境の更なる強化を図り、自治体DXを推進するものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

情報システム導入等支援委託料として1,500万円を計上いたしまして、次の3項目について導入等を検討するものでございます。

1項目めの施設予約システムの導入につきましては、今年度構築いたします市民ポータルサイトに各種公共施設の空き状況確認・予約・料金精算までをオンライン上で行うことができるサービスの機能の追加を行うものでございます。

次の市立小中学校図書館と市立図書館のシステム連携につきましては、市立小中学校及び市立図書館の図書システムを一本化し、市民サービスや教育サービスの拡充を図るものでございます。

次の電子黒板の更新を軸としたICT教育環境の強化につきましては、市立小中学校の各教室に配置しております電子黒板が老朽化し、かつ、学校ICTを取り巻く環境が飛躍的に変化していることから、電子黒板の一斉更新、学校系ネットワークの増強及びそれに伴うセキュリティ強化を図り、ICT教育環境のさらなる強化を図るものでございます。

これらの3つの調達などに関し、コンサルタントに支援をお願いするものでございます。

以上、議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）のうち、政策部関係についての説明を終わります。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

自治体DX推進事業1,500万円。

これはあくまで導入支援委託料ということで、このシステムを導入するためにコンサルに

お願いをするっていうことですよ。

今後、これがそれぞれどれぐらいかかるのかっていうのも含めて、事業委託料の後に出てくるということですか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

現行の関連システムの調査、パッケージシステム調査、調達仕様書及び費用整理の支援、あと、肝腎な市民向けのサービスの向上及びICT教育環境の整備に係るブラッシュアップをコンサルタント会社をお願いして、その後、デジタル田園都市国家構想交付金の活用を予定しておりますので、それらの手続の支援をお願いし、仮というか、デジ田交付金の対象事業となりましたら、現時点のスケジュールでございますけれども、来年度の6月補正に計上いたしまして、来年度の年度末で稼働を予定しているのが全体的な概要スケジュールでございます。

松隈清之委員

令和7年度までに標準化とか、システム自体の変更をされているんですけど、それとの整合性は取れるようになっていきますか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

これら今、掲げております3つにつきましては、基本的に現時点では、基幹系システムとは連携しない形で構想を持っております。

ただし、将来的に基幹系システムの標準化がなされますと、基盤整備等がなされますので、連携したほうが効果的な部分については連携する方向性で検討したいと考えております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

主要事項説明書のところですけども、市民ポータルにアクセスすると書いてあるけれども、市民ポータルっちゅうのは、市役所のホームページ？

山本英規政策部次長兼情報政策課長

市のホームページとは別に市民ポータルのほうを立ち上げますけれども、市のホームページ上にリンクを張ることを予定しております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それから、2つ目の市内小中学校図書館と市立図書館とのシステムの連携ということで、図書システムの一体化ということは、小中学校や市立図書館に、こういった蔵書があるとかないとか、そういったことを調べられるということ？

山本英規政策部次長兼情報政策課長

議員がおっしゃるとおり、まず小中学校間での蔵書の相互利用はもちろんのこと、あと、市立図書館等のシステムをつなぎますので、小中学校から市立図書館の蔵書の状況も見られるような形で今構想を練っているところでございます。

尼寺省悟委員

ということは、一般の人がこういった本を見たいといったときに、小中学校にあった場合には、小中学校で借りることはできるのか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

あくまでも小中学校から市立図書館に対しては一方通行で考えております。委員がおっしゃるような問題等もございますので。

小中学校間については相互の利用ですね。

小中学校から市立図書館に対しましては、一方通行の利用で考えているところでございます。

尼寺省悟委員

それから最後のところでですけど、電子黒板。

電子黒板は大分前、小学校か中学校に視察に行ったときに見た記憶があるけれども、電子黒板が老朽化して、電子黒板の一斉更新ということは、具体的にどういったことが今よりもよくなるということなのか。

どういった点で老朽化しているとか、その辺を教えてください。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

電子黒板につきましては、もう導入後10年経過しておりまして、機器のハード的な老朽化が著しく、10年経過していることから、故障等にも対応できないもので、一斉更新を行うものでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

小中学校図書館と市立図書館のシステムの連携というところですけども、あと併せて、電子黒板の一斉更新とか、これはコンサルの方が入られるということですけども。

現場の方々、働く方々もそうですし、使われる方々の利用についての御意見の聴取とか、それをどういうふうに生かすのかとか、何か構想がありますか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

次に、議案外の報告をお受けいたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部から説明をお願いいたします。

小柳洋介総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

それでは、議案外報告をいたします。

報告件数は2件でございます。

資料を御覧ください。

まず、第7次鳥栖市総合計画における「重点戦略」の策定について御報告いたします。

重点戦略につきましては、6月議会において報告しておりましたが、このたび、重点戦略を策定いたしましたので改めて御報告いたします。

資料の5ページから6ページを御覧ください。

重点戦略は令和5年度から令和8年度までの4年間に第7次鳥栖市総合計画の実施計画に掲げる事務事業のうち、特に進捗を図る事業として抽出したものであり、まちのポテンシャルを高める都市づくり、くらしに活力と豊かさを感じる都市づくり、命が守られ、安全・安心して暮らせる都市づくり、市民と環境にやさしい都市づくり、子育て支援と学校教育が充実した都市づくり、産業と観光の魅力を高める都市づくり、効果的・効率的な行政運営のための行財政改革の7つの体系に合計33事業で構成しております。

なお、重点戦略に掲げる事務事業の個表につきましては、本年3月議会で御報告いたしました、令和5年度実施計画のとおりでございます。

最後に、重点戦略に掲げる事務事業につきましては、実施計画と同様に、毎年度見直しを行うとともに、各事務事業の事業内容や年度別計画を踏まえながら進行管理を行ってまいります。

以上、重点戦略の御説明を終わります。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので委員から確認しておきたいことなどがありましたらお願いしたいと思っております。

[発言する者なし]

よろしいですか。

もう一点ある？

小柳洋介総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

続きまして、第2期“鳥栖発”創生総合戦略令和5年（2023年）改訂版について御報告い

たします。

第2期“鳥栖発”創生総合戦略は、令和6年度までの5年間を計画期間として、本市の地方創生関連施策に関する基本的な方針をまとめたものであり、国が平成27年度に第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略をスタートさせて以降、本市も総合戦略の策定及び国の戦略の改定に合わせて見直しを行っております。

資料7ページの1. デジタル田園都市国家構想総合戦略への対応を御覧ください。

昨年12月、国はこれまでのまち・ひと・しごと創生総合戦略に変え、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定いたしました。

これを踏まえて、「第2期“鳥栖発”創生総合戦略令和5年（2023年）改訂版」を策定いたしました。

今回の改定内容は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において示された、「デジタルの力を活用し、地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図る」に基づき、現時点における本市の関連施策を新たに盛り込むとともに、現在の総合戦略を策定した時点からの状況を考慮し、内容の見直しを行っております。

続きまして、7ページ目の2. 計画期間の延長を御覧ください。

本市の第2期総合戦略は令和6年度までを計画期間としておりますが、国は、令和6年の冬に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の改定を行うとされております。

本市の人口ビジョンは、国の長期ビジョンの改定を踏まえて、内容を見直す必要があり、人口ビジョンの改定に時間を要することから、現在の総合戦略の計画期間を1年延長させ、令和7年度までとすることにいたしました。

なお、人口ビジョンの改定後に策定する新たな総合戦略は、全面的に内容を見直す予定としておりますので、今回の改訂版における変更点は最小限にとどめることとしております。

最後に、今回の戦略改訂につきましては、鳥栖市まち・ひと・しごと創生有識者会議を開き、委員の皆様からの御了承をいただいております。

以上、御説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、2点について説明がありましたけれども、何か確認しておきたいところがありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、議案外の報告を終わります。

総務部準備のため、暫時休憩いたします。

万円につきましては、地方特例交付金の額の確定に伴う補正でございます。

次に、款12地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税4億5,841万7,000円につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

お手元に配付しております参考資料の2ページをお願いいたします。

普通交付税の推移等につきまして記載しております。

令和5年度のところの上の表の中ほどになりますが、普通交付税額が11億841万7,000円となっております。

当初予算からの主な変更につきましては、基準財政需要額の算定におきまして、各項目において単位費用の増減などがあり、全体としては増額となっております。

続きまして、款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金マイナス6億9,293万3,000円につきましては、令和5年度当初予算及び6月補正予算等で財源調整のために繰り入れておりましたものを、繰越金の補正や地方交付税等の増があったことにより繰り戻すものでございます。

次に、款21繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金11億7,344万円の補正につきましては、令和4年度一般会計繰越額の確定に伴う補正でございます。

お手元に配付しております参考資料の3ページに繰越金の詳細について書いております。

歳入繰越と歳出繰越を足しまして、翌年度に繰り越すべき財源を引いた金額が11億7,344万1,000円ということでございます。

これにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業や住民税非課税世帯等臨時給付金などをはじめとした、国庫支出金、県支出金を約2億8,000万円程度超過して収入していることなどから、繰越金が増額となっております。

続きまして、委員会資料の3ページ目をお願いいたします。

まず、款23市債、項1市債、目7臨時財政対策債、節1臨時財政対策債1,700万円の増額につきましては、普通交付税の額の確定に伴うものでございます。

次に、目10災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債490万円につきましては、6月から7月にかけての林道の災害復旧に伴うものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出につきまして説明をいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費、節24積立金7億8,700万円につきましては、令和4年度繰越額の確定に伴い、財政調整基金へ5億8,700万円、それから減債基金へ2億円の積立金の補正でございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の4ページをお願いいたします。

財政調整基金につきましては、令和5年度9月補正後現在高、約40億2,000万円。

減債基金につきましては、約27億5,000万円となる予定でございます。

以上で、議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）、総務部関係について説明を終わらせていただきます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

引き続き、報告第11号継続費精算報告書について御報告申し上げます。

資料の4ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費の新庁舎整備事業につきましては、令和2年度から令和4年度までの3か年の継続費を設定しておりました、市庁舎新築工事でございます、令和5年3月24日に工事が完了したことによりまして、継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により御報告するものでございます。

報告第11号継続費精算報告書につきましては、以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

和田晴美委員

繰越金の中の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の中で、繰り越されている金額が結構大きいんですけど、もともとこれの予算立てをするときは、見込まれている金額があって、その中からお支払いして、残が出たということだと思うんですが。

結構大きかったんで、必要でない方がいらっしゃってこの残なのか、よく伝わってなくて、活用されていなくて残ったのか心配なので、このあたりの事情を教えてくださいませんか。

古賀庸介財政課長

非課税世帯の補助金の繰越しの不要額分につきましては、昨年度の1月に補正予算で計上した予算でございます。

これが国の補正予算に伴うものでございまして、1月に計上いたしましたので、3月補正予算までで不用額について落とす時期がなかったというのが一つございます。

見込みにつきましては、今年度等も非課税世帯の補助金はありますけれども、扶助費というところで、担当部署においてなかなか見込みが難しかったのかなというところで、令和4年度については多く見積りをしておりました。

先ほど言ったように、3月補正までに不用額を落とすいとまがなかったということ、それから、この事業は繰越しも実はしておまして、令和3年度から4年度に繰り越した事業で

ございまして、令和3年度の1月補正で上げて、令和3年3月補正で落とすいとまがなかったというのが一つ。

それと令和4年度も引き続きというか、同じような事業がございまして、繰り越した事業について、令和4年度も国のほうで当初はその繰り越した予算の中から執行できるようなことが言われておりましたが、実は令和4年度も同じような事業が出てきたところで、担当部署としては、令和3年度と4年度に使い分けをして執行すると、後から見たときに、整理がしにくいものですから、令和4年度のほうの予算を執行したというふうに聞いております。

まずは見積りが、最初の事業ということで大きかったのかなということで、今後そこは担当部署と一緒にきちんと見積もっていきたいと思います。

和田晴美委員

御説明ありがとうございました。

説明の中で一部混乱しておりますので、もう一度整理のために聞かせてください。

補正をして、繰り越して、また継続的に給付を現在、進行しているということだと理解しております。

これは、いつまで市民の方はできるんでしょうか。今年度いっぱいできるのか。

最後の御質問とさせていただきたいと思います。

古賀庸介財政課長

すいません、年度を1年度間違えました。これが令和3年度の1月補正でまず計上しています。令和4年1月にしていまして、一部執行した分もあったんですが、繰越しをしておりました。

で、令和4年度にまた同じような事業がっております。

また、令和5年度も現在、市役所の2階で受付をしておりますが、同じような事業がっております。

今後の見込みは申し訳ないんですけど、今後はまだ分かりません。

不明でございます。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

市民環境部準備のため、暫時休憩いたします。

国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計では、決算に伴う繰越金などの補正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明をいたします。

どうぞ、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

なお、議案外でも御報告を予定しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、ただいま議題となりました、議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）のうち、市民環境部関係分について御説明いたします。

一般会計補正予算の総務常任委員会資料、補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、自治公民館建設等補助金交付規則に基づき、儀徳町が行います公民館の改修工事に対しまして、補助金143万円を交付するものでございます。

資料の3ページを御覧ください。

儀徳町公民館の改修工事内容につきましては、屋根の改修工事及び手すりの取付工事を行うものでございます。

佐々木利博税務課長

資料2ページに戻りまして、表2段目の項2徴税费、目2賦課徴収費、節12委託料につきましては、国税の森林環境税が、令和6年度から市県民税と併せて賦課徴収されることになっておりますので、それに対応するためのシステムの改修に要する経費を計上いたしております。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

次に、款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費、節12委託料及び節14工事請負費についてでございますが、資料4ページをお願いいたします。

次期リサイクル施設整備事業に伴う分でございます。

現在、佐賀県東部環境施設組合が立石町に整備を予定しております、次期リサイクル施設について、事業用地の埋蔵文化財発掘調査の実施に伴い、調査に支障がないよう、事前準備として草刈・樹木伐採のほか、土砂流出の対策としての防災対策工事を行うものでございます。

今回、防災対策工事請負費として5,550万円を補正することとしておりますけれども、6月

補正予算で同整備事業に必要な草刈・伐採委託料として、2,100万円を予算措置しており、そのうちの1,100万円を今回委託料から工事請負費へ予算の組替えを行いまして、沈砂池及び雨水側溝の設置、防災対策工事と一体的に実施することで、現場の安全性及び施工の効率化を図るものでございます。

次に、資料の5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

款4衛生費、項3清掃費、事業名が次期リサイクル施設整備事業、この分につきましては、先ほど説明いたしました、次期リサイクル施設整備事業の防災対策工事の実施に9か月程度を要することから、年度内完了が困難なため、あらかじめ全額を繰り越すものでございます。

以上で議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）及び第2表繰越明許費補正について、市民環境部関係分の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

御説明いただきました、自治公民館建設等補助金の件で教えていただければと思うんですが、補助金の金額が143万円ということですが、全体でかかる費用は幾らと想定されていますか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

儀徳町公民館の改修工事の全体工事費につきましては、482万200円となっております。

このうち、補助対象工事費といたしまして477万200円、こちらに対して30%の補助ということで、143万円ということで算出いたしております。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

屋根改修ということですがけれども、どういったものになるんですか。

防水なのか、完全にやり変えるものなのか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

屋根全体に対しまして、折板部分の老朽化が見られておりまして、一部雨漏り等が出ておりましたので、改修工事をなされるものでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

今度は次期リサイクル施設の整備事業についてですけれども、沈砂池ということで、雨水側溝の設置ということですが、沈砂池の大きさはどのぐらいで設計を見積もられているのでしょうか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

資料の4ページに図面を載せているんですが、網掛け部分のところの下に沈砂池が出来るんですけど、イメージとしては、上から平面で見たときに台形みたいな形になるんですけど。

東西の短い辺が大体28メートル、長いほうは44メートル、南北の長さが27メートルの台形を上から見るイメージでお願いしたいと思うんですけど、そうなってくると広さ的に1,000平米程度になります。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

この大きさを設計する上での根拠となる法令とかがあるんですか。

根拠となる数値は何から見積もられているんですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

想定雨量を一定、算出しております。

30年に一度の大雨が降った場合の雨量、そういったものを参考にしているようですけれども、それから算出した沈砂池を造っています。

面積的には広さ的に1,000平米ぐらいで、深さがありますので、深さが約3.5メートル、下に下がっている、その中に、雨水の中に含まれた土砂が下にたまって、上のほうに水がたまった分が流れていくというようなものが予定している沈砂池になります。

以上です。

牧瀬昭子委員

調整池との違いというのは、砂をためるといふところにあると思うんですけど、砂はもちろんたまりますけれど、水もたまると思うんですけど、大雨ががと降ったときの貯水池としての機能も果たすということで理解していいんですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

沈砂池の下の方に流れてきた雨水に入っている土砂が堆積といいますか、上のほうに水がたまりますけれど、たまった水というのは、ある一定の水量になると、排水のほうに流れていって、自然的に流れていくと。

堆積土砂については、それがたまってくれば、適宜しゅんせつというか、そういう形ですると思うんですけど、自然流下といいますか、たまった分について、オーバーフローした分

は排水のほうから流れていくという形になろうかと思います。

以上です。

牧瀬昭子委員

これは工事のために造られるということで理解しておいていいのでしょうか。

それとも、終わってからも使われるのか。

どのように今後使われるのか、もう既に東部環境施設組合とやり取りされているのか。

それとも、埋蔵物を発掘するときのためのものなのか。

一時的なものなのか、どのようにお話しされていますか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

今回は文化財の調査を行うに当たって、事前に伐採等をやります。

そうすることで、表土が表に出てくるので、そういったものが大雨等によって流れないように、受け手といいますか、そういう形で沈砂池を造る。

その後、牧瀬委員がおっしゃった、本調査が終わったら、今度は造成工事に入りますので、そのときの沈砂池の活用といいますか、使い方については、今後、設計の中でまた改めて検討されるものと思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

かなりの金額を使って、この設計されたり、造られたりすると思うので、有効に活用する必要があるかなと思ったものでお伺いするんですけど。

水の流れとか、どこに流れ込むのかというのをもちろん想定した上で、ここにしようというふうに設計されると思うので、これは調整池としての役割を同じように果たすものかなと思います。その辺りはどのように考えておられますか。

増田義仁環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長兼都市計画課長補佐

沈砂池の機能につきましては、先ほど言いましたように、砂をためるという機能で、上積みの水が下流に排水されるということで、現地に行かれたら分かると思いますけれども、西側のほうに、立石町の吉原ため池というものがございまして、たまった水につきましては、そちらに流すということで地元のほうとは調整をしているような状況でございます。

当然、沈砂池の中で一定貯水をして、調整機能につきましては、吉原ため池を活用しながら事業を進めていきたいと考えております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

よろしいですか。
質疑を終わります。



議案乙第20号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

次に、議案乙第20号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信をいたします。

では、執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第20号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金につきましては、令和4年度保険給付費等交付金で令和4年度の保険給付費等交付金の精算に伴う追加交付金でございます。

資料4ページをお願いします。

こちらには令和4年度の国保特別会計の決算状況を掲載しております。

御承知のとおり、平成30年度の国保制度改正によりまして、市町が支出する出産育児一時金や葬祭費等を除いた保険給付費につきましては、県が全額、普通交付金で賄うこととされました。

そのため、表の下に記載しておりますが、令和4年度は普通交付金対象保険給付費が歳出2の保険給付費52億72万8,386円に対しまして、県普通交付金が歳入の4、県支出金51億7,172万8,000円ございましたので、県からの普通交付金不足額が2,900万386円となり、県より補填されることとなります。

一方、第三者行為納付金等が、歳入の8諸収入1,066万9,320円で、これは過年度の普通交付金対象の保険給付費であるため、県へ返還する必要がございます。

そのため、これらを相殺し、普通交付金の追加交付額が1,833万1,066円となっているとこ

ろでございます。

資料2 ページにお戻りください。

節2 特別交付金につきましては、システム改修に対する県補助金でございます。

詳細につきましては、後ほど歳出で御説明いたします。

なお、交付率は10分の10となっております。

次に、款6 繰越金につきましては、説明欄に記載のとおり、令和4年度国保特別会計の決算に伴うもので歳入総額と歳出総額の差引き額を繰越金として計上しております。

なお、決算状況の詳細は、先ほど御説明いたしました資料4 ページに掲載しております。

後ほど御確認をお願いしたいと思います。

次に、歳出について申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節12 委託料のシステム改修委託料につきましては、令和6年1月1日施行予定の被保険者の産前産後の国保税減免制度に係るシステム改修費を計上いたしております。

なお、この制度改正に伴う本市の国保条例の改正につきましては、12月市議会に上程することといたしておりますが、システム改修につきましては、令和6年1月1日施行に向けて、年内の改修が必要であるため、今回計上させていただいているところでございます。

資料の5 ページをお願いいたします。

産前産後の国保税減免制度の概要について御説明をいたします。

1. 導入の趣旨の2つ目の丸印に記載しておりますけれども、今回の制度は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、国保世帯に出産する被保険者がいる場合、産前1か月と産後3か月の計4か月間の国保税の所得割額と均等割額の免除措置を施行するものでございます。

なお、双子などの多胎児出産の場合は、産前期間を3か月として、計6か月間の軽減措置を行うことといたしております。

今回の制度による国保税の負担軽減のイメージを右下に掲載しておりますので、そちらを御覧ください。

表の上半分が所得割、下半分が均等割の2方式で表しております。

御承知かとは思いますが、現在、低所得世帯に対しましては、世帯所得に応じて均等割の7割、5割及び2割軽減措置を図っており、現在、7割、5割、2割軽減と着色された部分が軽減をされております。

今回、単胎児の出産の場合でございますけれども、産前産後の4か月分の国保税を免除す

ることから、所得割額と均等割額について、それぞれ約3.3割の国保税の免除により、水色で着色部分がさらに軽減されることになっております。

一例で申し上げますと、7割軽減の方、一番左側になりますけれども、現在均等割額が3割負担となっておりますが、今回の産前産後の免除措置によりまして、さらに3分の1が免除となるため、2割負担へと負担軽減されるようになっております。

資料3ページにお戻りください。

款7基金積立金につきましては、資料4ページをお願いいたします。

歳入で御説明いたしました、令和4年度の決算に伴う繰越金と普通交付金の追加交付額の合計額が令和4年度の本会計の実質収支となります。

今回この額を基金へ積み立てることとして計上しているところでございます。

なお、基金積立金の今後の対応につきましては、国保税率の抑制あるいは財政基盤の安定化を図るための財源として、今後の収支状況や国保税率一本化等を勘案しながら活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上、議案乙第20号の説明とさせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

出産時における保険料負担の軽減について教えていただければと思うんですが、鳥栖市における対象になるであろう方の見込み世帯数と、免除される金額の見込みってというのはどの程度だと考えておられますか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

令和6年1月1日施行ですから、今年度でいいますと1月から3月までということになります。

ただ、産前部分の1か月分がありますから、12月まで生まれた方等についても対象になるかと思えます。ですので、12分の4か月ぐらいが対象になるのではないかとと思われるんですけれども。

例年、国保の被保険者で出産される方が、5年ぐらいの年平均で40名程度いらっしゃいますけれども、年々、出産数が減っておりまして、昨年度が23名でございました。

それから推測しますと、その4分の1程度ですから、5名程度が今年度分かとは思っております。

金額に関しまして言うと、はっきり金額はつかめないんですけれども、出産する被保険者の方が就労していれば所得割等に関しても減免されるんですけれども、そこら辺が非常に読

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ありませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案甲第41号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
議案甲第44号佐賀県東部環境施設組合格約の変更について
議案甲第45号佐賀県市町総合事務組合格約の変更について

中村直人委員長

次に、議案甲第41号、44号、45号を一括議題といたします。
資料は書記からタブレットに送信をいたします。
では、執行部の説明を求めます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

委員会資料の甲議案参考資料の2ページをお願いいたします。

初めに、議案甲第41号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由といたしましては、佐賀県東部環境施設組合が建設中の次期ごみ焼却施設の本年11月の試運転開始に伴いまして、組合構成市町のごみ及び事業系一般廃棄物の搬入が始まることから、施設への搬入に必要となる鳥栖市の一般廃棄物収集運搬業の許可につきまして、他市町の事業者の許可申請に係る負担軽減を図るため、「みなし申請」制度を新たに設けるものでございます。

2つ目の改正の内容といたしましては、組合の構成市町で収集した事業系一般廃棄物を業として、施設搬入しようとするものについては、あらかじめ収集運搬を行う当該市町の長に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可申請を行います。

しかしながら、他市町の事業者は、荷下ろし区域を管轄する鳥栖市への許可申請も必要となることから、事業者の負担軽減を図るために、規則に定めるところにより、構成市町の長から当該申請の許可の内容の情報提供があったときは、鳥栖市長に対して申請をしたものとみなすものでございます。

施行日につきましては、令和5年10月1日といたしております。

次に、資料3ページをお願いいたします。

議案甲第44号佐賀県東部環境施設組合規約の変更についてでございます。

1. 規約変更協議の理由といたしましては、佐賀県東部環境施設組合の共同処理する事務の変更及び事務所の変更をするため、佐賀県東部環境施設組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

2つ目の規約変更協議の内容でございますけれども、(1)組合の共同処理する事務の変更につきましては、次期リサイクル施設を鳥栖市立石町で整備することとなったことによりまして、佐賀県東部環境施設組合において鳥栖・三養基西部環境施設組合が所有するリサイクル施設を令和6年度から令和10年度まで延長利用するため、組合の共同処理する事務を変更するものでございます。

変更内容といたしましては、同組合規約の第3条中にあります、ただし書き「ただし、組合設立の際、現に関係市町、鳥栖・三養基西部環境施設組合及び脊振共同塵芥処理組合がそれぞれ設置している施設に関するものを除く」、この部分を削るものでございます。

2つ目の組合の事務所の変更につきましては、現在みやき町の鳥栖・三養基西部環境施設組合内に事務所を設置しておりますが、令和6年度から真木町の次期ごみ焼却施設の稼働に合わせまして、当該敷地内に事務所を移転いたします。

このため、変更内容といたしましては、同組合規約第4条中の事務所の位置をみやき町から鳥栖市に変更するものでございます。

施行日は令和6年4月1日といたしております。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。

議案甲第45号佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてでございます。

1. 規約変更協議の理由でございますが、佐賀県市町総合事務組合の共同処理する退職手当の支給に関する事務に、佐賀県東部環境施設組合が加入するため、佐賀県市町総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定によりまして、市議会の議決を求めるものでございます。

2の規約変更協議の内容でございますが、これまで佐賀県東部環境施設組合には組合採用職員がいなかったため、退職手当の支給に関する事務へ加入しておりませんでした。令和6年4月1日より、脊振共同塵芥処理組合から職員の身分が移管されることに伴いまして、佐賀県東部環境施設組合が当該事務へ加入するものでございます。

変更の内容といたしましては、退職手当の支給に関する事務に、佐賀県東部環境施設組合を追加するものでございます。

施行日は知事の許可があった日としております。

以上で議案甲第41号、第44号、第45号の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

議案甲第41号のみなし申請の分ですけど、申請したものとみなすっていうのは、もう許可っていうのはどのタイミングですか。

申請はされるんだけど、申請すれば、もうそれで終わる事務ってこと？

江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

許可につきましては、みなし申請を受けてからっていう言い方も変ですけども、申請後に鳥栖市で決裁を取りまして許可をするという形になります。

一定の時間は必要ですけども、例えば、よその市町の申請があって、よその市町が許可を出すタイミングと同じタイミングで許可を出すような形で考えております。

松隈清之委員

よその市町は新たに申請をするんですか。

新規だったら別ですけど、既にやっているところっていうのはどうなるんですか。

江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

議案書の5ページのほうを御覧いただくと附則というのがございます。

この附則の第2項、経過措置ですね。

この条例の施行の際、現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律、第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を佐賀県東部環境施設組合の構成市町の長から受けている者は、改正後第24条第1項ただし書の規定による一般廃棄物収集運搬業の申請をしたものとみなすということで、ここの経過措置で、現在許可を持っている業者さんにつきましては、条例施行の際に申請があったというふうにみなして、鳥栖市のほうで改めて許可を出すというふうになっております。

以上でございます。

松隈清之委員

分かりました。

許可とか申請の内容とか、詳しいことは分からないんで、間違っているかもしれませんが、要は、東部環境施設組合の構成市町の事業者さんが、言ったら、鳥栖市以外の事業者さんが鳥栖市で一般廃棄物の収集運搬をする許可を持てるってことですよ。

中村直人委員長

次に、議案外の報告が2件ありますので、お受けいたしたいと思います。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

総務常任委員会参考資料、議案外の2ページをお願いいたします。

初めに、次期ごみ焼却施設の試運転開始に伴うごみ搬入開始についてでございます。

先ほど、議案甲第41号の中でも少し触れましたけれども、現在、佐賀県東部環境施設組合が真木町に整備中の次期ごみ焼却施設については、令和6年4月1日の稼働に向け整備が行われておりますが、試運転によるごみ搬入を開始いたします。

搬入開始の予定日といたしましては、①鳥栖市・上峰町・みやき町の可燃ごみ（委託・許可）並びに、②鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ（破碎残渣）、この分を令和5年11月15日水曜日から。③神埼市・吉野ヶ里町の可燃ごみ（委託・許可）分。これにつきましては、令和5年12月18日月曜日から搬入予定でございます。

（2）搬入時間といたしましては、午前8時30分から午後4時30分までとしており、このことにつきましては、（3）市民への周知にお示ししておりますように、市報とす11月号及び市公式ホームページで周知することとしております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

公文書一部公開決定取消等請求事件についてでございます。

1の係争事件の概要にお示しておりますように、令和2年（行ウ）第8号、公文書一部公開取消等請求事件——第1事件とっております、及び令和4年（行ウ）第3号、公文書一部公開取消等請求事件（第2事件）につきましては、令和5年8月10日に判決言渡しがあったところでございます。

これを受けまして本市では、2の本係争事件への対応で示しておりますように、令和5年8月29日に福岡高等裁判所へ控訴したところでございます。

以上で市民環境部の議案外報告を終わります。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際、委員から確認しておきたいことなどがありましたらお受けいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案外の報告を終わります。

令和5年9月19日（火）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

総合政策課企画推進係長兼環境対策課総務主査 安永伸也

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

市民環境部長 吉田忠典

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

自由討議

議案審査

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第20号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案乙第21号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案甲第41号鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第44号佐賀県東部環境施設組合理約の変更について

議案甲第45号佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

[総括、採決]

総務常任委員会行政視察の件

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

をしたいということにしております。

今、副委員長のほうである程度のまとめをされておりますので、もし皆さんの時間的な都合がつけば、また休会中の総務委員会でも開いて、その確認をさせていただきたいと思えますけれども。

そういった方向でいいのか。

皆さんの御意見を賜りたいと思えます。

松隈清之委員

多分言われた今の確認っていうのは、これまで委員会としてやった内容の部分だと思うんですけど。

先ほど伊藤委員が言われたのは、それに限らず、総務の所管することの中で、事業という事業が全部ではないですけど、報告できる部分もあるんでしょうから。

そういったもので一旦報告できるものについて委員会に報告をしていただくということなので、委員会の議会報告会での報告とは別に時間を設けたほうがいいのかと思います。

中村直人委員長

今、松隈委員から御意見がありましたが、総務常任委員会としての今日までの事業について、総務部なり政策部から資料を取り寄せて、令和4年、5年についてこういう事業をやって、こういう予算を使いましたというような報告でもいいと思えますので、そこはお話をし、資料を作成したいと思えますが、よろしいですか。

所管の報告のときもありますので、それと一緒にさせていただきたいと思えますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあそのようにさせていただきたいと思えます。

ほかにございませんか。

森山林委員

自由討議ということで、新しい庁舎が出来て、たばこを吸う場所、1階のあそこに出来ておりますけれども、屋根がないわけですよ。

そして屋上は上がったことはないですけども、それはテントをされておるんですけども、一般市民からすると、下は屋根もなかやっかいと。

屋上にされているところは、自分たちでお金出し合っされておるということで、それが職員の中でも、1階は屋根がないという人たちがあっておりますので、そこら辺、庁舎が新しく出来て、そこら辺のたばこを吸う場所を、せめて屋根ぐらいはつけていただいたらどうかと思っております。

中村直人委員長

向こうをお願いをする以外ないね。

自由討議をするとしても。

和田晴美委員

その件ですけど、1階がないのは、わざとなんですか。それとも予算が無くてとかですか。

仕切りは造っても、あえて屋根が出来ていなかったのに、理由があるのかなって不思議で。

その辺、私も気にはかけていたんですけど、そのときに思ったのが、わざとなのかそうじゃないのかが気になっていたんで、そういった事情も知りたいと思っておったところでした。

松隈清之委員

自由討議なんで、もし委員会として、そういうことで、ついていない理由もあるかも含めて、そういうことをどう考えているかとか。

委員会である程度対策をしたほうがいいということで一致をするのであれば、庁舎の機能として、喫煙場を設けるのであれば、屋根ぐらいまではやっぱり設置すべきじゃないかと委員会でもとまれば、執行部に申入れをしてもいいのかなと思います。

中村直人委員長

自由討議が終わった後に執行部が入りますので、総括の前にこういう意見があるがということで、やり取りというか、事情を聞いて、そして次に進めたいと思いますが、いいですか。

なぜできないのかってここで言われても分かりませんので、執行部がいなくてどうしようもありませんので。

庁舎に関しては、総務委員会の所管でありながら、全体を見て回ったことはないやろう。

誰がどこにおるかとか、どこに何があるかとか。市長室は特に分かりません。

伊藤克也委員

庁舎つながりで1点お願いっていうか、皆さんに報告じゃないけど。

今、業者さんが、例えば、市報だとかっていうのを持ち込まれるのが西側なんですね。

紙とかっていうのは物すごくやっぱり重たい作業になるわけですね。時間もある程度かかってきて、あそこは雨避けがないんですよ。

ですので、特に紙を搬入するときに御苦労が多いということを目にしておりまして、一応、庁舎建設課には相談をさせていただいているんですが、庁舎関係ということで、つながりもありますので、東側からの搬入を許可するとか、そういった対応ができればいいのかというふうに思っています。

一応、投げかけはしていますけれども、その辺を委員会として、もしまとまるっていうことができれば、合わせてお願いもできたらなというふうに思っています。

以上です。

中村直人委員長

その件についても話をさせていただきます。

ただ、エレベーターの造りが違うけん、こっちは人を乗せる、こっちは物を載せる。

規格が違うから、そういった何かがあると思います。

表の玄関で、こうこうしているのは、あんまりよくないもんね。裏方の仕事は裏のほうでするとか。

牧瀬昭子委員

庁舎の件で、これも委員会で一致すればというところだと思うんですけど、リサイクルを持ってくる場所として、庁舎を活用されていた方々が、真木町まで持っていきのがとても大変で、真ん中辺りに回収する場所があったからとてもよかったとおっしゃっていて、やっぱり車の混雑とかがあるから撤去しましたというのが執行部側の意見だったんですけど。

新庁舎になったときに、それが整理されて、どこか置く場所が出来るのであれば、そういったものが出来ないだろうかというのを、委員会内でもし一致が図られれば、委員会から出せないかと思いますが、いかがでしょうか。

松隈清之委員

場所が変わると、もちろん遠くなった、近くなったは出てくると思うんですよ。

西のほうからすると、近くなったと言われる方もいらっしゃるかもしれないし。

ただ一つは、当時——は知らないかな、やはり搬入の車とか結構あったんですよ。

ですから、やっぱりそれが広さとか動線にもよるかもしれないですけど、やはり市役所に直接の目的じゃなくて来る車の出入りが多くて、特に短時間の車の出入りは多くなるので、それをあえてやらなければいけないのかなという気は——安全性とか考えたときに、そこはちょっと心配です。

あくまで、庁舎の敷地の管理の在り方としては、環境の面から分かりやすいとかっていうことはあるにしても、ちょっとそこは心配が残るかなと、個人的には思っています。

牧瀬昭子委員

おっしゃるとおりで、搬入の混雑が予想されるというか、起こっていたということが事実であるので。

ということもあって執行部サイドとしても今はやっていない状態にあるというのは、それは事実だと思います。

新庁舎になってそれがどうなのかっていうところを検証していただく機会を設けていただければと思ひまして、入り口とかも結構増えてきていますので、出入口が増えることによっ

て、今までは入り口が一方通行でなかなか通りにくかったとかいうことがあるかもしれませんが、その検証を執行部サイドで、新庁舎になった後に、どう考えるかっていうところも含めて、やっていただきたいなと思っているところです。

尼寺省悟委員

せっかくの話なんで、以前、私もかなり利用しとったんですけど。

土曜日と限定すれば、普通の人出入りが少ないし、土曜日ということで1週間に一遍に限定すれば、それほど混雑はしないんじゃないかな。

実際、そこにあつたものと向こうとは大分違うもんね。

私もここにはかなり持ってきよつたけど、わざわざあそこというと、2か月とか3か月に一遍とか、その辺はあるんじゃないかなかなと。

中村直人委員長

今、自由討議の中で出てきたのが、庁舎については東西の使い方ですね、西のほうから業者が入りよるから、東はできないのかというのが1点。

それから、たばこの関係で、下には屋根がないが、そういったところ。

それからリサイクルの関係、この3点が今、自由討議で、執行部に対しての意見もありますので、そこら辺の考え方を聞いて、また今後の課題として残れば、また委員会の中で自由討議をしていくと、今後やっていくということで、早急に解決しなければならない問題でもありませんので、徐々にそういった意見交換をしながらやっていければと思います。

ですので、そこら辺の3点、確認だけをさせていただきたいと思います。

よろしいですか。

和田晴美委員

課題なのか私も分からないんですけど、コロナに対する支援っていうのが、ほぼほぼもう今年度ぐらいで、新たなものが発生しないという傾向がある中で、この間の委員会でも御質問させていただきました、特別給付金、ワクチン接種費用など、これがやっぱり今年度でほぼほぼ消化っていう言い方もあれなんですけど、使わないと返さないといけないんじゃないかなっていうふうに思うと、なるべく必要な方に行き渡っているとか、なるべく使うべき方には使ってほしいという思いがあります。

そんな中で、今、結構、金額的にも3億円と1億円の合計4億円ぐらいあるんですけど、この予算を使い切れないうちに、この間感じたんですよ。金額的に大きいからですね。

それに対して、使い切り方とか、スピード、加速をつけたほうがいいんじゃないかっていうふうに委員会として提言っていうか、提案したほうがいいのかとか。

そういったものの御意見を、私の勉強も含めて、皆さんにお伺いしたいなと思っております。

すが、いかがでしょうか。

中村直人委員長

新型コロナの関係。予算的には、国から政策部にぼんと来て、それが今度は各部課に配分していくわけですよ。この件については、健康福祉みらい部だとか。

だから、うちのほうはただ予算を受けるだけの話で、そこら辺ができていませんので。

ただ、国からの予算は、これから5類に移行した後、かなり厳しく制限をしていくような感じですから。

これは国に対しての問題提起ですから。

ここで自由討議の中でやるっていうのも、どうかという気がちょっとする。

国との関係が出てくるとか、どこまでそういう補償問題が出てくるのか。

もうコロナにかかったら、今までのインフルエンザと一緒に、自分でワクチンを打ったら、自分でお金を払いなさいという方向になってきよるから。

そうすると、また生活が大変厳しいという人たちの声も出てきていますので。

そういう全体的な問題ですから、総務常任委員会だけの協議ということになるのか。

僕としては疑問視したいなと思います。

もう全体的にせないかん問題ですから。

和田晴美委員

金額がある中で、他の市町の様子を少しばかり聞いてみましたところ、待ち構えるような感じで、入ってきたら何かに運用しようというふうなことで、あんまり残っていないって、たまたま聞いたところがそういうことだったかもしれないんですけども、運用について、もうちょっと加速していいのかなという感じがして。

ただ安易にしても、本当の支援にはならないので、ちゃんと実のある使い方もせんといかんからっていうところで、御助言も頂きましたけれども。

政策自身は国の政策なので、独自というのはいできないけれども、よそがやっていたので、どうなのかなというところで提案させていただきました。

松隈清之委員

確認ですけど、それはまだ支出する歳出の予算が決まっていないお金があるから、それをちゃんと使えって言っているのか。

既に予算化されたものがあって、執行状況がまだまだ少ないってことなのか、どっちを言われているんですか。

和田晴美委員

先日の私の質問で、運用できるんですか、結構余っていますけどっていう質問に対して、

やっぱりもう振り分けは終わっていて、もしかしたらってというような曖昧なことがあったので、私はその答え方からして、このままでは結構余るんじゃないかなという感じがしました。

そうならば、簡単な考えとしては、あとはもうこのぐらいでいいのかなという部署があれば、また見直しをして、やったほうがいいのかになっていう、見直しができるのかも含めて、したほうがより活用できるんじゃないかなとか。

私も鳥栖市の運用についての情報が乏しい中、漠然とした思いではありまして、皆さんどう思っているのかなというふうに思った次第でございます。

何せキーワードとしては、こういうふうに豊かな支援っていうのは、もうラストかなというふうに思っておりますので、聞いてみているところです。

松隈清之委員

今の話でいくと、予算はそれぞれの事業の名目で、もう計上されている。

その執行率が低いとかっていうことであるならば、逆に執行部のほうが、12月でまた組み替えることとかはあり得るかもしれないですよ。

年度内にこれは消化しきれんということであれば、コロナ対策として、別に使おうとかっていうのはあるかもしれないし。

逆に、そこは執行部のほうが自分で多分考えるかなと、本当に残るようならね。残って返すっていうことがもう明らかであればですよ。

ただ、まだ幾ら来るか分からんとか、起こってからじゃないと申請が来ないとかっていうやつは、ある程度見込みで数を立てているんで、それが年度内の見込みとあまり変わらないようであれば、今の段階で執行されていなくても、それは仕方のないことかもしれないですよ。

もう残るといふなら、多分考えると思いますけど。

中村直人委員長

予算執行としてはまだ半年ありますからね。

来年の3月までありますから。

だからまだ、執行部の出方が分からないときに、それは要望として、予算執行の在り方について要望するぐらいしかないでしょうから。

それじゃあ、そこら辺も含めて、自由討議のほかに総括がありますから、総括の中でも、幾つか執行部とやり取りしていただいて、終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、自由討議を終わり、総括に入っていきますけれども、その中で、今出た関係について、執行部のほうと意見を交わすということにしたいと思っておりますので、よろしくお願

します。

それでは、執行部を入れますので暫時休憩します。

午前10時23分休憩



午前10時30分開会

中村直人委員長

再開いたします。

先ほど自由討議をしまして、自由討議の中で、庁舎についての関係があつて、業者が西からしか入れないので、東からはなぜできないのかというのが1点。

それから、たばこを吸うところに屋根がないのはなぜかと。

それから、リサイクルの関係で、庁舎の解体をした後でしかできないでしょうけれども、リサイクルの回収場所、前は市役所にあったけど、今は全部真木町のほうに持っていかにかんけれども、解体した後に、そういったものがどこかに出来ないのかという声がありました。

それとコロナの関係について、予算執行の在り方、今後どのように――まだ財政的にありましようから、今後どのような形で予算を使っていられるのか。

ただ、ここは予算をもらうだけなので、その配分をどうされるか分かりませんが、何か考え方があればお願いをしたいというふうに思います。

それから一応、その点について考え方をお示しいただいて、あと、議員側から総括的にやり取りをしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

それでは、まず喫煙所の関係ですけれども、喫煙所に関しましては、基本設計を策定した段階では、まだ場所は決まっておりました。

で、実施設計を進めていく中で、JTさんとも御相談をして、要は、建物本館を供用開始した際に、健康増進法に一番抵触しないような場所はどうかというふうな御相談をしながら、今の場所に設置をしているというような状況でございます。

一応、喫煙場所については、JTさんともお話をし、JTさんから寄贈を受けた形で設置をしているんですけれども、そのときには基本的には屋根の計画はございませんで、仮に

屋根までしますと、今度は建築確認、これはもう少し調べる必要があるんですけども、建築確認の変更申請とかが多分出てくるのではないだろうかというようなことで、今のところは屋根までは計画をしないところでございます。

それとあと、業者さんの荷物の荷下ろし、載せに関しましては、今、西側のほうで確かにやっけていただいているんですけど、雨が降っているときも西側でやっけていただいています。

で、基本的に全面供用開始をする令和7年以降の部分で、東側からの荷物の載せ下ろしも考えていたものですから、現計画の中では、雨の日に大変御迷惑をかけていると思いますけれども、西側でやっけていただいているような状況でございます。

吉田忠典市民環境部長

リサイクルの回収場所として、新庁舎の外構も全て終わった後にどうかというふうな御意見でございますけれども。

御存じかと思えますけれども、旧庁舎がまだ稼働していたときに、南側のほうに今は駐輪場になっていますけど、そこにリサイクルの収集場所をしております。

そこは収集場所になると、車といいますか、通行の往来が非常に多くなって、なかなか安全な動線の確保が難しかったということもございまして、現時点では真木町のリサイクル回収の場所に一本化をしております。

そして各町区のほうで、リサイクルの回収場所というのは月1回なり2回なりしていただいているという状況でございます。

新庁舎完成後ではどうかということもございまして、私たちとしても、交通量が非常に多くなるということ、そして来庁者もいらっしゃるということ、その動線が確保できるのか、まだ十分な検討が進んでいないということ。

それと敷地内だけじゃなくて、周辺の道路状況も、どういうふうな影響が出るのかっていうのも、十分見極める必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

松雪努政策部長

コロナ関係の臨時交付金ですけども、今のところ次の段階っていうところは、正直見えておりません。

コロナの交付金自体も経済対策とか、実際コロナで困っている方々についていうところから始まって、最近では物価高騰対策のほうに変わってきているんですね。

我々といたしましても、九州市長会とか、全国市長会を通じて、物価高騰の予算の確保をお願いしますというようなことは、これは知事会も要望されているんですが、そういう要望は、我々も国に対して行っているところでございます。

ですから、今後コロナで交付金が来るのか、今のところはっきりはしていない状況でございます。

ですので、今度は物価高騰等対策ということで、交付金が来るのか来ないのかっていうところを今後、見極める必要があるというふうに考えております。

それと、その使い方っていうところで行きますと、今回も物価高騰対策に使いなさいということで、交付金を給食費の値上げの分に充当するとかいうところで使った経緯はございます。

ですので、そこの使い方の縛りっていうところも、今のところははっきり見えていないような状況でございます。

以上です。

中村直人委員長

先ほどの自由討議を踏まえて、るる説明が執行部からありましたけれども、この件につきまして、何か皆さんのほうから御意見等あったらお願いしたいと思います。

和田晴美委員

回答頂きましたが、分からなくなっていましたので教えていただきたいんですけど。

コロナの費用と物価高騰はもう別物？併用はできないですね。

松雪努政策部長

コロナの臨時対策交付金という名前で来ているんですね。

それは物価高騰対策などに使いなさいという縛りがあるんですよ。

名前はコロナ臨時対策交付金という名前ですけど、使い方としては、そういう物価高騰対策に使いなさいというような縛りがあります。

今回、5月に5類になったということで、今後、医療費等も9万円の薬の値段を9,000円、6,000円、3,000円とかいうふうに話題が出ていますけれども、コロナ交付金という名前で今後も来るのか、正直分かりません。

ですので、我々としては物価高騰対策の交付金というのを講じてくださいという要望をしているというような状況でございます。

中村直人委員長

ほかに。

牧瀬昭子委員

吉田部長から御説明いただきました、リサイクルの件、ありがとうございます。

もちろん動線とか、周りの交通量のこととかもあるとは思いますが。

そこもあった上で、旧庁舎のときにできなくなったというところがあるとはお伺いしてお

りました。

ですので、今後そういう検討とか調査とかに入っただけであればと思うんですけれども、優先順位としては、どういうふうにお考えかというところだけでも、何か検討されていることがありますか。

吉田忠典市民環境部長

リサイクルの回収場所ということに関しましては、基本的に今真木町のほうでやっておりますけれども、確かにあそこまで遠いと、車がないと行けないというような声はたくさん伺っております。

そこで私たちとしては、各町区の中でも取り組んでいただいて、月に1回、2回なり、リサイクルの回収、資源ごみの回収を行ってもらっているというところでございます。

実際に資源物の回収の場所となりますと、もちろん市の中心部にあったほうがすごく便利だとは思いますが、課題だなと思っているところが、やっぱりある程度車が出入りもします。

大体、車とかで持ってこられる方が多いので、車とかの出入りができる場所、そして渋滞とかも引き起こさないような場所、そして施設といいますか、敷地もある程度の広さがないと、なかなか難しいというようなところもございます。

ですので、そういったことを考えますと、なかなか市の中心部で、市役所とかそういったところの敷地の中でやるっていうのは非常に難しいなというふうには思っているところがございます。

したがいまして、現在、真木町にございますので、そちらを中心に、交通の手段がない方については、町区のほうで回収に努めていただいておりますので、そちらを御利用いただければというふうに考えております。

尼寺省悟委員

さっきもこの話をしたけれども、交通量の問題であれば、例えば、曜日を限定して、日曜日とか土曜日の午前中とか、あるいは、今は町区ではプラスチックの回収はしていないよね。

だから、そういったことも含めて、そこでやれば、さっき言ったように、真木町に行くと本当に遠いし、昔は市役所であれば、月に一遍、行きよったけれども、あそこでも2か月か3か月に行って、かなり家の中にたまるし。

ですから、ぜひそういったことも検討していただければと思うんですけど。

吉田忠典市民環境部長

新しい鳥栖市役所のこの建物につきましては、災害対応の拠点というところになることでございますし、それなりに防災とか、災害の対応のときの防災拠点というふうにもなるとい

う部分もございます。

したがって、もともとのそういう市役所の建物が持つ機能を損わないようなところで考えていけたらなというふうには考えております。

中村直人委員長

よろしいですか。

伊藤克也委員

庁舎の業者の搬入方法についてですけど、全面開庁になってから東口も利用できるかどうか今検討中だということをおっしゃられたと思うんですけども。

現状、大雨のときにやっぱり搬入がかなり難しいというふうな声が届いている以上は、できるだけ早い期間で、そういった利用方法も考えていただきたいなというふうに思うんですが、その辺り、現状のまま東側を利用するとか、例えば、西口の上に搬入しやすいような方法でテントを検討していただくとか、その辺り具体的な対応については、今のところ何かありますか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

現状で申し上げますと、考えられるのは、今委員おっしゃったように、東側のほうは、雨のときだけっていうのは考えられなくはないかなというふうに思います。

伊藤克也委員

雨なんかは、紙ものとかも重たく、傷みやすいついていうか、そういったことも考えられますんで、できれば雨天時のみ利用できるとか、その辺を具体的に検討していただきたいというふうに思っていますんで、よろしくお願いします。

中村直人委員長

ほかにございませつか。

森山林委員

たばこを吸うところの件でございますけれども、1階のあそこは職員さんが多いと思います。

一般の方も吸っておられると思いますけれども、屋上にたばこを吸うところがあるというようなことで、そこには屋根がついとっちゃっかいと、単純についとっちゃっかいとこの話もあつておるようですので、私は1階のあそこにやはりどうしても屋根をつけていただきたいなど。

ということで、一般市民の皆さんからお聞きをいたしましたので、今日お願いをしたところでは。

何とか検討していただきたいなど。

中村直人委員長

まず、議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当総務常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案乙第20号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

次に、議案乙第20号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第21号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

次に、議案乙第21号令和5年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。



令和5年9月28日（木）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

委員 伊藤克也

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介

総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

総合政策課企画推進係長兼環境対策課総務主査 安永伸也

総合政策課秘書係長 有馬豊和

政策部次長兼情報政策課長 山本英規

情報政策課長補佐兼情報政策係長 廣重浩三

情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

総務課防災係長 前田良介

総務課文書法制係長 小森敏幸

総務課長補佐兼職員係長 長野稚佐

財政課長 古賀庸介

財政課財政係長 平島隆臣
財政課管財係長 西山美沙
契約検査課長 有馬秀雄
契約検査課長補佐兼契約検査係長 真子寛盛
総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也
庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博
庁舎建設課総務主査 牛島直茂
会計管理者兼出納室長 古賀和教
出納室長補佐兼審査出納係長 高島香織
議会事務局長 武富美津子
議会事務局次長兼庶務係長 西木純子
議会事務局議事調査係長 大塚隆正
選挙管理委員会事務局長 三橋和之
選挙管理委員会事務局次長 縄田明久
監査委員事務局長 山津和也
監査委員事務局次長 飛松研二

市民環境部長 吉田忠典

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

政策部審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

報告（総合政策課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について

第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和4年度指標実績について

[報告、質疑]

総務部（総務課・財政課）、選挙管理委員会事務局審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

総務部（契約検査課・庁舎建設課）、出納室・議会事務局・監査委員事務局審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

これより政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、執行部から説明を求めます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

それでは、議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定についてのうち、政策部関係の御説明をいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書の55ページ、56ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金中、デジタル基盤改革支援補助金1,014万7,000円は、行政手続きのオンライン化に伴うシステム改修経費及び地方公共団体の基幹系システムの標準化・共通化に係る経費に対する補助金でございます。

その2つ下、マイナンバーカード交付事務費補助金2,637万5,000円は、マイナンバーカード交付に要する経費に対する補助金でございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5億5,153万2,337円につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び影響を受けている地域経済や市民生活を支援するため、各課において実施いたしました事業に要した事業費の受入れに伴うものでございます。

続けて、決算書63ページ、64ページを御覧ください。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金中、K I Z U K I・看板改修支援事業費補助金508万385円につきましては、佐賀2024国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会に向け、佐賀県のK I Z U K I・看板改修支援事業を活用し、老朽化した公共性を有する案内看板等の改修及び撤去を行うものでございます。

それぞれの改修事業に関しましては、看板を所管する部署において執行いたしましたが、その受入れに伴うものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書の101ページ、102ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費につきましては、令和4年度決算における主要施策の成果の説明書の13ページをお願いいたします。

事業名は広報活動事業でございます。

事業の内容について御説明いたします。

市報とす762万8,000円につきましては、市報の発行に係る経費でございます。

令和4年度の発行部数は、34万2,560部となっているところでございます。

次の市公式ホームページ、260万円につきましては、市公式ホームページのサーバー機器の使用料などでございます。

市公式ホームページの令和4年度の閲覧件数といたしましては、144万2,690件となっているところでございます。

次のテレビ広報とす184万8,000につきましては、市政等に関する情報番組の収録から放送に至るまでの経費でございます。

毎月第3週の日曜日から土曜日まで1日5回、1回15分でございますが、市政等に関する情報番組を放送したところでございます。

次のデジタルテレビデータ放送49万5,000円につきましては、九州朝日放送KBCが提供する地上デジタルデータ放送地域発信サービス、dボタン広報紙に市の専用ホームページを設け、新型コロナウイルス感染症に関する情報などをテレビの文字放送として情報提供を行ったところでございます。

決算書にお戻りください。

101ページ、102ページをお願いいたします。

目4情報管理費、節12委託料、103ページ、104ページの節13使用料及び賃借料につきましては、主要施策の成果の説明書14ページをお願いいたします。

事業名、自治体DX推進事業でございます。

事業の目的といたしましては、国の「自治体DX推進計画」により、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化を推進し、住民の利便性の向上や業務の効率化を図るものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

標準仕様との比較分析作業271万4,000円につきましては、令和7年度を目標に自治体の基幹系システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドへのシステム移行のため、標準仕様書と現行システムとの比較分析を行ったところでございます。

行政手続きのオンライン化（27手続）1,486万9,000円につきましては、子育て15手続、介護11手続、被災者支援1手続に関する手続について、国のマイナポータルから、マイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にするための整備を行ったところでございます。

AI・RPAの導入385万円につきましては、地域福祉課及び健康増進課で試行導入を行い、事務負担軽減化を図り、全職員を対象とし、利活用に関する研修を行ったところでござい

す。

転出・転入手続きのワンストップ化458万7,000円につきましては、マイナンバーカードを使い、オンラインで転出届、転入予約ができるよう国主導の下、整備を行ったところがございます。

効果といたしましては、行政手続きのオンライン化により、市民の方が来庁せず、行政手続きができるようになるなど、住民の利便性の向上が図れたとともに、AI・RPAの活用により、事務負担の軽減化及び業務の効率化が図られたところであるため、引き続き行政手続きのオンライン化及びRPA等の推進を図ってまいりたいと考えております。

決算書にお戻りください。

103ページ、104ページでございます。

節12委託料及び節13使用料及び賃借料のその他のものとして、行政手続きオンライン化検討調査委託料2,173万5,120円につきましては、全庁的な行政手続きの洗い出し、行政手続きのオンライン化などに向けた支援、デジタル田園都市国家構想交付金申請に係る支援などに要する経費でございます。

事務機借上料等2億4,887万9,252円につきましては、基幹系情報システムのクラウドサービス利用料、財務会計システム及び文書管理システムなどの内部情報システム及びパソコン、プリンターなどの事務機器借上料等でございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

次に、決算書109、110ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目9企画費のうち、節12委託料中、住宅用地検討調査委託料990万円につきましては、主要施策の成果の説明書17ページを御覧ください。

この事業は、「2060年に将来目標人口7万5,000人～7万7,000人」の実現に向けて、人口増の受け皿となる住宅適地の調査及び確保手段の検討を行ったものでございます。

調査の結果、市街化区域内で4か所、市街化調整区域で2か所、合計16.9ヘクタールの適地を選定したところがございます。

なお、選定された候補地に関しましては、次期地区計画制度の対象地を決定する際などの判断材料として活用することを検討してまいります。

決算書125ページ、126ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2基幹統計費の主なものについて申し上げます。

主要施策の成果説明書の29ページをお願いいたします。

事業名は（国）基幹統計調査でございます。

事業の目的といたしましては、就業構造など社会の情報基盤を作成するため各所管大臣が

指定した重要な統計（基幹統計）の調査を行うものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

就業構造基本調査258万7,000円は、就業・不就業の実態を調査し、就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とし、市内52か所につきまして、指導員3名、調査員40名で調査を実施したところでございます。

その下の住宅・土地統計調査試験調査の18万円及びその下の住宅・土地統計調査単位区設定の46万5,000円につきましては、今年度実施の住宅・土地統計調査の準備行為といたしまして、それぞれ調査を実施したところでございます。

その下の経済センサス調査区管理の8,000円は、事業所又は企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料の管理、学校基本調査8,000円は学校教育行政上の基礎資料を得るため、調査などを行ったものでございます。

以上、議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定についてのうち、政策部関係の説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

決算書の103、104ページかな、総務費の情報管理費の中の使用料及び賃借料、RPAシステム使用料等。主要施策の成果の説明書だと14ページですか。

今回、試行導入で385万円ということですけど、この金額の根拠ってどうか、今これを見ると、避難行動要支援者登録とインフルエンザ予防接種予診票でやったということですけど、この使用料の根拠ってどうか、どれにどんだけかかっているのか。

なぜ聞いているかっていうと、今回2つだけしかやっていないくて、ほかにはRPAを全く稼働させていなかったのか。導入した時期にもよると思うんだけど。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

こちらの385万円の内訳といたしましては、主にRPAのライセンス料、AI・OCRのライセンス料、それと説明もいたしましたように、職員研修を1回実施しておりまして、その経費。

それとあと、そのシナリオ作成に関するSEの支援の内容となっております。

それ以外につきましては、これまでやっていなかったほかの部分につきましては、RPA等の試行を行っていないくて、先ほど言われた、健康増進課と地域福祉課の2つの業務が初めてでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

インフルエンザも多分1回しかしないと思うんですけど、コロナみたいに何回もあるんだったらやっているかもしれないですけど。

インフルエンザも多分1回で、要支援者の登録も多分1回なんで、システムの稼働時間とか物すごく短いような気がするんですよ。

だから、380万円のうちの割合っていうか、ライセンス自体が、例えば、端末が1つだったとか、端末が幾つで、使用する端末ごとにライセンスが要ると思うんですよ。

端末が1台当たり幾らとか、そこら辺、金額の割合とか。

廣重浩三情報政策課長補佐兼情報政策係長

ライセンスについては2ライセンスを使っております。

フル機能でシナリオ等を扱えるライセンスが144万円であります。

動作だけ使うライセンスについては、72万円かかるような形になっております。

松隈清之委員

最初に試行的にやったやつのシナリオづくりって、担当ではできないんで、シナリオづくり自体は多分やってもらったと思うんですよ。

その後、令和4年度では研修はやったけれども、具体的にRPA自体を稼働させるっていうことはやっていない？

いつぐらいにこれをやったのか、例えば、もう年度後半でやったから、もうこれぐらいしかできませんでしたとか。

実際やったタイミングとかって教えていただけますか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

インフルエンザ助成申請の入力業務と避難行動要支援のデータ入力につきましては、業務が年度の下半期になるもので、2つとも秋頃から冬場にかけて実施したところでございます。

インフルエンザ助成申請につきましては、担当課にその申請の内容が三、四回と分けて来る形になっております。

地域福祉課の分については、委員おっしゃるように年1回の部分でございます。

地域福祉課の分は年1回でございますので、削減効果としては、250時間が60時間削減で190時間だったんですけども、インフルエンザにつきましては、大量の申請内容が数回に分けて来るもので、1,080時間が約270時間と810時間の削減効果があったところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

効果はあると思うんですよ。

だからより早く、どういう業務をRPA化して、シナリオもなるだけ自分たちで、もちろんどういふ業務をRPAとしてできるかっていうものの選別も多分今やっているんだろうなと思うんですけど。

シナリオづくりも含めて、早くやればやるほど自分たちの仕事が楽になるということなんです。

端末とかライセンスっていうのは、今の状況だとそんなに増やさなくても、計画どおりにやればこれ以上のコストっていうのはそんなにかからないと思うんで。

あとは、いかにシナリオづくりができて、削減できるかということなんで、ぜひ頑張ってくださいたいと思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

決算書の102ページのテレビ広報とす委託料についてですけれども、主要施策の成果説明書の中でも、この作成に対して時間をかけて丁寧につくっていただいているのではないかなと思って。

これ自体、より広く見ていただく効果的なやり方として、どのように工夫をされているかということでお尋ねさせていただきたいと思います。

徳淵英樹情報政策課長補佐兼広報統計係長

テレビ広報とすにつきましては、くーみんテレビで放映しているところでございます。

それ以外につきましては、鳥栖市の公式ユーチューブのチャンネルに、放送した翌月には掲載をしまして、ユーチューブからも放送を見られるようにしております。

しかしながら、ここ数か月、テレビ広報とすの放送後のユーチューブの掲載が遅れている状況でございます。

くーみんテレビさんから映像データ等を頂くような手続を踏んでいるんですけども、今、業務等々が滞っておるような状況で、掲載が遅れている状況でございますけれども、より早くユーチューブにも掲載できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

内容を見せていただいても、募集だとか、こういう催しがありますよということをタイムリーに効果的なものとして載せることが必要かなと思いますので、ぜひくーみんさんとの連携を進めていただきたいなと思いながら、それ以外にも、すごく映像もクリアで、芸術的な

作品というのも大変見受けられ始めていて、見られている回数は多いんですけど、登録者数が560件ほどだとお見受けしました。

見られている件数でいくと、3,500件とか登録者数よりもとても見られていて、近々でいくと山笠の映像も出ていて、見せていただいたんですけど。

そういった面で、いろんな方々に鳥栖市をPRするために必要なと思いますが、その辺りを、広く鳥栖市以外の方にも広げるための工夫というのは、何か施策として考えていることはありますか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

なかなか、現状のツールといいますか、手段で効果的に広げるというのは難しい部分もございませう。

ユーチューブ等の登録者数の拡大については、やはり登録したくなるような映像等を作ることも大事だと思っておりますので、そちらに重点を置きながら、徐々に広めていきたいと考えているところでございませう。

以上でございませう。

中村直人委員長

ほかにございませうか。

松隈清之委員

議案質疑でもあったんですけど、住宅用地検討調査の結果は先ほど質疑の中でもお伺いしましたが、もちろん基本的に地区計画の活用の一つの手段になっているということですけども。

基本的な考え方として人口を増やしていきたいということなので、地区計画というのものも一つのやり方としてももちろんあると思うんですよ。

それはある程度、一定の規模でその中で適正に開発がされるっていうこともあるんですけど、地区計画の規模を下げる云々というよりも、例えば、ここはもう既存の市街化区域に隣接していて、もう市街化区域に編入——場所は変わるかもしれないですけど、要はこの使い方ですよ。

地区計画っていう一つの政策手段だけでなく、使い分けっていうか、ここはこういう使い方をしたら住宅適地になるんじゃないかとかっていうことを提案するのは、じゃあ政策部になるのか。

この情報を基に都市計画課とか、そういったところが考えるのか、この活用の仕方ですよ。

結果を受けて、あくまで一つの手段としての地区計画を活用するためだけにこれがあるのか、この調査を基にあらゆる政策手段を活用して人口を増やすための方法を考えていくのか

っていうのを提案するのは、都市計画課なのか政策部なのか。

そのリーダーシップはどこが取っていくんですか。

松雪努政策部長

当然、リーダーシップは政策部だと思っております。

住宅用地の検討をする際にも、都市計画課と総合政策課、両課で対応しておりますので、流れ的なものは当然、都市計画課も認識をしておりますので、そこは協力をしてやっていきたいと思っております。

市長公約の中にも大胆な都市計画の見直しというのが入っておりますので、その辺りも含めて、どのような体制でどのような検討を進めるべきなのかというところも含め、今検討しているところでございます。

以上です。

松隈清之委員

手続的には、市街化区域への編入ってというのは、大胆ではないですけど、実際やると結構大胆で、今まで過去に開発に伴う編入以外って多分、ほぼしてきていないと思うんですよ。

だから、すごいハードルが高いってのは分かるんですけども、開発行為の中で、調整池の整備とか、そういうのを考えていこうと思えば、ある程度の規模が必要なもので、1ヘクタールも分からんじゃないんですけども。場所によると思うんですよ。

だから、この地域はもうほぼほぼ市街化区域、で、周辺の状況から考えたときに、市街化区域でもよくないでしょうかみたいな、でも調整区域。

例えば、いや、1ヘクタールはないよねとかっていうところを、それは地区計画の基準に合わないからやらないっていうことじゃなくて。

やっぱり町をずっと見ていったときに、例えば、ここは今までやってこなかったけれども、市街化区域に編入するっていうやり方だって、まちづくりの整合性は取れるよねとか。

むしろ、市街化区域だけ見ると結構、市街化区域の場所がいびつだとか。

本来ここを市街化すべきなんじゃないですかみたいなところですから、調整区域になっている場所もあるので。

ある程度規模のある計画ってというのは、地区計画でもいいと思うんですけど。

より自然な市街化区域の形成っていうのを考えると、ハードルが高いかもしれないけれども、部分的な市街化区域の編入というのでも検討していくべきなのかなと御意見をしておきたいと思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

以上で、政策部関係議案の質疑は終了いたしました。



報告（総合政策課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について

第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和4年度指標実績について

中村直人委員長

続きまして、議案外ではございますが、執行部より報告がありますので、これをお受けしたいと思います。

では、執行部から説明をお願いします。

安永伸也総合政策課企画推進係長兼環境対策課総務主査

議案外報告でございます。

お手元のデータの鳥栖市公共施設等総合管理計画に関する報告でございます。

鳥栖市公共施設等総合管理計画に関しましては、平成29年3月に策定しておりまして、今回、令和4年度の進捗状況を報告するものでございます。

議案外報告資料の2ページ以降を御覧ください。

こちら施設類型ごとの管理に関する基本方針のうち、令和4年度の実績といたしまして、それぞれ、1. 公共施設と2のインフラ施設のうち、道路、橋りょう、上水管、下水管きよ、公園に関しまして、それぞれの進捗に関して概要を示したものでございます。

公共施設につきましては、勤労青少年ホームの解体ですとか、市役所新庁舎の建設などを記載したものでございます。

続きまして、資料の5ページを御覧ください。

公共施設中長期保全計画の内容でございまして、所管する建設経済常任委員会で報告いたします案件でございますが、公共施設等総合管理計画と基本的な考え方、関連性がございましたので、参考資料としてお示ししております。

この計画につきましては、市が所有、管理する公共施設、89施設を対象に、計画的に長寿命化のための改修を行うものでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

この表は令和9年度までの今後5年間の中期保全計画として、施設ごとの具体的な改修箇所を示したものでございます。

表中のピンクで網かけをしている部分が昨年度報告の分から変更した箇所でございます、各施設の点検状況等に応じまして改修を前倒しするなど、対応するものでございます。

なお、表中のアルファベットにつきましては、表の下に凡例でしております、それぞれの改修箇所をお示したものでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので委員から確認しておきたい点などがありましたら、お受けしたいと思っております。

牧瀬昭子委員

6ページのところから教えていただきたいんですけども、計画がずっと白紙になっているところで、もう既に終わっているということが表記しているものが、何か資料であれば、それが前もってされているんだということが分かるんですけども。

そういった資料はありますか。

過去のされた分というのは。

安永伸也総合政策課企画推進係長兼環境対策課総務主査

この中期保全計画につきましては、毎年5年単位のものを更新しておりますので、それも過去にホームページで公開させていただいておりますので、そういったものは毎年度の報告時点のものを御提示することは可能でございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ピンクで網かけしていただいている部分とかもそうですけれども、今まだ計画を進める可能性があるということで考えておいてよろしいのでしょうか。

安永伸也総合政策課企画推進係長兼環境対策課総務主査

こちらの中長期保全計画が主幹の建設部の建設課のほうで進行管理しとるものですから、ただ、お伺いしているのは、そういう点検結果を基に随時前倒しをすとか、そういうのを担当課と調整を図っておると聞いておりますので、すいません、こちらのほうでは今そういうお答えとなります。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、もう一件。

小柳洋介総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

続きまして、第7次鳥栖市総合計画前期基本計画における令和4年度指標実績について御報告をいたします。

報告資料の8ページを御覧ください。

第7次鳥栖市総合計画は計画期間を令和12年度までの10年間と定め、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成しており、令和4年度は計画期間の2年度目となります。

資料の9ページから11ページをお願いします。

前期基本計画で定めました6つの基本目標の各取組における指標の進捗状況といたしまして、令和4年度の実績値を御報告いたします。

指標の中には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものもございます。

その指標につきましては、表の中で、黒太文字にして掲載しております。

なお、指標実績は、毎年度、第7次鳥栖市総合計画基本計画指標別進捗状況の一覧として、ホームページに掲載することとしております。

最後になりますが、第7次鳥栖市総合計画前期基本計画に位置づけております指標の個別の中身につきましては、各担当課へお尋ねいただきますようお願いいたします。

以上、御説明を終わります。

中村直人委員長

ただいま説明がありましたが、何かこの際聞いておきたい点がありましたらお願いしたいと思いますが。

牧瀬昭子委員

この指標の在り方ですけれども、これはもう後期も同じように目標値を変更せずに行く流れであるということで、前半と後半とかで指標を少し変更したりとか、もう少し目標値を下げたりとかっていうことってというのは、何か可能性としては各担当課であったりするものでしょうか。

そういうのは調整するとかっていう可能性がありますか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

後期計画を策定する中で、この指標の見直し、またその基準値の見直し等につきましても検討してまいりたいと考えております。

款2 地方譲与税につきましては、項1 地方揮発譲与税をはじめ、項2 自動車重量譲与税、次の項3 森林環境譲与税がございまして、地方譲与税として2億4,459万5,000円の交付を受けたところでございます。

次に、款3 利子割交付金から款8 ゴルフ場利用税交付金まで、各交付金の交付を受けておりますが、款7 地方消費税交付金につきましては、19億448万7,000円の交付を受けております。

主要施策の成果の説明書を御覧いただき、120ページになりますが、社会保障財源化分の使途を掲載しておりますので、そちらも御覧いただければと思います。

地方消費税交付金のうち、9億9,995万7,000円が社会保障財源化分として交付されております。

この社会保障財源化分の使途につきましては、社会保障4 経費、年金医療、介護、少子化、その他社会保障政策に要する経費に使用することとされておきまして、本市におきましては、その全体経費が約119億円ございまして、国県支出金等を除いた一般財源分が約48億2,000万円でございますので、これに充当することにしております。

次に、決算書に戻っていただきまして、45ページ、46ページをお願いいたします。

款9 環境性能割交付金から、47ページ、48ページにかけての款13交通安全対策交付金まで各交付金の交付を受けております。

次に、款12地方交付税につきましては、13億7,575万5,000円の交付を受けておりますが、その内訳としましては、普通交付税が10億1,006万8,000円、特別交付税が3億6,568万7,000円となっております。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、決算書の61、62ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2 国庫補助金、目6 消防費国庫補助金、節1 消防費国庫補助金につきましては、消防団の力向上モデル事業補助金になります。

続きまして、63、64ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2 県補助金、目1 総務費県補助金、節1、総務管理費県補助金のうち、100万6,000円につきましては、子供を見守る防犯カメラ11か所の設置に対する補助金になります。

以上でございます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

続きまして、71、72ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節4選挙費委託金につきましては、令和4年7月10日に執行いたしました衆議院議員通常選挙、同年12月18日に執行いたしました佐賀県知事選挙、令和5年4月9日に執行予定であった佐賀県議会議員選挙の県委託金でございます。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

次に、73ページ、74ページをお願いいたします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入のうち、財政課分としましては、1行目の京町ビル敷地の貸付け料でございます。

次に、目2利子及び配当金につきまして、総務課、財政課関連の基金利子につきましては、財政調整基金利子をはじめ、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、土地開発基金利子でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、款19寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金につきましては、ふるさと寄附金になります。

主要施策の成果の11ページをお願いいたします。

ふるさと寄附金といたしまして、2万5,178件、4億3,423万9,100円の寄附を頂いております。

以上でございます。

古賀庸介財政課長

次に、75ページ、76ページをお願いします。

款20繰入金、項1基金繰入金は、それぞれの基金を取り崩し、財源として繰入れを行ったものでございます。

このうち、財政課分といたしましては、目1財政調整基金繰入金1億2,819万6,000円、目2公共施設整備基金繰入金10億5,000万円でございます。

次に、77ページから78ページにかけてでございますが、款21繰越金につきましては、15億3,651万4,457円となっております。

次に、79ページ、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項5収益事業収入、目1競馬事業収入1億980万円につきましては、佐賀県競馬組合の令和4年度収益に基づいて配当されたものでございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、81ページ、82ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節3消防雑入のうち、消防団員退職報償金等につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金から退団されました21人分の退職報償金等を受け入れたものでございます。

続きまして、節4雑入のうち、総務雑入の退職手当等企業会計負担金につきましては、退職者のうち、企業に在職した者3名分の在職期間中の退職手当負担分を受け入れたものとなります。

古賀庸介財政課長

同じく総務雑入のうち、財政課分の主なものについて申し上げます。

同じく81ページ、82ページの競馬事業雑入100万円につきましては、競馬場周辺市道維持補修費として、ミニ場外での売得金の一部を佐賀県競馬組合から収入したものでございます。

次に、新市町村振興宝くじ収益金交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部や人口割などにより佐賀県市町村振興協会から配分をなされたものでございます。

市町村振興宝くじ収益交付金は、サマージャンボ宝くじの収益金についての鳥栖市配分金でございます。

次に、89ページから92ページにかけてお願いいたします。

款23市債につきましては、総額52億7,620万円で、それぞれの事業等に応じて借入れを行ったものでございます。

総務部の関連といたしましては、目1総務債35億5,480万円につきましては、新庁舎整備事業に対する借入れでございます。

目5消防債570万円につきましては、防災基盤整備事業に対する借入れでございます、内容といたしましては、消火栓新設に係るものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書の95ページ、96ページをお願いいたします。

款2総務費でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費のうち、主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、会計年度任用職員報酬44人分の報酬が主なものでございます。

節2給料につきましては、市長、副市長の特別職及び職員80人分の給料と臨時的任用職員8人分の給料でございます。

節3職員手当等につきましては、一般会計職員の時間外手当を含め、期末勤勉手当、退職手当、会計年度任用職員に対する職員手当などが主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

節7報償費につきましては、本市の顧問弁護士、産業医などへの謝金及びふるさと寄附をしていただいた方への謝礼品代等になっております。

ふるさと寄附の謝礼品につきましては、当初、ふるさと寄附を5億2,000万円で見込んでいたため、不用額が発生しておるところでございます。

節11役務費のふるさと寄附金収納手数料につきましては、ふるさと寄附を管理するシステムの使用料でございます。

節12委託料の主なものといたしましては、主要施策の成果説明書の12ページをお願いいたします。

職員の資質の向上等のための職員研修委託料となります。

99ページ、100ページ目をお願いいたします。

過去文書PDF化業務委託料やふるさと寄附の謝礼品管理等委託料になります。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、京都で開催されました第73回全国高等学校駅伝競走大会に出場いたしました鳥栖工業高校に対する全国高等学校駅伝大会出場補助金などでございます。

古賀庸介財政課長

次に、103ページから106ページにかけてをお願いいたします。

目5財政管理費について申し上げます。

節8旅費から節18負担金、補助及び交付金につきましては、予算編成、予算書や財務書類の作成、市債の発行及び償還管理に要する経費でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

決算書の105、106ページをお願いします。

目7財産管理費の総務課分につきましては、節10需用費は市庁舎の修繕料が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

目17備品購入費のうち、庁用備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のためのパーティション等の購入費や新庁舎の出入りを管理するシステム購入費になります。

古賀庸介財政課長

次に、105ページから108ページにかけての目7財産管理費のうち、財政課分の主なものとしまして、105ページ、106ページの節11役務費のうち、建物共済保険料につきましては、庁舎をはじめとする建築物などの保険料でございます。

また、その下の自動車保険料につきましては、公用車の任意保険料でございます。

次に、113ページ、114ページをお願いいたします。

目12財政調整基金費の財政調整基金積立金につきましては、4億4,001万3,762円を積み立てており、令和4年度末の残高が約49億2,000万円となっております。

次に、減債基金積立金につきましては、5億287万2,233円を積み立てており、同じく年度末残高は約25億5,000万円となっております。

次に、目13公共施設整備基金費につきましては、4億6,575円を積み立てておりまして、令和4年度末の残高につきましては、約34億3,000万円となっているところでございます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

119、120ページをお願いいたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会委員の報酬、事務局職員の人件費、選挙管理委員に対する費用弁償や投開票管理システムのリース料などがございます。

次に、119、120ページから121、122ページ上段の目2選挙啓発費につきましては、ポスターコンクールなど、選挙啓発に係る諸経費でございます。

目3参議院議員選挙費につきましては、令和4年7月10日に執行いたしました参議院議員通常選挙に要した諸経費でございます。

節1報酬は投開票管理者、選挙事務補助の会計年度任用職員の報酬でございます。

節3職員手当等につきましては、期日前投票と選挙日における投開票事務に携わる職員の時間外勤務手当でございます。

節10需用費につきましては、投開票場の事務用消耗品費、選挙広報車の燃料費、投票管理者、立会人の食糧費、投票用紙計数機の修繕代などがございます。

節11役務費は選挙に係る臨時電話、携帯電話、郵送料などの通信運搬費でございます。

節12委託料につきましては、公営ポスター掲示場設置委託料等でございます。

節13材料及び賃借料につきましては、ポスター掲示板や投票所の借上料でございます。

節17備品購入費につきましては、投票用計数機などの選挙用備品の購入費でございます。

続きまして、121、122ページ下段から123、124ページ上段の目4知事選挙費につきましては、令和4年12月18日に執行いたしました佐賀県知事選挙に要した経費でございます。

目5県議会議員選挙費につきましては、鳥栖市選挙区においては無投票となりましたが、令和5年4月9日に執行予定であった佐賀県議会議員選挙の準備に要した諸経費など、諸経費でございます。

123、124ページから125、126ページ上段の目6市長選挙費につきましては、令和5年2月19日に執行いたしました鳥栖市長選挙に要した諸経費でございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

209ページ、210ページをお願いいたします。

款9 消防費、項1 消防費でございます。

目1 総務管理費の主なものについて申し上げます。

次のページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金でございます。

主要施策の成果の92ページをお願いいたします。

鳥栖・三養基地区消防事務組合の鳥栖市の負担金となります。

出動件数につきましては、下段のとおりとなっております。

戻っていただきまして、県防災航空隊負担金につきましては、防災航空隊の鳥栖市負担金分になります。

次に、目2 非常備消防費の主なものについて申し上げます。

主要施策の成果説明書の93ページをお願いいたします。

節1 報酬の消防団員報酬につきましては、団長、副団長以下消防団員の報酬でございます。

節7 報償費の退職報償金等につきましては、主に令和4年3月末に退団いたしました消防団員21名の退職報償金でございます。

戻っていただきまして、節12委託料につきましては、県消防操法大会及び昨年10月に千葉県で開催されました全国消防操法大会に出場する際の消防操法大会訓練委託料が主なものでございます。

目3 消防施設費の主なものについて申し上げます。

主要施策の成果説明書の94ページをお願いいたします。

節14工事請負費につきましては、第2分団本部格納庫補修等工事費や節18負担金、補助及び交付金として、消火栓の増設等の負担金でございます。

戻っていただきまして、213ページ、214ページをお願いいたします。

次に、目4 防災費の主なものについて申し上げます。

節11役務費の通信運搬費はコミュニティ無線システム65局分の利用料などでございます。

節12委託料につきましては、コミュニティ無線システム65局分などの点検委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、新庁舎建設に伴います消防防災無線関係機器の移設工事費の継続費でございます。

節18負担金、補助及び交付金の主なものについては、次のページをお願いいたします。

自主防災組織の結成等を推進する自主防災組織補助金でございます。

古賀庸介財政課長

次に、257ページ下段から260ページについてお願いをいたします。

款12公債費についてです。

公債費17億5,829万9,341円のうち、財政課分につきましては、目1元金分が16億8,461万2,859円。

目2利子分が地方債利子7,361万8,279円となっております。

次に、款13諸支出金、項1土地開発基金費、目1土地開発基金費、節28繰出金につきましては、基金預託の利息と基金用地貸付料の基金への繰出金でございます。

次に、款14予備費について申し上げます。

予備費につきましては、緊急の事態に対応するため、712万6,000円を充用いたしたところでございます。

主なものは、滞在型農園施設ミニキャンプ場トイレ改修工事、道路瑕疵などによるもの、全国駅伝競走大会出場に補助するものなどでございます。

なお、残額が4,287万4,000円となったところでございます。

以上で総務部関係の決算の主なものについて説明を終わります。

よろしく願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

主に基金の在り方ちゅうか、それについて聞きます。

資料としてはまず、審査意見書ですね。これの46ページと47ページ。

それから、もう一つ決算認定資料というのがありますね。これの1ページ。46ページのほうもですね。

さっきも説明があったんですが、財政調整基金の現在高が46億円から49億円と。

減債基金が20.45億円から25.48億円と。で、最終的に、143.76億円から145.8億円と。

公共施設整備基金が約10億円の取崩しがあったにもかかわらず、これだけ増えているわけですね。

それで過去のものを調べてみたんですけど、平成21年——これはリーマンショックがあった一番大変なときですけど、そのときの基金の残が36.3億円。

現在が145.8億円と、約4倍増えているわけ。

財政調整基金が15.3億円から49.2億円と、3倍以上増えているわけですよ。

ためるなどと言わんけど、どうなのかなと。

ため過ぎじゃないのかなと思うんやけれども、そこで質問ですけど、とりわけ財政調整基金と減債基金と都市開発基金と公共施設整備基金について、毎年これだけためていこうと、あるいは5年とか10年とか、幾らでもいいんですが、そういったことをめどにして、これだけ持っていこうというふうな目標っちゅうか、そういったものはあるんですかという質問です。

古賀庸介財政課長

尼寺委員の御質問にお答えします。

まず、財政調整基金の目標額につきましては、財政調整基金は各年度の財政的な調整とか、将来の財政需要に備えるという意味合いが当然ございます。

それと、あと市全体の予算を執行していく中で、その年度当初から終盤にかけての国、県補助金、市債が入ってくるまでの期間について、現金が当然不足をしております。

で、財政調整基金をはじめとして、基金から一般会計や特別会計に一時運用し、支払いをしておるようなことがございます。

そのため、現在の令和5年度の9月補正後の基金が今40億円ほどになっております。

これは令和4年ですが、令和5年の9月補正後は、40億円ほどになっておりますが、その程度については維持をしまいたいというふうに考えております。

続いて、減債基金の目標額につきましては、令和4年度の市庁舎整備事業が約40億円の事業費がございました。

で、市債が約30億円の起債をしております。

この市債の償還につきましては、後年度、年間にして約2億円の元利償還金というのが出てくる予定でございます。

この部分については、御審議いただきました、令和5年9月補正予算に計上いたしてございまして、この後、毎年2億円程度積立てをしていきたいとと考えております。

続けて、公共施設整備基金につきましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、老朽化した施設の計画的な改修を行っております。

例を挙げますと、毎年行っております、小中学校の大規模改造事業を2校同時に行っておりますが、標準的なというか、事業費としまして、4億円程度かかることもございます。

で、それに必要な一般財源が2億円程度ございまして、学校だけでございませぬので、その他改修を考えて、3億円の10年程度、現在高が必要であるかなと考えておるところでございます。

それから、都市開発基金につきましては、将来の鳥栖駅周辺整備のため、財政状況を勘案

しながらになりますが、毎年1億円程度積立てができればなど考えております。

以上、お答えとします。

尼寺省悟委員

今の答弁ですけど、結局、財政調整基金以外のものについては、それなりのことを言われたけれども、財政調整基金については、結果としてこうなっているだけであって、これをどこまで持っていこうとかいうあれはないということですね。

何でそんなことを言っているかちゅうと、さっきも言ったように、平成21年で15.3億円あったのが、現状は3倍以上に増えていると。

結果としてこんなに増えていることについて、どうなのかと思っただけなんですよ。

それでもう一つ質問ですけど、決算認定資料の1ページのところの細かい文字なんだけど、上からずっと下がって行って、財政調整基金の現在高49.2億円と。その下に、財政調整基金現在高と標準財政規模比率が書いてあるよね。これが30.2%と。

これは佐賀県内で見ると、一番多いのが嬉野市で、2番目になっているよね。佐賀市が16.2%、唐津市は9.5%と。

ということで、そういった意味では非常に高いし、で、去年は28%幾らかであって、これが順調にちゅうか、増えていると。

去年も言ったと思うけれども、平成28年の総務省の資料によると、全国平均では10%から20%が大半だと。

それに比べてみても、財政調整基金は本市の場合は物すごくやっぱり高いと。

ここまでやる必要があるのかなというふうに思うんよね。

それで、どうかと聞いても、そうだとお答えになるだろうから、次の質問をするけど……。

聞いてみようかな、あんまり——財政調整基金、どうなのか。

古賀庸介財政課長

尼寺委員から御指摘いただきましたように、財政調整基金につきましては、標準財政規模の15%から20%ぐらいが適当と言われております。

ただ、先ほども御説明して、繰り返しになるんですけど、年度途中の大型事業の進行によりということがございますが、近年、年度途中の資金不足のため、基金から一般会計に一時運用しております。

で、近年を見ますと、15億円から23億円程度、ピーク時に借りておるようなことがございます。

特に、令和4年度については、市庁舎建設がございまして、一時的に39億円を基金から借りているようなことでございます。

産業団地造成特別会計も進んでおりますが、近年、多いときは6億円を基金から一時運用するような形を取っておりますので、こういった資金が必要なときのピーク時を考えると、財政調整基金につきましては、先ほど申しましたとおり、令和5年9月補正後現在高、40億円程度を維持していきたいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

さっきも言ったように、平成21年からずっと令和4年まで、3倍以上になっていると。

それぞれの段階でも、あなたが今言ったような事業って、いっぱいあったわけよね。

それでも、なおかつこれだけ増やしてきているわけ。

それで質問を変えますけど、地方財政法の第7条に、こんなふうに書いてある。

御存じと思うけれども、「歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」

ここでいうところの決算剰余金と、ここに言うところの積立金、これについて聞きたいんですけど、ここでいう歳入歳出の決算剰余金というのは、さっきも言ったように、この7ページにあるところの実質収支額（A）マイナス（B）の11.73億円と、これでいいですか。

イエスかノーか。違うなら違うと言って。

決算剰余金はどれを指すのか。

古賀庸介財政課長

今、御指摘をいただいた分については、令和4年度の分になると思います。

で、地方財政法第7条の積立ての分は、令和4年度決算でございますので、この繰越しは、令和3年度からの繰越金ということになりまして、決算書の77ページから78ページの歳入の繰越金のところがございますが、78ページの収入済額のところが、15億3,651万4,000円となっております。

これから、翌年度に繰り越すべき財源が2億5,858万3,000円ございますが、これを差し引いた12億7,793万1,000円ということになりますので、年度が1年度前の分になりますが、令和3年度が12億7,793万1,000円となります。

以上です。

尼寺省悟委員

財政法の中には積立金の定義は書いていないけれども、普通に考えたら、46ページに書いてあるけど、この中の積立金と基金、このことではないとやろう？財政法の中でいう積立金といったものは。仮にそうだとするならば、16億円もあるから、これもおかしいなと思うけれども。

この財政法の中にある積立金つちゅうのはどれを指していて、金額は幾らなわけ？

古賀庸介財政課長

先ほど説明をいたしました、決算書77、78ページの、令和3年度からの繰越金15億3,651万4,000円のうち、先ほど説明した翌年度に繰り越すべき財源2億5,858万3,000円を差し引いた純繰越金12億7,793万1,000円について、地方財政法で、その2分の1を下回らない額を財政調整機能がある基金でございます、財政調整基金、それから減債基金、分けて積立てをしております。

金額としましては、財政調整基金に4億4,000万円、減債基金に2億2,000万円で、計6億6,000万円となりまして、先ほどの12億7,793万1,000円の2分の1を下回らない額の積立てを行っているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

分からなかったけれども、例えば、46ページの基金というふうに見れば、財政調整基金と減債基金が、あなたが言う地方財政法でいうところの積立金だと見てよろしいというわけ？

古賀庸介財政課長

尼寺委員がおっしゃったとおり、財政調整基金4億4,000万円で、減債基金のほうは5億287万1,000円ございますが、そのうちの地方財政法第7条に係る分については、2億2,000万円でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

仮に、年度を繰り越したときに、この表によると4億4,000万円と5億200万円だから、合わせて9.4億円が財政法でいうところの積立金と見ていいわけ。

古賀庸介財政課長

御質問にお答えします。

今言われた約9億4,000万円、全部ではございませんで、財政調整基金の4億4,000万円と減債基金の2億2,000万、そのほか減債基金のほうに3.3億円弱積み立てている分については、将来に備えての積立て、任意の積立てでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

私が言っているのとちょっと違うんじゃないかな。

私が言ってるのは、平成4年度のこれによると、剰余金は11.73億円で、あなたが言うところの財政調整基金と減債基金が積立てに当たって、ほかのところ都市開発基金とか、公共施

設整備基金については、該当しないと、財政調整機能があるのが、財政法でいうところの積立金なんだと。

そういうことを言っているわけでしょう。だから、ほかは違うんだと。

そう捉えていいわけでしょう。

古賀庸介財政課長

尼寺議員がおっしゃったように、都市開発基金、その他基金への積立てについて、財政調整基金と減債基金以外については、この地方財政法第7条の積立て以外の任意の積立てというところでございます。

尼寺省悟委員

だからこの場合については、合わせて9.4億円がそうなんだということでもいいわけ。

古賀庸介財政課長

財政調整基金と減債基金を足して9億4,000万円が全て、地方財政法第7条の積立ての分とおっしゃられましたので、この9億4,000万円のうち、財政調整基金と減債基金を合わせた6億6,000万円についてが、地方財政法第7条に記載されている積立ての分になります。

以上でございます。

尼寺省悟委員

通常9月の段階で繰越金が出て、今度は12億円ぐらい繰越金が出て、そしてそれを9月とか12月とか3月の補正の時々において、ほかの基金みたいに積み立てていっているわけだよね。

だから、その金額のトータルが、あなたが言うように積立てといったものが、さっき言ったようにというのが、あんまり理解できないのであって、その辺を全部含めた形で考えるのが普通じゃなかろうかなと思うけれども。

もういいです。

これについては、また聞きます。

それと最後に聞きたいのは、今後の基金の積立ての見通しということで、公開された資料の中でどこにあるのか、なかなか見つけられなかった。

それで、やっと見つけたのが、第7次総合計画の中に基金残高の推移とかいう資料があったんよ。

ここは総合計画について議論しているわけじゃないんだけど、せっかくだから言うんだけど、この基金の残高のところを見てみると、令和4年度トータルで105億円、令和5年度で99億円、令和6年度で97億円、財政調整基金は39.71億円、令和5年度は34億円と。

財政調整基金については、今後、財源不足の対応のため、令和5年度まで減少を見込んで

ますと書いてあるわけね。

これを見ると、あまりにも乖離がひど過ぎるったいね。

39億円と言うけど、実際は40億円あるし。

私がここで一番言いたいのは、少なくとも、ここで書いてある基金の問題といったものは、総合計画の中にいろんな事業を書いているわけで、いろんな時期に計画的にやっっていこうと。

その計画のベースになっているのがこの財政であって、これであるんじゃないかなと思うわけですね。

簡単に言ってみたら、これだけの金額でも、財政調整基金が39.71億円と。

それが34.06億円にあったとしても、総合計画の中にある事業はやれます、やっていますということを示しているんじゃないかなと思うんですけども。

それはどうなのか。

そうじゃないわけ。

古賀庸介財政課長

尼寺委員の御質問にお答えします。

今39.7億円は総合計画の財政見通しの基金残高についてということで御質問いただいたと思います。

この分は政策部で作成をしておりますが、申し訳ないんですが、作成手順については、存じておりませんが、政策部に聞いた部分では、計画の初年度については、基金の現在高を合わせて、総合計画の財政見通しに計上している主な事業費を勘案して、あくまで計画における試算を行ったものということでございます。

実際の決算額とは相違しているものと考えております。

それと財政調整基金を言われましたが、先ほど申し上げた公共施設整備基金、都市開発基金あるいは起債の償還、減債基金、こういったもの全てにおいて財政運営を行っているということでございまして、財政調整基金が全てじゃないというふうには考えております。

以上です。

中村直人委員長

いいですか。

尼寺省悟委員

いいです。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

財政調整基金に関連して、259、260ページに公債費の利子で、一時借入金利子6万8,203円がありますよね。

この借入れ額は幾らになりますか。(発言する者なし)

今は分からないみたいですが、結局、今の基金残高があっても、基金内で運用できずに一時借入れをしたというふうに理解していいですか。

基金残高では足りないので、借入れをしたってことなんですか。

基金のほうに利息を払ったってことですか。

古賀庸介財政課長

この一時借入金利子については、先ほど説明をいたしました、基金の一時運用の部分について、適正な利率で利子をつけて、各基金に積立てを行っておりますので、ほとんどがその利子の歳入分になるかと思えます。

以上です。

松隈清之委員

例えば、市債の利率、大体5%以内と書いてあるけど、現実的に5%とかは今ないので、適正な利率っていうのはそれぞれあるんでしょうけど、その利率と比較してどうですか。

同じぐらいの利率で払っているってこと？

古賀庸介財政課長

一時借入金の利子の利率につきましては、借入れ額や期間にはよりますが、例えば、一般会計に11億円を半年ほど貸しておるということでございますが、その利率については0.002%でございます。

それから起債の額が違いますが、1億円借りているような道路事業につきましては、15年償還でございますが、0.8%。

それから500万円ぐらい借りている事業については、0.6%——期間と金額等にもよりますが、そういった形になっております。

一時借入金利子の利子は随分と低いものになっているということでございます。

松隈清之委員

先ほどからの説明を聞く限り、財政調整基金って、一つはキャッシュフローの問題だと思うんですよ。

例えば、償還期間の長いやつは、実は一律に比較はできないんで、何とも言えないんですけど。

一時借入れ、言ったら、入ってきたら返すんで、借りている期間は短いと思うんですけど、低金利で借りて返せるってことであれば、そういった金利分が、先ほど言ったように、利率

はそんなに高くない。

ただ、どう考えても内部で融通しているほうが、ほぼほぼ利息を取っていないじゃないですか。

ほぼほぼ利息を取っていないので、市中から調達しようと思ったら、その金利では厳しいかなと思うんで。

個人的には、キャッシュフローの問題として、一時借入れを市中からしなくていいぐらいの余力は持っていたほうがいいと思うんですけど。

ただ、その額は永遠なのかっていうところですよ。

さっき言った、地方財政法の第7条でも、積立てをするか、要は借りているやつを早く返しなさいなんで。

繰上償還できるのかっていうのは、それぞれ起債にもよるかと思うんですけど。

財政調整基金の財政規模と財政調整基金の割合っていうのは、やっぱり常に固定するんじゃないかと、今後の計画とかに合わせて、ある程度一定の目標があったほうがいいし、それ以外は繰上償還できる分をしていくってことにしないと、先ほどの話もあるんだけど、どこまであればいいのかみたいになっていうところにもなってくるので。

分かりやすいところで言えば、目標を達成したら繰上償還していくとか、という方向性を出したほうがいいのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

古賀庸介財政課長

例えば、新産業集積エリアなどでは令和8年1月に操業開始ということで、先が見えておりますので、こういった部分については、適宜状況を見ながら、繰上償還をしてまいりたいかなというふうに考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

今見えているやつがどうこうとかじゃなくて、財政調整基金の規模を今後10年ぐらい見越したところで、これぐらいのキャッシュフローを考えたときに、一時借入れしなくていいぐらいのレベルっていうのをある程度想定した上で、これぐらいっていう、ここ10年ぐらいを随時見直しするとしても、これぐらいと。

あとの部分は積立てするか繰上償還するか——の使い道が、その2分の1を下回らない範囲なんで、任意積立ては任意積立てで今後の計画に合わせてやっていただいていた方がいいんですけど。

要は最低半分の積立てをするか、償還するかについては、積立てをずっとしていけば多分ずっと膨らむんですよ。

だから、そうすると、どれだけためればいいのかみたいな話は繰り返し出てくるので。

見直しは随時やるとしても、ここ10年ぐらい、例えば、財政調整基金の規模はこれぐらいにしましょうと、それ以上になる分については、繰上償還しましょうとか、何らか方向性を出したほうがいいんじゃないですかっていうことで。

別に今これを繰上償還したいとかを聞いているわけじゃなくて。

小柳秀和総務部長

財政調整基金の目標額っていうのは、なかなか設定しづらい部分ありますけれども、例えば、事業があったりとか、先ほど松隈委員が言われたみたいに運転資金として使ったりとか、そういう部分もありますので、その辺はもう見ながら、今後考えていきたいと思います。

以上でございます。

松隈清之委員

難しいと思うんですよ。

なぜなら、別にそこに明確な根拠がないから。

さっき言ったように、じゃあそこまで絶対要るかっていうと、よその地方自治体で持っていないところはどうするのかっていう話になるんで。

明確な根拠は多分ないんですけども、あくまで鳥栖市の考え方でいいですよ。

鳥栖市の考え方はこうして、例えば、この10年ぐらいは、財政需要を見ながら、さっき言ったように一時借入れももちろんできますよと、使ってできるけど、結局、利息って市民には還元されないお金じゃないですか。利息自体は。

だからある程度、キャッシュフローとして持っとく部分、要は無駄なお金、利息って基本的には無駄なお金なので。

例えば、市債自体が何かの建設に係るとかっていうのは、要はその後の受益が長く続くわけですよ。

基本的に借金してやること自体は受益が長く続くから、その期間を通じてお金を回収することになるんで。

長い期間の受益に対しては、広くその期間を通じて回収するっていう意味では、起債自体は全然悪いことじゃないし。

ただ、短期のお金を借りて利息を払うだけで、ある意味、何一つ市民に受益ってないんですよ、利息に関しては。

だから今、内部で運用しているから、本当に低金利で、内部でこっちに貸して、こっちで利息っていう話だから、結局利息を払っても、内部に返ってくるだけの話なんで、全く損しない話なんですよ。

だから、キャッシュフローと将来的な需要を見越して、今の鳥栖市ではこれぐらいはあったらいいよねっていう目標額を設定しないと、多分同じ議論を毎回聞いているんですけど、同じ議論の繰り返しになると思うんですよ。

だから、鳥栖市の考えている方針自体が正しいかは別だけど、少なくとも今こう考えてやっていますっていうのを出さないと、毎年この話を聞くはめになるんで。

何らかの方針を今後検討していったほうがいいかなと御意見を申し上げておきます。

尼寺省悟委員

言い残したことがあって、もう一個だけ。

この表を見たとしても、基金はいっぱいあるわけたいね。

減債基金が25億円、財調が49億円、都市開発基金が12億円、公共施設基金が34億円。

これだけあるわけで、それぞれの課題はいっぱいあるけど、それぞれの課題に適用した場合の基金はためているわけだよ。

財調についていろいろ聞いたけど、それぞれ目標があってやったわけではないと。

さっき言ったように、この10年間それぞれの課題がありながらも、36億円から145億円と、5倍以上に増えているわけだよ。それぞれの課題があって。

だから私は、ためるなどは言わんけど、今、目の前にいっぱい課題ってあるわけたい。

私も言ったように、一般質問でも出るように、待機児童の解消とか、それから、学童保育だけじゃなくても、保育園についても今、入所待ち児童が一番多くて50人ぐらいおると。

一番の問題は、やっぱり保育士が集まらんと。

保育士さんは何で集まらんのか、いろいろあるけれども、話によると、やっぱり福岡県の待遇がいいから向こうに行ってもらっていると。

そういった問題があるし、また、一般質問したけれども、健康スポーツセンター、夏休みは学校の分で閉設させると、あそこの市民プールはね。だから、大人も子供も水泳できんわけたいね。

だから早くしろと言ったとしても、やりたくないのか知らんけど、しないと。

土地がないならば、さっきも言ったように、産総研との間に県有地だけれども、あそこに土地がある。

あその土地が今、草ぼ一ぼ一になっているけど、あそこが変なところと言ったらいかんけれども、そこに売れる前に、早く買って、いろいろなものに使ったほうが、もっと有効にできると思うんだよね。

そういった形で、いろんなテーマがあるから、そういった目の前のやつに対して、もっとお金を注ぎ込んで、解決していく方向も取らんと、何が何でもためる、ためるというふうな

ことで進んでいくこと自体、特にこの財政調整基金をここまでやっぱりためる必要は私はないと思うんやけど。

そういったことを言っておきたいと思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

和田晴美委員

質問を変えさせていただきまして、選挙に関する質問とふるさと納税について2点質問させていただきますと思っています。

まず、選挙に関しましては、最近行われた選挙がたまたま続けてありまして、うちの選挙管理委員会事務局の職員さんは二、三人ですよ。

それで言いたいのは、人数を増やせとかではなくて、こういうふうに立て込んだ選挙とかがあって、きちんと人数が足りて運営できているのか、バイトというか会計年度任用、臨時的な職員さんを雇ってしているようだけれども、私のはたから見て、足りていないんじゃないかなど。

そういった場合、例えば、総務課に要請して、期間限定で、人員を回せるようにしているものなのか、そういったことをお伺いさせていただけないでしょうか。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

今、御指摘があったところで事実の部分もございまして、当然、昨年度ですか、選挙が立て込んで来るとき、それから今、ちまたでも出ていますけれども、解散選挙とかがあるときに、やっぱり準備期間がないということ、そういうことがあります。

現在の人員で対応できない場合は、当然、総務課の横にも執務室があるとおり、今までもそうでしたけれども、例えば、開票所の設営とかいうのは、総務課の職員に、常に応援をいただいています。

それとあと、開票所の設営だけじゃなくて、いろんな選挙に関わる仕事については、総務課の職員から応援をいただいていますし、そもそも市役所の仕事、当然、役割分担があります。

総務部の仕事、経済部の仕事、市民環境部の仕事がありますけれども、その中で配置人員は配置人員としてありますけれども、何かがあるときは恐らく――想像で物を言っちゃいかんのもかもしれませんが、来年国体がありますけれども、そのときも職員全体でやると。

当然、それぞれの職員が仕事を持っていますから、自分の担当の仕事を持っていますから、それでも足りない場合に、大変申し訳ないんですけれども、会計年度任用職員さんなりを雇うといいますか、募集して、事に対応するという。

ということですので、短くそこだけ区切ると、確かに少人数でやっているんで、きついの
も事実です。

事実ですけれども、市役所全体で対応していますので、そういう意味では、総務部長、総
務課長と連携を取りながら、事に当たっていくということですので、当然、皆さんが選挙で
きかないような状況になっては大変なことです、そういう覚悟で対応していきたいと思っ
ております。

以上です。

和田晴美委員

ありがとうございました。

もう少しだけ確認させてください。

時折、期日前投票所が大変混み合っている様子をお見受けさせていただいて、それは予想
を超える混雑で、ああいうふう待ち時間とか、行列が出来ているのでしょうか。

それとも先ほど言った、大変厳しい人員配置のために、どうしてもその時間だけの対応が、
要はキャパオーバーしているのでしょうか。

何で聞いているかって言うと、毎度毎度あれが改善されないのはどうしてかと私自身も思
って、それによって、人が多いから行きたくないっていう御意見もちょっとあったので、気
になりつつ、決算でお伺いしているところです。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

今度、新しい庁舎になりましたので、旧庁舎のときの話ということで聞いていただきたい
と思うんですけれども。

旧庁舎のときは1階の第2、第3会議室ということで、狭うございましたけれども、職員
玄関の横でやらせていただいていた。

で、不在者投票だけじゃないんですけれども、一般の投票所もそうですけど、なかなか市
民の方が来られない時間帯は、もう本当に来られないんですよ。

ただ、これが不思議なもので、一定の時間になりますと、例えば、昼食後とか、逆に仕事
が終わって家に帰る途中の時間といいますか、どうしても人が集まりやすい、人が動きやす
い時間帯というのがあるのは事実です。

今度、庁舎も新しくなりまして、解散総選挙がなければ、またしばらくちょっと間がある
んですけれども、今の庁舎の中で、今の御指摘を受けた部分が少しでも解消できるように工
夫はしたいと思っています。

今年度中に旧庁舎の解体も終わりますし、その後、周辺整備もされると思いますので、人
の動き、車の動きを考えながら、そこら辺は構築していきたいなと今のところ考えておりま

す。

以上です。

和田晴美委員

ありがとうございました。

続きまして、ふるさと納税について御質問させてください。

今日も御質問ありましたけれども、目的によって、ふるさと納税の寄附を募って、子育て支援などに多くだとか、あとは気になりますのは、市長、その他というところも2番目に多かったので、これをどういうふうに令和4年は運営していったのかなっていうところでお答えいただきたいんですけども。

あとは、このように聞いているということは、寄附した方に何かしら——どういうふうに活用させていただいたか、今日は一般財源にも入れているっていうお話を私も聞いたところですけども。

一般の方は、例えばホームページだとか、ほかの形で、どこにどういうふうな活用をしたかっていう報告を受けられるような環境にあるか、聞かせていただけますでしょうか。

緒方守総務部次長兼総務課長

今日も一般質問でお答えさせていただいたように、使途項目については、11項目つくっております。

そのような中で一番多いのが、子供の子育てに関する事業ということで、その次が市長が必要と認めるものという形になっています。

その分については和田議員からお話があったように、やはり市民に対して、どうやって伝わっていくか、そういうところについては、私たちも今後いい形で伝わるように、そこら辺は工夫をしながらやっていきたいというふうに思っております。

事業については、市長が特に認めるものとなっていますので、具体的にはなかなかお答えしづらい部分もあるんですけど、内容については、将来の都市像ということで、住みたいまちや活躍できるまち、選ばれるまちということで鳥栖スタイルの深化、そういうのをしていくための事業に現在充てているところになります。

そういう形で現在充てている形にはなっております。

和田晴美委員

ありがとうございました。

感想も含めてですけども、私自身も他市町にするときに、聞いておきながら、本当に使っているのかとか、御報告がないのであれば、なぜ聞く必要があるのかっていうふうな、これは一般人としての感覚で思っていましたので、鳥栖市の場合はどうかということで聞かせ

等で聞いていますが、恐らく返礼品がもっと厳格化になっていくんだろうなと思っていて、ここにも事務経費とか管理委託料とかっていう項目で記載されていますが、そういったことも含めて、50%以内に抑えなさいよというところじゃないかなと思うんですね。

で、鳥栖市として、その辺のルール変更によって何か影響があるのか、そこを教えてくださいなと思います。

斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長

今年の10月1日から厳格化されます。

もともと3割基準、5割基準というものがございまして、大体寄附金額の謝礼費については、3割に抑えなさいと。

で、あと経費等も含めて5割以内に抑えなさいと。

大体、寄附金額の半分ぐらいが税収として入るような内訳になっています。

で、経費の中でも対象になるものと対象にならないものっていうのがございまして、その分が今度厳格化で、対象外であったものも、例えば、返礼品の受領証明書とかの発行等については、対象外だったものを対象にしないで、5割以内に納めなさいという基準が新たに厳格化をされています。

またもう一つが、熟成肉、お米については、もともと区域外のところのやつを——お肉であれば鳥栖市に持ってきて、そこで熟成をさせて、寝かせて、それを鳥栖市の返礼品として使えたものが、寝かす程度っていうものも、ただ単に置いておくだけっていうものもありますので、基本的には区域内で生産されたもの、お米についても生産されたもの、県内で生産されたものでしか駄目ですよという基準の厳格化が 있습니다。

で、ほかの自治体で申しますと、やはり30%基準とか、そういうものを今度の厳格化によってクリアできないということで、寄附の単価自体を上げて、もともと1万円の寄附でできていたものが、1万2,000円、3,000円、5,000円とかになるというような対応を取られたり、量を減らしたりということがございます。

で、鳥栖市自体は今まで厳しく、こういうものについては、ルールを適用してきてまして、5割基準の中で経費を見直すとか、そういうものは発生するんですけども、寄附の単価等を上げずに対応できるのかなということでは考えています。

基本的には影響が少ないと考えております。

以上です。

伊藤克也委員

これまでルールを厳格に守ってこられているということですので、これからもそこを踏まえた上で、先ほど課長が言われたように、課をまたいで、これから商品の開発とか、そうい

ったところに力を入れていきたいというふうに言われましたので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

もう一点が決算書の74ページ、土地貸付収入の京町ビル敷地についてですが、まずこれはルートインホテルの前の京町ビルのことですか。

その確認をさせてください。

古賀庸介財政課長

京町ビルについては、1階が店舗になっております。居酒屋さんであるとかが入っております。

2階以上が県営の住宅という形になっている駅前のビルでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

土地は鳥栖市のもので、貸店舗と上が県営だということですね。

県営のアパート、住居、設備ということですよ。

現状を見てみると、店舗は営業されていますよね。

ただ2階は、県営の部分は今、恐らく居住されていないと思うんですが、このまま京町ビルという形でどういったことを鳥栖市として考えていらっしゃるのか、その辺を聞かせてください。

古賀庸介財政課長

伊藤委員の御質問にお答えします。

京町ビルについては、2階が県営住宅となっていて、こちらは県の所有ということになります。

1階についても8店舗ぐらいだったと思いますが、入っておりますが、店舗の所有ということになります。

鳥栖市にございますので、私どもが財産の担当課ということで、県のほうも御相談とかございまして、県に聞いたところでは、今年度は聞いた時点では、2階以上の住宅のほうに二、三軒住まわれているということでございます。

県のほうでは、先々の予定は今のところはまだ立っていないということで聞いております。

ただ、老朽化してきておりますので、今後どうしようかなという話を一緒に考えていただけますか、みたいな相談を受けたことがあります。一応、2階以上は県の所有ということになっております。

以上でございます。

伊藤克也委員

そうすると、貸し店舗分の家賃収入とかっていうのは県に入っているということですか。
それとも鳥栖市が受け取っているということですか。

古賀庸介財政課長

土地については鳥栖市のものになりますので、鳥栖市のほうに店舗のほうから。

それから、2階以上は県営住宅というところで、県からも土地代については頂いているところでは。

以上です。

伊藤克也委員

ということは、この37万2,380円というのは家賃収入と考えていいんですか。それとも土地代も含めてってということですか。

家賃収入という考えでよかったですか。

古賀庸介財政課長

こちらはあくまで店舗、それから、県営住宅についてそれぞれの持ち物ということになりますので、家賃ではなくて土地代のみ頂いております。

以上でございます。

伊藤克也委員

あそこで営業されているので、今後とも継続して営業していただきたいなと個人的には思っているんですよ。

ただし、一方では古いんで、さっき言われたように耐震であったりとか老朽化であったりとか、そういったことも今後やっぱり考えていかんばいかんと思うんですよ。

だから、営業されている方たちと、その辺もしっかりと話もされながら、今後の方向性も決めていかんばいかんとやろうばってんが、まずは県としっかりと話をしてもらいながら、今後の方向性をやっぱり決めていく必要があるのかなというふうに思っていますが、その辺、もう一回答えていただければと思います。

古賀庸介財政課長

あくまで県と店舗の所有者の方のものってということになりますので、県のほうも行く行くは数軒、現在住まれておりますが、現時点で方向性が立っているわけではないというふうには聞いておりますが、店舗の方とお話をしていきたいなということは年度の前半のほうで情報として聞いております。

以上でございます。

松隈清之委員

確認しますが、店舗は区分所有ってことですか。

古賀庸介財政課長

松隈委員が言われたとおり、区分所有ということでございます。

松隈清之委員

あの建物をどうにかするっていうときには、それこそ店舗の方々——店舗の方々が又貸しされている場合もあるかもしれんけれども、その方々と話合いをするっていうことですか。

古賀庸介財政課長

京町ビルについては、ひもとくと、店舗の方について開発か何かで京町ビルに移られたような経緯があるということで、相当の昔のことになりますが、若干関わっているというふうには聞いております。

基本的には、県と店舗の話合いによるものかなというふうに考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

引き続き74ページで、ふるさと寄附金の件ですけど、もちろん寄附額は上がってきているんですけど、よそに寄附をして、鳥栖市から出て行く分の金額って幾らになっているのか把握されていますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

令和4年度の歳入、歳出等を差し引いた分でございますと、実際、鳥栖市に入ってきたものが4億3,423万9,000円で、歳出が2億3,813万8,000円。

それに税の控除とか、そういうところを全部加味しまして、入ってきた分と出ていった分を差し引いた場合に、鳥栖市にとって3,252万3,000円がプラスになっているというところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

寄附に係る返礼品とか事務費の経費も引いたところで、残るのが3,200万円ぐらいっていうことですよ。

そうすると、実際4億3,000万円ぐらいもらっていても、実質的にプラスが3,200万円ぐらいなんで、例えば、これをもらったから何かをできる財源っていうのが3,000万円ぐらいなんです。

実質的には10分の1以下ですよ。

だから、ふるさと寄附金って、恒常的に、安定的に入ってくるわけじゃないんで、継続事業の財源にするのはちょっと難しいと思うんですよ。

なおかつ、こうやって経費もかかる、よそに出ていく部分もあるってなると、現状、ほぼ

ほぼ出ていったやつを何とか取り戻しているぐらいのことで、新たに子育てとか市長の政策によっていうのでいくと、正直、微々たるものですね。

寄附者の意向に沿った使い道をととは言われても、現状では、ほぼほぼ使える額って少ないという理解ですね。

緒方守総務部次長兼総務課長

確かに昨年度、ふるさと寄附金の額が4億3,000万円ということで、かなり減っておりますけれども、令和元年から令和3年度で見た場合には、令和元年度が、先ほどの分でいうと1億2,400万円。

令和2年度が1億9,600万円。

令和3年度が1億2,000万円のプラスになっているところです。

この分については、やはりふるさと寄附の額を増やしていく——どうやって地場産業のPRだとか、新しい商品を開発していくか、そういうことでふるさと納税を増やして行って、やはり市長が言われていますように、子育てだとかいرونなところにそのプラスの分を使えるような形にしていきたいというふうに思っています。

その分が、先ほど和田議員からもお話がありましたように、やはり総務課だけではなくて、各課協力しながら、いろんな知恵を出し合って、協力しながら、その額を増やしていける体制をつくりたいというふうに考えているところでございます。

松隈清之委員

ふるさと納税が始まったときからずっと一貫して言っているんですけど、個人的にはあんまり現状の制度は賛成じゃないんですよ。

ただ、今言うように何もしないと出ていくだけになってしまうので、やっぱり市長が言うように、現状を踏まえれば、ふるさと寄附金に力を入れなきゃいけないなと思っているんですよ。

ただ、ふるさと寄附金を増やす策って、産品を増やすとか、いろいろ出ていましたけど、それ以外に増やすためのアプローチって何か考えてありますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

その分は先ほどお話をさせていただいたように、今、プロジェクトというか、いろんな課をまたがっているいろんなアイデアを出し合っている状態です。

そういうところを加味しながら、どうやったらふるさと寄附が増えるのか、そこは今後、そういう体制づくりをしていきながら考えていきたいというふうに思っております。

松隈清之委員

もともと始まったときから反対だったかっていうと、それは別にふるさとに限らず、寄附

っていうか、できるんですよ。

今、現実的には返礼品で寄附先を選んでいる状態に近いと、僕は思っているんですよ。

要は、昔は返礼品の割合を高くして、お肉がお得だからしようとか、正直、別に使い道とかも、子育て支援とか何とか言うけれども、本当にその自治体を応援したいかどうかというよりは、失礼な言い方だけど、返礼品で選んでいるケースが多いんじゃないかなと邪推をしているんですよ。

現実にそうなっているんで、僕はそういう制度に疑問はあるんだけど。

一方では、本当に鳥栖市をふるさとにしている人も絶対にいるはずなんですよ。

そういう人って、返礼品で選ぶっていうよりは、本当に応援したい人もいるかもしれないんで、プッシュっていうか、例えば、鳥栖市出身の人が分かるのであれば、そういった方にお手紙を出すとか。

返礼品というのは、もちろん今の返礼品のリストもあっていいんですけど、例えば、鳥栖市の近況が毎月届くような、ビデオレターが毎月届くとか、だから本当に、鳥栖市出身の人で鳥栖市を応援したい、大分離れているけど、鳥栖市はどうなっているのか、みたいな人とかにこっちからアプローチして、逆にそれはお金かかんないじゃないですか。

例えば、100件あっても1,000件あっても、ビデオレターって1個つくればいいだけだから。

だからお金をかけて寄附を募るっていうよりは、本当に鳥栖市を応援してくれそうな人に寄附を募っていくような、本来のふるさと寄附金の在り方に近いようなこととかも考えるべきなんじゃないのかな。

言ったら、そういう人って多分、移らないんですよ。

寄附金が多いとか返礼品の質がどうこうとかじゃなくて、そういうお手紙が来て、もう離れているけど、こんなお手紙が来たかとか。

こういう鳥栖市の近況が分かるようなことだったら、続けてしようとかっていうことも考えられるんで。

言い方を変えればビジネスみたいなもんだから、より確実に、継続的に、そういう顧客の満足、物だけじゃなくて、気持ちも含めて満足度が高まるような返礼の仕方も考えてもらえたらなと申し上げておきます。

さらに、意見だけなんで結構です。

消防団のアンケートをやりましたよね。アンケート等委託料みたいな。

消防団にもっと入ってもらうようにみたいなことだったんだろうと思うけど、この結果と今後のそれに向けて対策とかっていうのは何か考えられていますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

アンケートの内容を踏まえて、いろんな対応をと思っています。

内容で言いますと、消防団の認知度につきましては、消火活動等については、おおむね認知をされている状況にありますけれども、それ以外の活動についての認知度がかなり低いような状況になっています。

新規入団者を増加させるために、その認知度について、活動内容、福利厚生等も含めて認知度を高める必要があるというふうに考えております。

子育て世代の方が親子で参加して、そういう消防団だとか、そういうところに触れるようなイベントを開催して、消防団がどういう活動を行っているか、そういうところを周知していきたいというふうに考えています。

アンケートの結果の中で、救命講習や消防車両への搭乗、そういうイベントがあったら参加したいという方もいらっしゃいます。

様々な工夫をしながら、これからの地域を支えていただくような、そういう方が消防団に入っただけのような取組をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

まず1点目ですけれども、先ほどから出ていたふるさと納税について、関連で質問させていただきたいんですが、松隈委員からもありましたが、鳥栖市だからこそ支援をしたい、ふるさと納税をしたいという方々もおられるかと思うんですけれども。

リピート率についてどのように検討されていますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

ふるさと納税のリピート率についてですけれども、平成20年から令和4年度まで2回以上の申込みをされた方というのが29.2%あります。

令和4年度については、41.3%ということになっております。

そのような方に対して、謝礼のお手紙とかを送るとき、先ほど松隈委員からもお話がありましたように、鳥栖市でこういうことをやっているんだよとか、いろいろそういう工夫をしながら、さらにリピートにつながるような、そういう取組を今後考えながらやっていけたらというふうに考えております。

牧瀬昭子委員

私も松隈委員がおっしゃったみたいに、気持ちのところで、鳥栖市がこんなふうになっていっているな、いいところだな、昔住んでいたけれどもとか、今後住みたいな、ということ

でつながっていけばなと思うんですけども。

質疑の中でも、魅力ある鳥栖市をどういうふうにアピールしていくかっていうお話がありましたけど、これについてももう少し具体的なところで考えていることがあればと思いますが。

部内で共有して、協力してっていうところもありましたが、何か具体案がありますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

先ほどお話しさせていただきましたように、いろんな課と話をする中で、鳥栖市の魅力、どういふことをアピールしたらふるさと納税につながるのか、やはり鳥栖市にどういふ方が関心を持って、リピートしていただいているのか、そういうところをいろいろ協議しながら、やはり鳥栖市のよさっていふのはいっぱいあると思いますので、そこら辺をPRしていけるようなことを考えていきたいと思っています。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

私も魅力が何なのかというところで、部内での共有とかがおっしゃるとおり必要なと思うんですけど。

ぜひ、市民の方々にも知恵をお借りするというのも大事かなと思うんですが、スポーツだとか、文化だとか、自然だとか、環境を生かしたとかっていうことで、鳥栖市にはいろんな魅力が山積しているんで、それをパッケージにして提供するとかっていうことも、市民の方々とお話ししていると、自分が持っている文化資産とか、文化的な技術とか、スポーツでいうといろんなプロスポーツがありますので。

そこの連携とか、そして、栖の宿とか宿泊施設にも泊まっただいて、自然を満喫していただくとか、鳥栖に来てもらう、鳥栖を満喫してもらうみたいなものも、もうされているかもしれませんが、考えていただくことはいかがかなというふうな提案がありましたが、いかがでしょうか。

緒方守総務部次長兼総務課長

牧瀬委員がおっしゃいますように、やはり鳥栖市にはいろんな資源があります。で、それこそスポーツ関係のプロチームもありますので、そういうところともふるさと納税の謝礼品等については協力しているんですけども、どういう形だったらさらに魅力が伝わるかとか。

そういうところも話をしていけばなと思っていますし、例えば、競馬場だとか、いろんな施設もありますので、そういうところからも協力をいただくとか、そういうことも考えられたらなというふうになら、話をしているところでございます。

牧瀬昭子委員

謝礼品の代金で1億5,764万6,000円ということですけども、この中身について具体的に

教えていただけますか。割合も合めて。

物と、会社にどのぐらいの金額が、この分の割合で行っているかっていうのが……（発言する者あり）

物で何々ということで、その何割ということで教えていただけますか。

斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長

鳥栖市では大手の飲料等が約8割を占めています。

で、事業者としては、登録として71事業者ございますが、その1者といいいますか、そういうところが多いと。

次にあるのが医薬品とか美容関係というのが最近増えてきています。あとプロテインとかですね。

そういうものが徐々に増えてきていますので、そういったところは今後伸ばしていけるところかなとは思っています。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ふるさと納税については、ありがとうございます。

レポートを増やすためにということですが、今後の課題として、ここをもう少ししていけばというので、今、課題として何か具体的にありますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

ふるさと納税を増やしていくというのは、やっぱり魅力がある商品を開発するというところが一番だと思っています。

先ほども話がありましたように、8割が大手の飲料メーカーというふうになっています。

ただ1つの商品に頼るとかいうことではなく、鳥栖市の中に埋もれた資源というのがかなりあるかと思しますので、そういうところを掘り起こして行って、バランスよくそういう商品を開発できるように、そういうところも考えていきたいと考えております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

続きまして、不用額の中で多かったものについての質問ですが、決算書の96ページで総務費の項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬の分で201万1,083円の不用額が出ていますけれども、これが育児休業の代替職員等の実績額が見込み額を下回ったためということで決算認定資料には書かれていたけれども、どのぐらい見込みを下回ってこの金額が不用額となったのでしょうか。

緒方守総務部次長兼総務課長

見込みにつきましては、産休、育児休業の代替職員だったりとか、欠員補充だったりで、実際50人程度の職員を見込んでいたんですけれども、実際に採用するとか、関わった人が44名だったということでございます。

牧瀬昭子委員

育児休業を取ろうと思っていたけれども、取れなかったというわけではなくてでいいのか、それとも取りたいとおっしゃっていた方の見込みで50人を見込んでいたけれども、結局取れなかったから44名で済んだということなのか、その辺りの実情を教えてください。

緒方守総務部次長兼総務課長

当初予算を算定する場合につきましては、これから産休、育休に入られる方ですとか、そういうところもまだ確定しているわけではございませんので、少し多めに予算化をしているところでございます。

実際の育児休業につきましては、女性については御存じのように100%取っていただいています、男性については令和4年度が48%の男性に取っていただいているところになります。

この分が平成30年は8%、令和2年度は25%と、そういうことで低い状態でしたけれども、令和3年ぐらいから40%を超えるような形で男性の育児休業も進んできているというふうに考えているところでございます。

牧瀬昭子委員

男性が48%取得をされたということですが、あとの52%の方が取られなかったということ、6名の方が必要ななかったということでもよろしいんですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

その分は、先ほどお話をさせていただきましたように、当初はある程度の見込みで数を出しております。

ですので、具体的にはそれと完全にリンクするというものではございません。

牧瀬昭子委員

佐賀県もかなり男性の育児休暇の取得率がとても高くなっていると新聞報道などでもありましたけれども、鳥栖市でもそれがどんどん増えてきているんだなという実情が分かりましたが、これを取りやすいように、各課でお話しするための取組というのは、どのように総務課では行われていますか。

緒方守総務部次長兼総務課長

一昨年についても、男性職員、女性職員で、各課から何人か呼んで男性の育児休業について総務課と意見交換とかをしているところです。

私たちも育児休業を男性が取りやすいような環境をつくるために、やっぱり部課長会だと

か、上司の理解も深めないといけないと思っていますので、そういうところで話をさせていただいたり、やはり男性で育児休業を長期に取られた方が、その経験をまた同じような若い男性職員に伝えたりして、そういうところで、最近は長期的な育児休業を取る方が増えてきていますので、今後も総務課としても、いい環境づくりを考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

牧瀬昭子委員

総務課でも、そういう雰囲気づくりからまずされているんだなというのが分かりました。

男性の育児休暇が増えることによって、家庭の中での虐待件数の減少ですとか、夫婦の離婚率の減少とか、産前産後のケアができる人が1人でもいるっていうことがもうとても大きな社会問題になっていると思いますので、そういうのを鳥栖市内で進めていただくというのは大変必要なことだなと思っています。

関連してですけれども、研修のところで質問させていただきたいと思いますが、主要施策の12ページで、職員の研修事業というところで質問させていただきたいと思います。

主な研修名ということで、区分が3つありまして、いろいろな研修をされているんだなというのは見て取れるんですけれども、具体的なところで、知識の習得とか、階級別の研修とか能力研修とかというのはあると思うんですが、やはり市民の方々からよく声をかけられるのは、市民側に立った目線の職員さんたちをぜひ窓口に、一番コミュニケーションを取ってくださるところにぜひ配置をしていただくためにも、そういった研修をやっていただきたいというような話がありました。

現段階でどんな研修をされているのか、具体的なところがあれば教えてください。

緒方守総務部次長兼総務課長

職員研修につきましては、分類をしております、例えば、新規採用職員につきましては、1年目に地方公務員法であったり地方自治法、防災だったりいろんな人権、また接遇のマナーとか、そういう研修を入れてすぐ行うようにしています。

若手職員については、段階的にいろんな研修を企画しております、新採で入ってからの研修で、またフォロー研修で、また1年目から3年目ぐらいの若手職員にどういう研修をしたらいいかということで、そういうことを職員が入ってどの年代ぐらいになったときにどういう研修が必要かというところを総務課でも考えて、研修を行っているところでございます。

本年度、研修ではございませんが、チューター制度という新しい制度を取り入れております。

この分は新しく入った職員が、学校、大学を卒業してすぐ入って、どういう仕事をどうやっていいかって、なかなか分からないと思うんですけれども、そういうところを聞きやすい

ような環境づくりということで、新採の方が、同じような世代の若手の職員で、この方から分からないことは聞けると、そういうような制度をつくっています。

その方が気づいたところで、例えば、窓口の対応とかで、やはり新採で分からない部分で、こういうふうな対応をしたほうがいいよとか、そういうアドバイスも頂きながら、仕事に接するような機会を設けるように本年度からしているところでございます。

牧瀬昭子委員

新採の職員さんたちも、離職率とかっていうところがよく言われるところですので、それこそ市庁舎内の雰囲気づくりで、その方たちに、一緒にお仕事していただくというのはとても大切なことだと思います。

で、一番やりにくいのは、きっと上司になっていく方々の研修になってくるのかなと思いますが、その方たちに対しての研修は今どのようにされていますでしょうか。

管理職の方たちですね。

緒方守総務部次長兼総務課長

階層階層でいろんなことを考えておまして、課長級だとか係長以上の方につきましては、例えば、リーダーシップの研修だとかキャリアアップの研修、またいろんなコンプライアンスの研修だとか、そういうところに力を入れてやっているところでございます。

また、中堅の職員については、それこそプレゼンとか、やはりいろんなところで話ができるような、そういう力を身につけるためにプレゼン研修、あと政策形成の研修、そういうところを行っているところでございます。

牧瀬昭子委員

内部の研修ももちろん大変大切だと思うんですけども、外部の方とのやり取りとかっていうのも進めることで――自治大学に派遣されるとかというのもあると思うんですが、職員さん同士、ほかの自治体と交流することで、同じ課題とか、悩みの共有とか、そういったのをやり取りできる機会とかは、この中に含まれているんでしょうか。

緒方守総務部次長兼総務課長

この中でも自治大だとかアカデミーとか、そういう研修もありますけれども、例えば、長期に人事交流という形で、今も行っていますけど、県との人事交流だとか、九州地方整備局との交流とか行っていますけれども、そのような研修とか人事交流を今後増やしていきたいと思っています。

というのが、やはり若いうちに外に出て、鳥栖市だけでは経験できないような経験をして、その経験を持ち帰って、そういうところを係だとか課で広めて、鳥栖だけの見方じゃなくて、いろんなところから経験したところの経験を取り入れられるような、そういう環境もつくっ

まず、歳入につきまして、決算書の81、82ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入でございます。

雑入のうち、議会雑入のタブレット通信費雑入につきましては、令和4年度のタブレットに係る通信費を折半して、政務活動費より御負担いただいているものでございます。

以上でございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

次に、決算書の89ページ、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、新庁舎整備事業に対する借入れでございまして、工事管理及び建設工事に係るものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

武富美津子議会事務局長

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

まず、議会費でございます。

93ページ、94ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の主なものにつきまして申し上げます。

94ページでございますが、節8旅費につきましては、議員、職員旅費及び出席費用弁償でございます。

次のページをお願いいたします。

96ページ、節18負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等への負担金及び政務活動費交付金でございます。

不用額の主なものにつきましては、政務活動費交付金の返納分額でございます。

議会費につきましては、以上でございます。

古賀和教出納室長兼会計管理者

続きまして、出納室関係でございます。

決算書105、106ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6会計管理費のうち、主なものについて御説明をいたします。

節11役務費のうち、公金振替手数料等につきましては、金融機関への手数料で、市民税、軽自動車税、国保税などの口座引き落としや窓口使用などに要する手数料でございます。

指定金融機関公金取扱手数料につきましては、指定金融機関であります佐賀銀行の公金取扱事務に係る手数料でございます。

以上、簡単ではございますが、出納室分の説明を終わらせていただきます。

有馬秀雄契約検査課長

続きまして、契約検査課分の主なものについて説明させていただきます。

決算書107、108ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目8契約検査費につきましては、契約管理システム及び電子入札システムのシステム使用料などがございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

次に、113ページ、114ページをお願いいたします。

目14新庁舎整備費の主なものについて申し上げます。

節10需用費のうち、消耗品費につきましては、新庁舎に設置をいたしました消火器の購入費等でございます。

115ページ、116ページをお願いいたします。

節12委託料のうち、建築確認等変更申請業務委託料につきましては、建築確認、申請計画変更等申請業務、省エネ適合性判定軽微変更作業等業務、開発許可変更作業業務等の委託料でございます。

工事監理委託料につきましては、新庁舎建設工事の工事監理業務委託料でございます。

移転業務委託料につきましては、新庁舎への移転のための委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、新庁舎の本館、北別館及び一部外構の工事費、各課窓口などを案内するサイン、総合案内などのカウンター、ブラインド等の取付け等の工事費でございます。

以上でございます。

山津和也監査委員事務局長

続きまして、監査委員費について御説明いたします。

決算書127、128ページをお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費のうち、主なものについて御説明いたします。

節1報酬につきましては、監査委員2名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までにつきましては、職員3名分の人件費でございます。

節8旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償で、西日本都市監査委員会の定期総会及び県内の研修会等への出席に要した経費でございます。

節12委託料につきましては、工事監査を特定非営利活動法人西日本建設技術ネットに委託し、建築では新庁舎新築工事、土木では陸上競技場改修工事をそれぞれ監査しております。

以上で議会事務局、出納室、契約検査課、庁舎建設課、監査委員事務局関係の決算の主な

現地はなしということでお願いいたします。



中村直人委員長

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 24 分散会

令和5年9月29日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働推進課地域づくり係長 小柳桂子

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民協働推進課男女参画国際交流係長 大石文枝

市民課長 田中秀信

市民課長補佐兼整備係長 栗山英規

市民課市民係長 佐藤臣久

市民課総務主査 永井英子

市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫

国保年金課健康保険係長 下村志保

国保年金課年金保険係長 徳渕文子

税務課長 佐々木利博

税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴

税務課長補佐兼市民税係長 北三希子

税務課固定資産税係長 有馬健次

税務課総務主査 田中美香

市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長 鹿毛晃之

環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛

環境対策課環境対策推進係長 井本慎太郎

環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

市民環境部審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第27号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第28号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

決算の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました、議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定についての市民環境部関係の主なものについて御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

決算書41、42ページをお願いします。

款1市税、歳出につきましては、収入済額の数字を説明させていただきます。

収入済額137億7,635万7,798円で、令和3年度決算額と比較して6億4,503万3,642円の増収となっております。

要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、市民税につきましては、所得の増加や納税義務者の増加による調定額の増加、固定資産税、都市計画税につきましては、令和3年度の新型コロナウイルス感染症による課税の特例措置の縮小や大型倉庫の新築による家屋課税の増加、新幹線関連の構築物に係る課税標準の特例が10年を迎え、令和3年度で終了したため、償却資産の課税額が増加したものでございます。

また、たばこの増税と販売本数の増加により、たばこ税の増加等がございます。

では、個別の税目について御説明いたします。

まず、項1市民税、目1個人の節1現年課税分の収入済額は38億2,269万3,180円。

節2滞納繰越分の収入済額は2,207万5,403円となっております。

目2法人の節1現年課税分の収入済額は16億8,027万2,000円。

滞納繰越分の収入済額は58万8,097円となっております。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税の節1現年課税分の収入済額は66億8,312万5,086円（127ページで66億5,818万3,365円に訂正）。

節2滞納繰越分の収入済額は2,494万1,721円となっております。

目2国有資産等所在市町村交付金につきましては、国、県が鳥栖市内に所有している固定資産に対して交付される交付金で、収入済額1,416万9,500円となっております。

次に、項3軽自動車税、目1環境性能割の収入済額は1,039万4,100円となっております。

目2種別割の節1現年課税分の収入済額は2億2,438万8,400円。

節2滞納繰越分の収入済額は704万3,354円となっております。

次に、項4市たばこ税、目1市たばこ税につきましては、収入済額6億4,535万5,660円となっております。

次に、項5都市計画税、目1都市計画税の節1現年課税分の収入済額は6億8,921万6,438

円。

滞納繰越分の収入済額は258万1,821円となっております。

項6入湯税、目1入湯税につきましては、収入済額474万1,250円となっております。

以上、市税の現年課税分の収入済額は137億2,460万8,496円で、収納率は99.5%となっております。

滞納繰越分の収入済額は5,174万9,302円で、収納率は29.2%となっております。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、決算書49、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料のうち、まちづくり推進センター使用料等につきましては、各地区まちづくり推進センターの使用料収入でございます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

次に、目3衛生使用料、節2環境衛生使用料の主なものは、斎場使用料でございまして、令和4年度決算における主要施策の成果の説明書56ページでお示しをしておりますように、令和4年度は、斎場利用件数794件のうち、市外利用者46件分の斎場使用料でございます。

田中秀信市民課長

51ページ、52ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきましては、印鑑証明手数料1万8,452件分が主なものでございます。

次に、53、54ページをお願いいたします。

節3戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明手数料1万4,949件及び住民票証明手数料3万5,753件分が主なものでございます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

目2衛生手数料、節2環境衛生手数料につきましては、狂犬病予防注射の注射済票や新規登録時の鑑札の交付手数料などがございます。

それから、節3清掃手数料のうち、ごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の販売実績による手数料収入でございます。

2行目の廃棄物処理依頼手数料、これは2トントラックによる粗大ごみ等の臨時収集及び小動物死骸の一般持込みに係る処理手数料でございます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

次に、61、62ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項3委託金、目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金、の国

民年金事務費交付金につきましては、国民年金資格の取得、喪失等の事務経費に関する交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分に対し、4分の3を県が負担したものでございます。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

次に、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金のうち、消費者行政推進事業費補助金につきましては、各市町の消費生活センターの機能強化などに対し県から助成を受けるもので、市民協働推進課内に配置しております、消費生活相談員2名に係る研修に係る経費のほか、消費者の安心、安全確保に係る啓発イベントに要する経費などが対象となっております。

なお、対象となる事業費の10分の10が補助となっております。

佐々木利博税務課長

71、72ページをお願いします。

項3委託金、目1総務費県委託金、節2徴税费受託金につきましては、市県民税納税義務者1人当たり3,000円を県より受け入れた県民税徴収等委託金でございます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1貸付収入のうち、廃棄物処理施設敷地につきましては、轟木町の不燃物処理場跡地約4,100平方メートルを有限会社鳥栖環境開発に貸付けしてありまして、その土地貸付け料でございます。

次に、75ページ、76ページをお願いします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目4地域環境整備基金繰入金、節1地域環境整備基金繰入金につきましては、地域環境整備基金の一部について、地域環境整備のための事業の財源として一般会計に繰り入れたものでございます。

詳細は後ほど歳出のほうで説明をさせていただきます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入の備考欄4行目、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業委託料につきましては、本業務に係る人件費及び事務費について、佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、83、84ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節4雑入のコミュニティ助成金330万円のうち、200万円につきましては、酒井西町のコミュニティ活動の備品整備に要する経費に対しまして助成を受けたものでございます。

また、まちづくり推進センター雑入につきましては、各地区まちづくり推進センターにおける自動販売機等の電気料相当分や電話料、コピー機及び印刷機の使用料の収入でございます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

次のページをお願いいたします。

同じく雑入で備考欄2行目の県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合へ派遣しております職員1名分の人件費相当分及び後期高齢者のはり・きゅう助成事業に係る経費などを佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

備考欄中ほどの衛生雑入でございます。

鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、本市から同組合へ派遣しております職員1名分の人件費を受け入れたものでございます。

その次の令和3年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、令和3年度分の同組合負担金のうち、精算に伴い発生した返還金でございます。

次の佐賀県東部環境施設組合雑入、これは本市から同組合へ派遣しております職員3名(128ページで4名に訂正)分の人件費を受け入れたものでございます。

令和3年度佐賀県東部環境施設組合負担金返還金につきましては、令和3年度分の同組合負担金のうち、精算に伴い発生した返還金でございます。

次の次期ごみ処理施設建設協力金につきましては、次期ごみ処理施設設置に伴う建設協力金で佐賀県東部環境施設組合より支払われたものでございます。

次に、89ページ、90ページをお願いします。

款23市債、項1市債、目2衛生債、節1環境衛生債につきましては、斎場改修に伴う起債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

佐々木利博税務課長

先ほど市税の説明の中で、項2固定資産税、目1固定資産税の節1現年課税分の収入済額66億8,312万5,086円と説明いたしましたが、実際は66億5,818万3,365円の誤りでございませ

たので、おわびして訂正いたします。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

すみません、私も先ほど衛生雑入の説明で申し上げました、資料が85、86ページでございます。

その中で、東部環境施設組合の雑入で、派遣している職員3名と申し上げましたが、4名の間違いでございました。

大変失礼いたしました。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、歳出について御説明いたします。

決算書109、110ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費の主なものについて御説明いたします。

節7報償費につきましては、市民活動支援事業検討懇話会や男女共同参画懇話会の委員謝金のほか、法律相談を行うための司法書士及び弁護士の謝金、それから、外国人のための日本語教室の講師謝金などが主なものでございます。

111、112ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、消費生活相談員2名を市民協働推進課内に配置するための消費生活相談業務委託料のほか、第3次鳥栖市男女共同参画行動計画策定に係る支援業務といたしまして、外部委託を行ったものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対します自治会活動費補助金、また、まちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

次に、目11まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。

節1報酬及び節3職員手当等につきましては、まちづくり推進センターの会計年度任用職員35人分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、まちづくり推進センターの施設管理に係る消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料などがございます。

次のページをお願いいたします。

節12委託料の主なものにつきましては、まちづくり推進センターの施設管理及び事業運営に係る委託料のほか、麓まちづくり推進センター大規模改修工事の実施設計委託料でございます。

次に、節14工事請負費の営繕工事費につきましては、鳥栖まちづくり推進センター分館事務室及び大広間の空調設備改修工事のほか、若葉まちづくり推進センター屋根防水改修工事

を行ったものでございます。

そのほか、鳥栖北まちづくり推進センター外構工事を行い、敷地出入口の拡幅や駐車場の整備、歩道際の樹木伐採などを行っております。

節18負担金、補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金につきましては、歳入で御説明いたしました、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用いたしまして、酒井西町の備品整備に対しまして補助金を交付いたしております。

また、自治公民館建設等補助金につきましては、町区の公民館等の新築、増築、改修工事を対象に助成を行うもので、令和4年度につきましては、今泉町公民館の照明器具をLEDに取り替え、空調設備の取替え工事を行ったものに対して補助金を交付いたしております。

市民協働推進課分につきましては、以上です。

佐々木利博税務課長

115、116ページをお願いいたします。

中段の項2徴税费、目1税務総務費のうち、節2給与から節4共済費につきましては、税務課職員31名のうち、29名分の人件費でございます。

なお、2名分につきましては、国民健康保険特別会計からの支出となっております。

次に、目2賦課徴収費になりますが、節11役務費につきましては、納税通知書や督促状の発送に要する通信運搬費、コンビニやスマホ収納事務手数料や滞納整理に係る預貯金調査手数料でございます。

117、118ページをお願いします。

節12委託料につきましては、固定資産税の土地を適正に評価するための固定資産評価業務委託料や地方税納税システムの税目拡大への対応や軽自動車税電子化に係るシステム改修の経費でございます。

また、繰越明許費につきましては、所得課税証明書のコンビニ交付を行うためのシステム改修費を繰り越したものでございます。

次に、節13使用料及び賃借料につきましては、滞納管理システムや土地評価システムの利用料、地方税の電子申告や共通納税のサービス使用料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、地方税共同機構等への負担金でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、法人市民税の確定申告に伴う還付金や市県民税、固定資産税など税更正に伴う還付金でございます。

なお、不用額につきましては、法人税、法人市民税等の還付金が不透明であるため、額が多くなったものでございます。

田中秀信市民課長

次に、項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費について御説明いたします。

節1 報酬から節4 共済費までは、市民課職員17名分及び会計年度任用職員9名分の人件費でございます。

次に、119、120ページをお願いいたします。

節12委託料の書かない窓口システム導入委託料につきましては、転入手続に関し、住民異動届を自動作成する異動受付支援システムの導入委託料でございます。

次に、節3 使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明書の発行を行うための戸籍総合システムやマイナンバーカード交付管理予約システムクラウドサービス利用料及びプリンター等の借上料でございます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

141、142ページをお願いいたします。

ここから国保年金課関係分について御説明申し上げます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 後期高齢者医療費の節2 給料から節4 共済費につきましては、県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名分の人件費などがございます。

次のページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、療養給付費負担金につきましては、本市の後期高齢者に係る医療費に対する公費負担分で、市の負担割合は12分の1となっております。

節27繰出金につきましては、県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担金及び低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金を後期高齢者医療特別会計に繰り出したものでございます。

次に、155、156ページをお願いいたします。

項4 国民年金事務取扱費、目1 国民年金費、節1 報酬から次のページの節13使用料及び賃借料につきましては、国民年金事務に従事する年金保険係職員3名と会計年度任用職員2名の人件費や事務経費でございます。

国保年金課関係分は以上でございます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

165、166ページをお願いいたします。

環境対策課関係分となりますが、節12委託料のうち、残土処理委託料ですけれども、これは各町区の側溝等の清掃作業等により発生したしゅんせつ残土の処理に係る委託料でございます。

なお、この不用額386万4,900円につきましては、旧ごみ焼却施設解体等調査検討事業の入札残によるものでございます。

目2 斎場費、節10 需用費の主なものでございますけれども、令和4年度決算における主要施策の成果の説明書56ページでお示ししておりますが、燃料費、それから光熱水費でございまして、主に、火葬に要した灯油代、それから電気料でございます。

また、修繕料につきましては、火葬炉、それから火葬台車等の修繕に要した費用でございます。

節12 委託料の主なものは、施設運営業務委託料でございまして、火葬炉の運転や受付業務など、施設の管理運営に関する委託料として、令和元年10月より有限会社筑紫環境サービスと業務委託契約を締結しておりますけれども、改めて令和4年10月より3年間の長期継続契約を締結しておるものでございます。

次に、節14 工事請負費、このうち斎場改修工事費につきましては、老朽化によるトイレ改修、待合室手すりの取付け、照明設備等の改修工事分でございます。

次に、項3 清掃費、目1 清掃総務費、節2 の給料から節3 職員手当等、それから節4 共済費、これにつきましては、環境対策課職員13名分と鳥栖・三養基西部環境施設組合及び佐賀県東部環境施設組合の派遣職員、合計18名分の人件費でございます。

次に、節12 委託料、このうち草刈等委託料につきましては、主要施策の成果の説明書57ページでお示ししておりますが、次期リサイクル施設用地の文化財確認調査の事前準備として、地形等の確認に必要な草刈り及び樹木の伐採、搬出を行ったものでございます。

その下の測量委託料、これにつきましては、用地境界の確認分でございます。

なお、ここで発生しています不用額375万700円につきましては、次期リサイクル施設用地取得事業における用地測量及び草刈等委託料の入札残によるものでございます。

次に、節16 公有財産購入費につきましては、佐賀県東部環境施設組合が整備を予定しております次期リサイクル施設の事業用地取得を行うため、用地購入費として支出をしており、次期リサイクル施設整備事業の進捗を図っておるところでございます。

次に、節18 負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、主要施策の成果の説明書58ページでお示しをしておりますが、現在稼働のみやき町にございますごみ処理施設の管理運営費などに対する負担金でございます。

鳥栖・三養基西部環境施設組合の構成市町であります1市2町の負担金の総額は12億3,570万4,000円でございます、そのうち本市の負担金額は8億2,302万3,000円となっております。

次の佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、これも主要施策の成果59ページでお示しをしておりますが、次期ごみ処理施設建設に係る組合への負担金でございます。

佐賀県東部環境施設組合の構成市町、2市3町の負担金総額は3億9,686万7,000円でございます、そのうち本市の負担金額は1億7,159万4,000円でございます。

次の鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ使用協力金につきましては、令和6年4月から5年間、鳥栖・三養基西部リサイクルプラザを使用することに対する当該施設の立地自治体であるみやき町への協力金でございます。

次のごみ処理施設周辺活性化交付金につきましては、主要施策の成果の説明書60ページでお示しをしておりますが、佐賀県東部環境施設組合が行う広域ごみ処理施設整備事業に伴い、当該施設の周辺地域の生活環境の保全及び増進並びに地域の活性化を図ることを目的としており、次期ごみ処理施設が所在する自治会の真木町が行う公民館建設工事及び井堰の改修に対する交付金でございます。

節24積立金につきましては、歳入で御説明いたしました、佐賀県東部環境施設組合より支払われました令和4年度分の次期ごみ処理施設建設協力金6,500万円について、全額を地域環境整備基金へ積み立てるものでございます。

次に、目2塵芥処理費でございます。

節10需用費のうち主なものは、備考欄1行目の消耗品費でございます。指定ごみ袋の作製費用でございます。

節11役務費につきましては、市内指定販売店へ支払う指定ごみ袋の販売手数料でございます。

節12委託料のうち主なものは、備考欄の2行目、塵芥収集運搬委託料。これにつきましては、各家庭から出される燃やせるごみの収集運搬に要した委託料でございます。

資源物回収指導等業務委託料につきましては、主要施策の成果の説明書61ページでお示しておりますが、衛生処理場資源物広場で利用される市民への分別指導や補助業務、それとあと、回収した資源物の運搬等に要した委託料でございます。

169、170ページをお願いいたします。

資源物分別コンテナ収集運搬委託料、これは各町区で実施しております資源物回収用のコンテナの配付及び回収した資源物が入ったコンテナの収集運搬業務に要した委託料でございます。

それから、目3し尿処理費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、収集したし尿について、下水道浄化センターで処理していることによる下水道事業会計への負担金でございます。

なお、ここで発生した不用額につきましては、し尿処理量が見込みより少なかったため生じたものでございます。

以上で議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定のうち、市民環境部分についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

168ページに次期リサイクル施設関係について計上されておりますけれども、そのことについてまとめて聞きます。

次期リサイクル施設が立石町ということで、私自身、立石町には小中学校の同級生とか、知り合いがずっと前から結構たくさんいて、いろんな話を聞きます。

一番最近聞くのは、水の問題。

リサイクル施設が鳥栖市の水道の給水区域に入っていないということで、井戸水を使ううちゅうことについて、地元の人が非常に危惧されていると。

ちょうど建設予定地の東側のところ、高速道路の上のほうで、水道が通っていないと、そういう集落があって、そこの方々が、リサイクル施設が井戸水を使うことによって、水位が下がったり、白濁したり、そういうことにならんのかということで、非常に危惧されているわけです。

もともとあそこではリサイクル施設に賛成する人も反対する人もおるけれども、賛成する人々も含めて、この問題について非常にどうなのかと。

もしそういうふうになったら、もうあそこに建てること自体、不可能なんじゃないかと。

そういうことまで言う人がおるんやけど、その辺についてはどうか。

それともう一つ、その東側のところ、未給水区域について、水道を通してほしいと、そういう声も強いということも聞いているわけです。

その辺についてはどんなふうにご考えておられるのか。

白濁とか、井戸水を使うことによって影響が出てくることに対する対応のうちゅうか、その辺はどんなふうにご考えておられるのかということをお聞きしたいんですが。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

今、尼寺委員から御意見ありましたように、地元の立石町区のほうとこれまでお話をしてくる中で、そういう御心配の声が出ているのはお聞きしております。

現状、東部環境施設組合と協議、打合せをしながら話を進めておりますけれども、今の計画といいますか、中での水につきましては、今、委員が言われたように、給水区域ではないものですから、井戸水を使っての施設運用が計画をされております。

地元のほうからもそういうお声があることも十分承知をしておりますので、東部環境施設組合では、今後、地域の中で用水調査——井戸水を一定くみ上げてみて、実際使う同じ量

の水をくみ上げる試験を行うことによって、周辺地域の井戸水への影響がないか、そういったことを調査するようにしております。

その調査というのは、もちろん事業を今から行う前の段階でありますけれども、実際、建設工事を行う中、それからその後も継続して行っていくとされておりますけれども、仮にそこで何かしらその影響が出た場合には、影響の因果関係というのをもちろん調べないと分からないと思うんですけれども、そのときに何かしらの対応が必要であれば、またそこは協議する中でやっていくものというふうに認識をしております。

以上です。

尼寺省悟委員

今、影響の調査をやっていくと。

実際、リサイクル施設で使う水というと、大体どれぐらいあるわけ。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

組合と今協議をしていく中で、あそこで従事される方が日常使う部分の水、それと施設で水を流したり、清掃したりするような水があるようです。

そういったものが、基準に照らし合わせますと、大体6立方メートル使う。

ただこれは、かなり多めに見込んでいる量なんです。

ただ、それをさらに増やして、8立方メートル使うぐらいの量を試験的にくみ上げることによって、影響がないか、そういったことを今後調べるとしてあります。

ですので、通常使うよりもかなり多い部分の量を想定した試験を行うとされております。

以上です。

尼寺省悟委員

今、影響調査をやっていくということやけれども、仮に影響調査をやったとしても、付近の井戸を使っている方について影響がないとしたとしても、今後ずっと使っていくわけよね、10年、20年。

最初は影響が出なかったとしても、10年、20年たったら、そういったことが出てくる可能性は十分あるわけだね。

それが直接リサイクル施設で水を使ったちゅうことが原因でなかったとしても、付近の人はそう考えるたいね。

そう考えたときに、直接あなた方のところじゃないかもしれんけど、立石町の人たちが要望している水道を通すといったことを、私としてはやっぱり真剣に考えるべきじゃないのかなと思うんよね。

それで、実は建設協力金というのがあるはずたい。

今、建設協力金って、たしか12億円ぐらいかな。

あるでしょう？それは今、真木町の公民館に使っているのか、建設協力金はどのように使っているんか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

まず、建設協力金でございますけれども、構成市町、鳥栖市を除きます1市3町から鳥栖市のほうでお預かりするものでございますけれども、この総額が11億5,000万円になります。

令和4年度末までにこの11億5,000万円のうち、4億3,000万円を受け入れておりますけれども、実際支出した分につきましては、今、尼寺委員が言われたように、真木町の公民館建設、それと井堰改修。あと、衛生処理場線、搬入道路になりますけれども、そこの改修。

それとあと今回、決算の中でも御説明しておりますけれども、次期リサイクル施設を立石町に建設いたしますけれども、稼働開始が遅れることによるみやき町への協力金7,500万円を含めたところで1億9,600万円をこれまで交付金として活用しております。

これについては、基金の中で取崩しといたしますか、していくということで、議会のほうにも御説明させていただきながら進めてきたところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

建設協力金やけど、みやき町は御承知のように、いろんな形で、整備してきたと。

だから、この協力金を使って、さっき言った立石町の未給水区域に対して、給水するとか、そういったことで使うといったことについて、鳥栖市でそういった議論をしたことはないわけ？

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

地元立石町区のほうからそういった御心配の声があったことについては、庁内で共有をしております。

具体的に給水区域を拡大して、市で水道の手当てをとというようなことも含め、庁内でそういった現状の認識、共有はしております。

ただ現状において、給水区域を拡大するといったところまでの結論も含め、そういったことはしていません。

現状、井戸水を使った施設運用をやっていくという現状の計画で、そういった先ほどの影響調査等を見ながら、必要に応じた対応を図っていくということになるかと思えます。

以上です。

尼寺省悟委員

立石町の何人かの方からそういった話を聞いたったいね。

建設協力金があるならば、水道を通せと。

だから、そのこと自体は町から正式な要望としては上がってはいないわけ？

区長さんからとか、そういった話は。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

井戸水では心配だというお声はありますし、ぜひ水道というようなことを一部の住民の方から届いた声はありますけれども、具体的にどういった財源を活用してというようなところまでは言及はされておられません。

以上です。

尼寺省悟委員

町から正式な話はないと言ったけれども、やっぱり今後、私は当然出てくると思うんだよね。

現に何人かの方からそういう話を聞いているし。

だから、そういった心配っちゅうか、さっきも言ったように、当面の使用料で5トンとか6トンとかやってみて、影響がなかったとしても、ずっと使い続けていくと、そういったことも出てくるんやけん、あそこを給水区域にするというのは、鳥栖市の責任になるわけでしょう？

東部環境全体のあれになるわけ？あそこを給水区域にするっちゅうのは。

鳥栖市しかできんわけでしょう。

部長、そういったことを考えるべきだと思うんやけど、どうですか。

吉田忠典市民環境部長

先ほどから鹿毛が申し上げておりますけれども、地元の御心配はお聞きをしているところでございます。

水道を敷設するに関しましても、いろんな条件整備というか、地元の方が敷設されることに同意するとか、そういった条件整備をしていかなければならないと考えておりますので、そこは地元ともしっかりお話をしながら、検討していきたいと思っております。

尼寺省悟委員

だから私が何回も言っているように、新たに鳥栖市のお金でやるということは、建設協力金があるんだから、それはもともと地元のために使うお金だと聞いているんだから。

例えば、真木町に公民館を建てたと同じような形で、それと同様に、やっぱりそういった声があるならば、それに使うべきだとこの際、言っておきたいと思います。

それから、公害防止協定ですが、公害防止協定は今、次期焼却施設のところでは、真木町と久留米の小森野？あそこだけとしか結んでいないと聞いているんやけど、どうですか。

だったらほかの町からも、例えば、下野町とかあさひ新町とか、あの辺の周辺の町から公害防止協定を結べという話を聞いているけれども、それについては？

それから、さっき言った立石町についても、その辺はどう考えているわけ？

なかなかやろうとはしていないというふうに聞いているんやけれども。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

現在締結済みのところは、今、委員御紹介のとおりでございます。

ただ、残りの関係する自治会の皆様とは今、協議を継続して行っているところでございますので、これからまた話をしていく中で、必要なタイミングといたしますか、そういった協議が調い次第、締結をしていくことになるかと思えます。

以上です。

尼寺省悟委員

今、話をしている最中であって、その話がまとまれば結ぶと。

公害防止協定を結ぶというふうに理解していいわけですね。

立石町とも、さっき言った周辺区域ね。

弥生が丘とか、全てにこんなこと言っているわけじゃないのだけれども。

そういった周辺区域、その地域から要望があったところについては、公害防止協定を結ぶという基本的な考え方はあるというふうに理解してよろしいですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

公害防止協定につきましては、希望される場所全てとかいうことじゃなくて、今、お話をさせていただいている周辺地域の自治会の皆様方とそれが必ずしも必須条件ってことはないのかもしれませんが、やはりそういった施設が立地するというので、地元の皆様方に御理解いただくとともに、何かあったときのことを考えた上での協定だと思っております。

ですので、そういったところについては引き続き協議をしていく中で、必要なところで締結をしていくことになると思えます。

以上です。

尼寺省悟委員

結ぼうと思っている町区と結ぼうとっていない町区って具体的に挙げられる？

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

今、そういったお話をさせていただいているのは、周辺自治会地域ということで、安楽寺町、下野町とあさひ新町でございます。

尼寺省悟委員

安楽寺町と立石町と下野町とあさひ新町と言われたわけね。今4つ言われたね。

立石町は入っていない？

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

安楽寺町、下野町、あさひ新町、立石町、以上です。

尼寺省悟委員

だから、安楽寺町と下野町とあさひ新町と立石町について今協議をされていて、そこは結ぶ考えが基本的にあるというふうに理解していいわけ？

それとも協議はしているけれども、基本的にそれら4つ全部結ぶとは考えていない、協議次第だと、そういうこと？

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

締結を前提に地元の皆さんと話をしておりますので、あとは地元の皆さん方との交渉といえますか、話の中で、先方さんの御意向ももちろんあるでしょうから、我々としては今の4つの自治会と協定締結に向けたお話を継続して行っていくこととなります。

以上です。

尼寺省悟委員

基本的に周辺区域で希望があるところは結ぶのが普通だと思うけど、結ばないのは特別な理由があるということだと思うが、何がそうなのかということはいいですけど、その辺について、後で当然、質問が出てくると思うんやけど。どうして結ばんのかというところがね。

今日はいいですけど。

だから、基本的に立石町については結ぶ考えはあるんでしょう。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

まだ締結まで議論が煮詰まっておりませんが、方向としては、そういった方向で考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

また次、質問を変えます。

真木町の次期ごみ焼却施設の稼働の予定っちゅうんか、10月か11月だと聞いているんやけれども、そこにパッカー車が運搬してくる道路、特にみやき町とか上峰町とか神崎市とか、国道34号を通過して、そして、バイパスの県道17号との交差点、轟木町のところから折れて、そして途中から変わって、安良川の堤防の横の道路を通過して入ってくるというふうに聞いているんやけれども。

その幅がまだ進んでいないと聞いているけれども、それは間に合うわけ？それは大丈夫

夫なわけ？

まだ拡幅が進んでいないから、間に合うかっちゅう話も聞いたけれども、その辺はどうか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

市道衛生処理場線のことかと思えますけれども、現在工事中でございます。

この工事につきましては、工期そのものが年内というようなことで、そもそも予定をされている工事でございます。

今のところまだ完了はもちろんしておりませんが、年内には完了するものと思っております。

そういう中で、先ほど委員が触れられた、試運転が11月15日から始まるということは、先日のこの委員会の中でも議案外で報告をさせていただいたと思うんですけども、11月15日までに終わらない可能性というのは否定できません。

ただ、工期としては年内ですので、年内のなるべく早い時期に終わるものと思っておりますので、もちろん来年4月の本稼働までには完了するものと思っております。

以上です。

尼寺省悟委員

いや、今の話だったら、年内でしょう？その間どうするわけ？

どこを通ってもらうわけ？

今の何とか線は通らんで、ほかのところを通ってもらうしかないけど、それは大丈夫なわけ？ちゃんと了解というか、取っているわけ？

誰もが考えるのは、そこを通らんで、例えば、上峰町とかみやき町とかその辺やったら、34号を通らないで、下のほうを通ったほうが一番いいんやけど、そこを通ってもらうという形になるわけ？

その完了するまでの間は。

その間はどこを通ってもらうわけ？

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

まだ、実際の工事に伴う規制といいますか、完全封鎖しないとできないものなのか、片側通行でできるのか、そこはまだはっきりしておりません。

ただあそこが、今委員が言われるように、搬入路等の一部になっておりますので、11月15日の試運転以降の通行については、そういったことが想定で考えられますということは構成市町にはお伝えしたところです。

仮に片側通行とか、信号機設置とかで規制がかかった場合に、もしそこを通るのに時間が

なし公用車というか、私有車の使用に当たっては、やっぱり改善すべきじゃないかなと思っております。

もしもの話ですけれども、例えば、この一括補助金のほうで、そういった公用車をリースなり、買上げで準備をするとしたら、ここを増額とかして、先ほど言ったリース——公用車をまちづくりセンターについて1台ずつ御準備いただくっていうのは、今後のやり方として可能なのか、その辺りを教えていただければ助かります。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

ただいまの御質問ですけれども、今、市でお支払いをしている自動車借上料をまちづくり推進協議会の一括補助金の中からリースなり公用車を購入するなりの方法ができないかとの御質問ですけれども。

方法としては不可能ではないと考えております。

ただ、そこにつきましては、今後まちづくり推進協議会との協議も必要になってまいりますので、結論が出るまでには少し時間がかかるかというふうに思います。

以上です。

和田晴美委員

それに関して質問ですけれども、例えば、安易にこういった数字が見えましたので、提案兼方向性の確認をさせていただきましたけれども、まだ別にやり方があるとか、検討しているということがあるのか教えていただけますでしょうか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

6月の一般質問で御質問いただいた際に、議員からは公用車の整備をすべきではないかということで御質問いただき、整備の方法といたしましては、私どものほうでも当時も検討いたしましたし、それ以降も検討してきたところでございます。

方法としては、やはり市で準備をするのか、今、議員からお話がありましたように、まちづくり推進協議会で整備をするのかというような2つの方法しかないのかなと考えております。

前回御質問いただいた以降の状況といたしましては、庁内の会議のほうで、いくつか諮ってまいりましたけれども、現時点におきましては、まずはまちづくり推進協議会で使用されている状況、まちづくり推進センターごとに頻度の多い少ないというのがございますので、そういったところで、業務の平準化と申しますか、業務の見直し、そういったものを進めるべきではないかというふうなことになっております。

ですので、公用車の整備をする前に、まちづくり推進センターでの業務、まちづくり推進協議会としての業務、こういったものの見直しが必要ではないかということになっておりま

す。

以上です。

和田晴美委員

御説明ありがとうございます。

ちょっと分かりにくくて、私が先ほどの御説明で解釈いたしましたのが、まず、まちづくり推進センターごとに、要は車を利用する業務がセンターごとで違うので、それをちょっと整理してどのくらいの分量か、そこから要は公用車が必要か必要じゃないかを考えるっていうことで間違っていないか、お願いいたします。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

議員も御承知のことと思いますけれども、まちづくり推進センター職員の今の私有車の公務使用の状況といたしましては、銀行へ出ること、あるいは消耗品等の買い出しに出ること、あとは市役所への事務連絡、会議等でお使いになることが多うございます。

市役所にお越しいただく部分は別といたしまして、銀行へ出向かれる場合、あるいは消耗品等の買い出しに出られるもの、銀行に向かう頻度、こういったものについて、まちセンごとで少し日数等の取扱いが異なりますし、消耗品等の買い出し等につきましても、計画的にすべきではないか、例えば、その都度買いに行くのではなく、週に1度、今後必要なものについて取りまとめて、一斉に買いに行くなど、そういう業務の整理が必要だろうということでございます。

公用車を導入するという以前にこれを整理すべきではないかということでございます。

以上です。

和田晴美委員

重要なことなので、追加で確認を。

先ほどの御説明は分かったんですが、再度確認ですけど、公用車が必要じゃないかという部分は、どういった基準で答えを出すっていうか、そこを聞きたいんですけど。

次の質問としては、私はもう必要な頻度が大体業務内容として、どこも同じという考え方から、要るんじゃないかというふうに思っているんですけども。

10か所ですかね。

導入するかしないかは、前向きに今考えているのか、そうじゃなくて、業務内容を圧縮して、公用車がなくてもいいって業務に変えようとしているのか、そこが分からなかったの、お考えを聞かせていただけますでしょうか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

公用車と言うと少し私有車として使っている部分もございますので、車が必要か必要でな

いかと申しますと、車が必要だろうということです。

その方法として、公用車として整備をするのか、今の私有車の公務使用を継続するのが違うということですね。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

市税の中ですけども、収納率は高いと思っているんですよ。

収納率は非常に優秀だと思っています。

ただ、収入未済額もそのうち不納欠損になるのかもしれないですけど、不納欠損はやはり率としては少ないけど、基本的には望ましくはないじゃないですか。

だから、不納欠損の落とし方って言うのか、これはもう徴収不可だって判断したやつの割合ってどのぐらいあるんですか。

所得の状況とか見たときに。

実際その後、非課税になっているのかとか。

佐々木利博税務課長

不納欠損の場合、財産が無財産だとか、生活困窮とかによって、執行停止を行った方のものが不納欠損で落ちていっているものになります。

実際、件数的にも令和4年度で638件、令和3年度が810件という形で、増減はあるところですけども、やはり生活困窮とかでどうしても納めることができないということで、もう不納欠損にしているところになります。

以上です。

松隈清之委員

だから生活困窮とかで——もうその後、その方々は600何十件だったかな、それはもう非課税とかになっているんですか。

生活困窮で税金を払えないからって。

佐々木利博税務課長

執行停止の場合は差押えとかできる財産がないということになった場合に執行停止をさせてもらっています。

給与とかで月10万円以上あれば差押えとかができますが、そこまでないと差押えとかできなくなりますので、最終的には執行停止という形になります。

ですので、必ずしも非課税になるということではございません。

松隈清之委員

ということは、もちろん所得が上がったりとか、相続とかで財産が増えたりとかってない限りは、ずっと未納というか、滞納という状態が、その方々は続くってということで理解していいですか。

佐々木利博税務課長

必ずしもずっとっていう形でなく、その翌年の収入があった場合とかになると納めてもらう形になりますので、ずっとそういう形になるということではございません。

松隈清之委員

もちろん収入が上がればそうでしょうけど、ずっと滞納しているから——これ5年？

その前にも執行停止するか、短くても。

言ったら、滞納分ってたまるじゃないですか。

例えば、幸運にも翌年に所得が上がりましたと。滞納分は払わないかんですよ。

結構、滞納分のやつもたまっていくと思うんで、なかなか改善しないんじゃないかなと思うんですけど。

現実どうですか？

例えば、600件とか800件とかって言われたけど。

佐々木利博税務課長

あくまでも自主納付をしてもらっていますので、必ず滞納で不納欠損になるっていうことではございません。

松隈清之委員

生活が成り立たんようになるまで取り立てろとはもちろん言わないんですけど。

当然、滞納整理とか予算も組んであるし、システムも組んであるんで、そういう自主的なじゃなくて、払えるなら払ってくださいってやっぱり言わないかんですよ。

あるけど自主的だから滞納の分は払えませんかってわけではないんでしょう？

佐々木利博税務課長

生活困窮とかで執行停止にして、通常3年間改善しなければ、執行停止の中で時効が迎えられるっていう形になりますけれども、その3年間の中で、財産調査というのを執行停止させてもらっている方についても毎年させてもらって、継続するか執行停止を解除するかという形を取っています。

ですので、ずっと滞納でやるということではない、執行停止が必ずしも不納欠損につながるというものでもございません。

松隈清之委員

分かりました。

引き続き、120ページの書かない窓口システムですけど、これは導入されているのは市民課だけですね。

今いろいろな手続って言うのって、市民課に限らず、例えば、転入とかの場合は市民課だけに限らず、いろんなところを回ったりするんだけれども、これは1回ここに行ってやれば、ほかのところでも書かなくていいよとかっていう感じではない？

もともとつくられていないし、今後もその予定はないということですか。

田中秀信市民課長

今回導入の当初のきっかけとしては、異動の多い転入に特化したってところからスタートしております。

まずは今後、市民課内でそういった異動の手続についての展開というところで進めておりますけれども、将来的には政策部が主導になりますけれども、全体の中でのオンライン手続とか、そういった行かない窓口、それと今回導入した書かない窓口、そういった中での展開を検討していく必要があるかなと思いますけど、まだ具体的なところまでには現時点では至っていないというところでございます。

松隈清之委員

書かない窓口自体は、今もう既に始まっているんですか。

令和4年度の予算ではありますけど。

実際、書かない窓口の利便性とかってどんなふうに感じられていますか。

田中秀信市民課長

転入手続で今導入しておりますけれども、従来でありましたら、転入に来られた方は転出元の市町村から転出証明書をお持ちいただいて、市民課の記載所で転入届を記載していただきます。

それから、順番でお呼びいたしまして、異動の内容の確認をしていただくという手続ですけども、今回導入することによって、書かなくていい、要は最初に記入しなくていいという時間が、今回、転入者の方はもうなくなっております。

ただ、受付の時間、やはり確認とかの時間は必要ですけども、転入者の方にとっては書く時間がもう削減されたということで、滞在時間の短縮につながっているものと考えております。

松隈清之委員

いわゆる転入転出とか、市町村をまたぐ手続って言うのは、マイナンバーカードですね。

それが結構便利だともともと聞いているんですけど、これはマイナンバーカードとは直結はしていないんですか。

マイナンバーカードを持っていたら、逆に書かない窓口システムも要らないとかっていうわけではないですか。

田中秀信市民課長

転入に関しての書かない窓口については直結しておりません。

今しているのは、もう転入の受付業務でして、またそれとは別に、マイナンバーの券面更新の作業は別途やっております。

以上でございます。

松隈清之委員

要は何を書くかだと思うんですよ。

何を書かなきゃいけないのかみたいな。

それってマイナンバーカードがあれば、書かなくても分かるみたいなものってないんですか。

佐藤臣久市民課市民係長

マイナンバーカードを使って今、転出の手続がオンラインでできるようになっております。

引っ越しワンストップサービスとあって、国のほうで制度設計されておりますけれども。

ただ転入に関しては、必ず窓口に来て、手続が必要になります。

ただ、マイナンバーカードで手続した人は、転出の際も転入の際も記載の必要はございません。

そういった手続がございます。

以上です。

松隈清之委員

マイナンバーカードで転出手続をしたら転入の際は書かない窓口にかかわらず書かなくていいということで理解していいですか。

佐藤臣久市民課市民係長

市民課で書かない窓口を導入していますので、転入の際に書かなくていいという形になります。

転入の際、基本的に書かない窓口を導入していなければ、記入の必要がございます。

以上です。

松隈清之委員

先ほどリサイクルプラザの周辺のことで、水道を引いてほしいみたいなお話もありましたけれども、6トンと言われたかな、想定しているのが。

で、試験的に8トンぐらい水を上げるってということだったんですけど、これは日量ですよ

ね。

で、大体日量6トンとか8トンって、一般的な世帯でいうと何世帯分ぐらいですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

一般的な世帯で5世帯分に相当するという事で思っております。

以上です。

松隈清之委員

ということは、一般的な家があつたのに5軒増えたのとあまり変わらないぐらいの量っていうことだとすると、そんな極端に影響するかどうかというのは考えづらいんですけど。

いずれにしても、調査は心配もあるからしていただくっていうことになるんだろうけれども。

仮に、8トンを試験的に抜いてみて、周辺の井戸の水位が下がりましたとか、仮になったときに、水道を引くってなると、井戸がついているところだけに水道を引くってわけにはいかないですよ。

引くとなると全域っていうことになるんですか。

要はオプションとして、水道を引くっていうオプションがそもそも存在するのかってことですよ。

今のところオプションの一つとして水道を引くっていうのはあるんですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

当該施設建設予定地もいわゆる上水は走っておりませんので、井戸を使った施設運営を考えております。

で、集落側のほうも全てにおいて給水区域ではないので、現在のところ井戸を使用される方もいらっしゃいます。

給水区域も一部ありますが、その中でも井戸を使っている方もいらっしゃるようです。

そういった状況の中で、市において、そういった不測の事態を想定した給水区域の拡大というのは考えていないような状況ですけども、言われるように、確かにいざ何かあったときに、さあ引こうと思っても、そもそも水道の本管といいますか、そういったものが、ある程度のところまで来ていないと、呼び込み水、水道管とかは多分出来ないので。

そういったことを考えますと、そういった事態が発生したときに、すぐに対応できるかっていうのはあるのかなというふうに思います。

以上です。

松隈清之委員

仮に、じゃあ水道を引いてくださいって言われても、水道を整備するのに多分何年も何年

もかかると思うんですね。現実的な解決策には多分なり得んとですよ。

それだったら、井戸から給水せずに、それこそ施設のためだけに水道を引いたほうが、よっぽど多分、現実的だと思うんですね。その周辺に管を間にずっと這わせていくよりはね。

だから、あんまり今の時点で、さっき言ったように、オプションとして、その辺の地域に給水するという考えがあるなら全然いいんですけど、考えがないだったら、もし仮にそれで影響が出るとしても、別の方法で対策するっていう考えであれば、地域の人たちに早く言っとかないと、変に期待を持たせても酷なのかなっていうのがあるんで、そこをどうお考えなのかなと思って。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

先ほど御説明しましたように、これから実際、揚水試験を行います。

そういった部分についての地元の説明も、これから本格的に行っていくと伺っております。

そういった説明等をする中で、地域住民の皆様から、そういった心配の声が上がってくることももちろん想定されますけれども。

現状といたしましては、井戸水を使った施設運用というのを考えておりますし、周辺集落についても、そのための影響がないかという今回の揚水調査の結果を見ながら、もちろんそこで何かしら異常といいますか、何かあれば当然、その要因を追跡しながら対応すべきとは思いますが、

まずは、そういった揚水調査を継続的に行っていく中で対応していくっていうのが、現状の考え、対応でございます。

そういったものも今後、東部組合と協議、確認をしながら進めていくのかなと思っております。

以上です。

松隈清之委員

日量6トン、5世帯分ぐらいって言ったかな。

この6トンっていうのは、ほぼ毎日6トン使うような状況なのか、あるいは、使うときには6トンぐらい使いますが、ふだんは、それこそ1トン、2トンぐらいというのは、どういうふうに想定されているんですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

当該施設で従事される方はマックス50名程度ということで想定されているようです。

その方たちが日常使う水量が5トン程度ということだと思います。

あとほかに、例えば臨時的でありますけれども、施設見学に来られる方なんか、水を使うとか、あと日常的な清掃、水を流す、やっぱり施設柄、いろいろ汚れるとか、そういうこ

とでそこで水を使うということも考えながら、この6トンで、1日当たり6トンというものも東部の計画としてはかなり多めに見積もっていると。

なおかつ、例えば、夕方とかに、非常に時間的に取水するコアタイムのときには、余計にそういったものの影響もあるだろうかつちゅうこともあって、そういうものを加味しながら、1日当たり8トンというような積算をしていると伺っております。

ですので、単純に5世帯分ってというのはそんなに多くはないというようなことなのかもしれませんが、そうであっても、より安全に施設運営を行うための対策として、日常的なそういう使用に対する確認作業をやっていこうとしているものでございます。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

112ページの自治会活動費補助金についてですが、この件については議案質疑でもあったんですが、改めてこの内容について教えていただきたいと思います。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

自治会活動費補助金につきましては、昨日の議案審議の中でも申し上げましたけれども、自治会は75町区ございますけれども、こちらに均等割といたしまして1万6,800円、そして世帯割として1世帯当たり415円に世帯数に乗じた金額を補助金として交付をしているものです。

この補助金の各自治会での使用用途と申しますか、どういったことに充てられているのかと申しますと、自治会内での会議や関係する団体のイベント等にもお使いいただいておりますけれども、それ以外にも公民館の光熱費であるとか消耗品等、自治会の運営に必要な経費に充てていただいております。

金額といたしましては、御質問の中でもございましたけれども、地区の中で非常に世帯数が少ない自治会におかれましては、額としてかなり少なくなってしまうと。

逆に1,000世帯を超えるような地区になりますと、金額の差というのが、かなり大きく開いてしまうというような課題はございます。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

最後のほうにおっしゃった課題についてですよね。

均等割が1万6,800円で、世帯割が415円っていうことで、ここに課題が大きく関係してい

るのは言うまでもないというふうに思うわけですよ。

やっぱりこの目的っていうか、いろんな自治会の活動に利用してほしいというふうなことで補助をされていると思うんですが、多い世帯数の自治会にせよ、少ないところにせよ、やらないかんようなことは、あんまり変わらないと思うんですね。

ただ、規模という面では変わってくると思いますが、やることに関しては、多い少ないはあんまり関係してこないのかなというふうに思うわけです。

そういった場合、ここの均等割と世帯割を見直していただきたいと思うんですが、そういったことの検討については、現状どのおお考えか教えていただければと思います。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

自治会におかれましては、当然、区費というものを各世帯から納めていただいて、基本的にはそれを基に自治会活動を行っていただいているものと思っております。

この自治会活動費補助金につきましては、そういった地域でのコミュニティ活動の活性化等を図っていただくために補助としてお渡ししているものと考えております。

町区によって金額の差がかなりあるのは承知をしておりますけれども、現時点において見直すことは考えてはおりません。

以上です。

伊藤克也委員

見直していないということですが、例えば今、75町区あって、少ないところでは約20世帯ですね。

多いところでは約1,500世帯といったところで、補助金の差としてはおそらく60万円ぐらいついてくると思うんですよ。

例えば、世帯割を150円にするとか、均等割を10万円にしてもらおうとかっていうふうなことを検討していただければ、かなり平準化した補助金になっていくのかなというふうに思うわけです。

やはり目的に合った補助の在り方を考えていく上では、世帯数が少ないということは、それなりにやっぱりいろいろ人の面だとか、いろんな面で困っていることも多いと思うんですね。

補助の目的としては、そういう困ったところに多く手当てをしていくっていうことが、私は補助の考え方の一つにあるというふうに思うわけですよ。

ですので、そういったことを考えていくと、もう少し平準化をしていただくことが、その補助の目的に合っているというふうに思うんですが。

改めてその辺の補助の目的とか、平準化についてどのように考えておられるのか聞かせて

ください。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

議員御指摘の部分については、ごもっともというふうには思います。

町区によってやりたいことが異なるということではなく、やはりそこは世帯規模によって大きく変わってくるというふうには思っています。

率直なところ、その部分につきましては、町区の意見というものも伺わなくてはならないのかなというふうには思いますので、今後、少し調査をさせていただけたらというふうに思います。

伊藤克也委員

ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

もう一点、415円とか1万6,800円という根拠があれば示していただきたいと思います。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

均等割1万6,800円と世帯割415円という単価の根拠ですけれども、申し訳ございません、現時点では分かりかねますので、改めて御報告をさせていただけたらというふうに思います。

中村直人委員長

今の件については保留して、最後をお願いしたいと思います。

その他をお願いします。

伊藤克也委員

また後でその辺教えていただければというふうに思うんですが、やはり根拠があってそういう決定をされているってことはあると思うんです。

ただ、私が今思っているのは、本当にこの補助の目的に沿った形で、きちっと各自治会に活動していただくってことを大きな目的とすれば、補助の在り方として、もう少し平準化した考え方を取り入れるのがベストではないかというふうに思いますので、そこはしっかりと検討していただければというふうに思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

森山林委員

私はマイナンバーカードの普及促進ですか、これについては、本当に令和4年度、特に大変だったと思っております。

これは非常に感謝申し上げたいと思います。

それで主要施策のあれをみますと、令和3年度からすると、30%増加されておるし、

2万1,000件以上されておるわけですが、現在約7割になっております。

本当にこのときはマイナポイントで駆け込みがあって、大変だったと思いますけれども、全国的に新聞で今報道されております、ああいったトラブルとか、いろんな問題点はなかったか、まず1点お尋ねいたします。

田中秀信市民課長

マイナンバーカードに関しましては、さきの報道によりまして誤登録なり、そういったことがございますけれども、本市においては、今のところ報告はあっておりませんし、そういったお声も頂いておりません。

ですので、今後も窓口については、確認をその都度しながら、丁寧に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

森山林委員

9月末時点のうち、今年度どれぐらいパーセントで行っているのか、分かるならば教えてください。

田中秀信市民課長

マイナンバーカードの保有率でございますけれども、8月末時点で、本市につきましては、73.3%の市民の方がお持ちになっている状況でございます。

ちなみに全国平均は71.7%で、平均よりは上がっているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

マイナンバーのことですけど、コンビニとかの自動交付の比率ってどうなりましたか。

佐藤臣久市民課市民係長

令和4年度が14.7%、これがコンビニ交付の割合になります。

対象の証明書につきましては、住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票と4種類でございますが、令和5年度、今年の4月から8月までの値に関しては、28%という数字になっております。

3月から100円引きというふうなことも実施いたしましたし、市役所にマルチコピー機も置いて、操作においては誘導をして、実体験をしていただくというふうなこともしておりますので、こういった伸びが出てきたものと思っております。

以上です。

松隈清之委員

コンビニ交付のほうが絶対楽だと私も思うんですよね。僕は住基カードのときから持っているんで。

それで、窓口に来られる方で、まだマイナンバーカードを持っておられない方とかに、そういう推奨とか、要は、今はインセンティブ自体がもうないですよね。

先ほど言った証明書とかの手数料が100円引きでやるっていうところはありますけど、取得に関してのインセンティブって基本的に今はないですよね。

それからあと30%、要は市民課の窓口とかに来られる方っていうのは、結局市役所まで来なきゃ取れないとかっていう手間とか、駐車場は少し広がるかもしれないですけど。

より業務が減るっていうよりも、市民の利便性を上げるためにも、結果としては皆さんにマイナンバーカードを持っていただくことのほうがいいとは思いますが。

要はインセンティブがない中で、今後、本当にただの利便性だけでちゃんと訴えていくしかないと思うんですよね。

言うたら、もうほんと序盤の頃みたいな感じですよ。

まだそのときはサービス自体が追いついていなかったですけど、今、割とサービスも追いついてきたんで、これからの普及とか、そこら辺に関してはどうですか。

田中秀信市民課長

今後の普及につきましては、御指摘のとおり、マイナンバーカードについては認知の段階をもう超えておまして、これからいかに関心、興味、それから行動に起こす段階に移していく必要があると思います。

今後、この秋の11月から政府で予定しております、暗証番号なしのカードも予定しておりますので、そういった普及も合わせて、今、交付率が低い高齢者の方についての普及も効果的に図っていくのと、また、乳幼児の方へのマイナンバー交付に関しても、政府で検討がなされておりますので、乳幼児の方も交付率が低いので、そういったところの対応を特化してやっていくことで、全体的な底上げをまた目指していきたいと考えております。

松隈清之委員

それこそ乳幼児とか施設に入っておられるような高齢者って、ほぼほぼあんまり使う機会がないと思うし、取りに行くこともないと思うんですけど。

実際、残りの30%、例えば、今取られている方の年齢別の構成とか、例えば、もう現実的にマイナンバーカードを取得できると思えるような人のマックスっていうのが——マックスって言い方は変ですけど、ほぼほぼこれぐらいか、それが例えば90%なのか85%なのか。

それとも、本当0歳児からすぐマイナンバーカードを取得するような形になるのか。

実際、印鑑証明とか住民票を取る必要性も未成年って少ないですもんね。使う機会が少ない。

だから、どこら辺までが現実的に普及の数値になるのかなという目標とかがあってありますか。

田中秀信市民課長

今後の利用目的に大きく関わる部分だと思います。

今後の利用目的に関しましては、保険証の一体化、運転免許証の一体化、在留カードとの一体化という動きがございますので、今後改正される予定に合わせて、その対象者の方にも普及できるような形で推進していくべきものと考えております。

以上です。

中村直人委員長

質問もまだあろうかと思えますけれども、この時間ですので、昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩



午後 1 時10分開会

中村直人委員長

再開いたします。

休憩前に続いて質疑を続行しますが、先ほど自治会活動補助金の根拠について伊藤委員から質問があって、答弁を保留しておりましたので、その件につきまして答弁を求めたいと思います。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

午前中の審議の中におきまして、自治会活動費補助金の均等割額、それと世帯割額のそれぞれの根拠ということで御質問頂いておきまして、答弁のほうに滞っておった分についてお答えをさせていただきます。

まず、この自治会活動費補助金につきましては、平成16年度から交付をしておきまして、このときから単価は均等割額 1 万6,800円、世帯割額 1 世帯当たり415円ということで変わっておりません。

ただ、この補助金交付要綱を策定したときが総務課で事務を取り扱っておりまして、平成

17年度から市民協働推進課で事務を扱うようになっておりまして、この積算の根拠が、結果から申し上げますと、分からなかったところがございます。

ただ、この要綱ができるまでは嘱託員報酬と嘱託員運営委託料と2つに分けて自治会に支給がなされていたと。

この部分を整理する目的で、この自治会活動費補助金が制定されているということでございましたので、単価についてはこういった流れを組んでこの金額になされたものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

伊藤克也委員

こういった自治会補助金というふうなことに変わって20年ぐらいたつということですよ。で、繰り返しになりますけれども、自治会活動については、多い少ないは別として、少ない世帯ほどやはりいろんな課題も多いと思いますし、活動に制限も出てくることが多いというふうに私は思っているんです。

ですので、やはりそういう困ったところとか、思うような活動がやりたくてもなかなかできないとかっていうことがあるのであれば、平準化を図っていくことが必要だというふうに思っていますので、ぜひその辺の課題を検証していただいて、均等割、世帯割のそういったところの見直しを含めて、検討していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

まず、主要施策の成果説明書61ページで、決算書167から170ページ、ごみ対策・リサイクル推進事業について教えてください。

令和4年度のリサイクル率は幾つだったのか、リサイクル率の目標値と達成率についてお示しいただければと思います。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

リサイクル率でございますが、直近の令和4年度で言えば22.6%になっております。

目標値といたしましては、鳥栖市環境基本計画の中で掲げている目標値といたしまして、令和13年度までに25.8%を目標としております。

達成率に関しては、25.8%中の22.6%となっており、達成率といたしましては、86%となっております。

以上、お答えいたします。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

リサイクル率で22.6%ということですが、この内訳で、回収のされ方ですね。

個人のおうちから出してくるものとかコンテナ収集とか、真木町に持ってくるとか、事業者さんとかあると思うんですけども、その内訳を教えてくださいませんか。

パーセンテージを込みで。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

申し訳ありません。

令和4年度の方は、まだ分析ができていないんですけども、全体を25%とした場合で申し上げますと、真木町資源物広場、町区での資源物回収をしたときの回収率が約6%。

子どもクラブとか老人クラブとかが回収してある資源物回収奨励金の団体の回収量が約3%。

西部組合で受け入れ切れない木材や廃食油を、執行チップさんであるとか篠原建設さんであるとか鳥栖環境開発総合センターの事業所さんのほうで、市が受け入れ切れない分を再資源化される分で約5%。

残りの約11%が通常の燃やせるごみを焼却した際の焼却残渣——中身としては、飛灰やメタルやスラグなるものではあるんですけども、そういったものが約11%で構成されており、全体の内訳としては以上ようになります。

以上、お答えとします。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

西部のほうで、焼却残渣が11%ということですが、東部環境施設組合に移行した際に、スラグとかメタルとかっていうのが出てくることがあったのでしょうか。ある可能性はありますか。

スラグとかメタルとかの焼却残渣は出てきますでしょうか。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

東部環境施設組合で同様にしたときに、メタル、スラグに関しては焼却飛灰として含まれるので、メタル、スラグに関しては、次期ごみ処理施設に関しては出てくるものではありません。

以上、お答えします。

牧瀬昭子委員

では、西部のときにはこの11%が焼却残渣として出てきたけれども、東部になると、これが出てこないということであれば、リサイクル率の達成が、令和13年までに25.8%ということで、現在の22.6%から11%を引くと、メタルとかスラグがないというふうに考えていくと、純粋に11.6%というふうに数値としてはなると思うんですけれども。

となると、リサイクル率を上げていかないと目標を達成しないと考えますが、この件に関して、施策としてどういうふうに必要性を考えておられますでしょうか。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

東部組合が出している試算によれば、メタル、スラグは次期ごみ処理施設から焼却飛灰ということで、メタル、スラグではなく、飛灰として計上されるものになるんですけれども。

その見込みといたしましては、もともと約3,000トン——先ほどの11%の分があるんですけれども、次期ごみ焼却施設になった場合には2,800トンと、約200トンの減少が見込まれているところがございます。

リサイクル率が減る分に関して、どのような施策を考えているかというところがございますが、こちらのほうで推進しているのはごみの減量化です。

まずはごみを出さないということが一番ですので、リユース、リサイクル、リデュースの基本的な3Rを推奨して、まずはごみを出さないところを啓発していきたいというふうに考えております。

あとは、ごみを出さない場合でも、ごみが出るときには、分別の徹底で、リサイクルできるものと燃やせるものっていうところを分けていく必要があると考えております。

以上、お答えとします。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

ごみを出さない啓発活動は何をされる予定なのか。

これまでやってきたことですね。

啓発活動というのは何をされてきたかということと、分別リサイクルということとで言っていたかもしれませんが、町区で回収されている資源回収の中で、容器包装プラスチック類が回収されていないと思うんですけれども、回収をすることによって、かなりの回収率が上がるのではないかと考えますが、これまでされてこなかった理由というのがあれば教えてください。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

容器包装のリサイクルをしてこなかった理由っていうことですが、ごみを出さない啓発事業といたしましては、基本的には出前講座とかでするものが基本であるんですけれども、市

報とかの情報媒体でする啓発以外にも、ごみを減量化するために、ごみに含まれている水分がCO₂の増加の原因とも言われておりますので、生ごみ処理機の購入費用に対する補助金ですね——上限を2万円として2分の1の補助というのを行っております。

ほかにも、分別リサイクルということで、各町区に資源物の奨励金ということで、分別の立会い、コロナでなかった時期もあるんですけども、分別の指導とかをしていただいている分で、分別リサイクルの徹底というところを町区の協力を得ながらしているところがございます。

容器包装リサイクルの回収につきましては、真木町の資源物広場で容器包装リサイクルの資源物については回収しているところがございます。

それが広がっていかない理由に関してではございますが、各町区のほうで回収品目を増やすときに、雨の関係とか風で飛ぶとか、回収品目を増やすことについてまだ地元の同意っていうのを得ていないために、真木町の資源物広場のみの回収ということになっております。

以上、お答えします。

牧瀬昭子委員

地元町区の同意が必要だということで、風で飛ぶとかというのは、確かにあると思うんですけども。

町区の時間がかかるようであれば、今後もぜひ説得といいますか、協力を仰ぐようにしていただきたいというのを一つ要望させていただくのと、あと平成30年度の決算認定資料のほうで、前から申し上げておりますが、市役所前のコンテナで回収した時期からすると、令和4年度の決算認定資料15ページに書かれている数で紙類だけでも比べてみると、現在700トン前後を推移しているところですが、市役所でコンテナ回収されているときは1,200トンを前後するというので、かなり回収率が高かったと思います。

回収率を上げるためにも、先ほど分別が一番大事になってくるんじゃないかということでしたが、回収率を上げるために、場所の問題とか、様々課題が残されているかと思いますが、回収率を上げるための課題としては、どのように今年度考えておられますでしょうか。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

真木町以外にも市役所についてということでございますが、そもそも市役所から真木町に平成25年に移転したという理由が、まだ旧庁舎ではありましたが、その当時が市役所の入り口のところであるときに、動線的に、ほかの一般の利用者と接触等があつて危ないということの御意見も頂戴した中で、そういった御意見があつたため、真木町に移転したという経

緯がございます。

ですので、新しい場所を追加する場合にも、市民の方の利便性がいい中心地となりますと、どうしてもそこに対する交通量が増えるときの安全性の問題。

あとは、基本的には臭いはしないものではあると思うんですけども、騒音や臭いとかによる近隣住民の合意っていうのが必要になってくると思いますので、そこも含めて新しい場所っていうのは考えていく必要があると考えております。

あと、真木町の資源物広場以外にも、各町区の子どもクラブとか老人会の団体さん以外にも、スーパーとかコンビニとか事業者さんとかでも、独自にプラスチックやペットボトルとかを集めているところもありますので、そちらのほうも合わせて、リサイクルを進めていきたいというふうに考えているところです。

以上、お答えします。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

市役所では動線の問題があるということは前々からおっしゃっていただいたところでありましてけれども、とにかく回収をするための施策を何か新しく打っていかないと、リサイクル率が、今でも達成には届いていないということに加えて、焼却灰の分のメタルの分とかが減少していくということがもう見えているわけですので、新しい施策を打つ必要があるということが、今回お話を聞いて思ったところです。

お話の中で出てきました生ごみの処理機について、次にお尋ねしたいと思いますが、今回予算が50万円ということでしたが、32万4,000円ということで補助金が全部使われなかったということで、この原因はどういうふうに見解としてお持ちですか。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

議員御指摘のとおり、この予算枠というのが、令和3年度から予算枠を50万円に増額しており、令和3年度は49万7,500円と予算いっぱいを使っております。

令和3年度の募集のかけ方としては、当初、先着順で締切りを設けておりまして、その後、追加募集を新たにかけて予算枠まで達したという経緯がございます。

次年度の令和4年度に関しましては、特に先着順という締切りは設けずに、随時募集したときに、初年度はある程度需要が多かったかと思うんですけども、令和4年度は申込みをしたときに集まったのが32万4,000円ということで、前年度より減っているっていうふうに分析しております。

以上、お答えします。

牧瀬昭子委員

この募集の仕方とか、切迫感とか、今申し込まなきゃっていうところももちろんあったのかなと、前はそういう形だったのかなと思うんですが。

1回募集をかけ始めて、いつでもいいですよってなっていると、もういつが締切りかもないままに、買わないままになってしまったというところがあったのかなと今お伺いして思ったんですけれども。

今後の改善点として、どういうふうに次していこうとかいう見通しとかいうか、課題の解決方法としてはどんなふうにお考えですか。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

令和3年度のときが、その残に関して追加募集をしたっていうこともありますので、今回イベントごととかでも、今、LINEに登録している方に関しては追加でタイムリーにお知らせすることがありますので、そういったSNSとか、ホームページももちろんそうなんですけれども、そういったすぐに情報発信ができる媒体を通じて、情報発信していけたらなというふうに考えております。

以上、お答えします。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

早速そういうふうに次の手を打っていただけると非常にいいなと思います。

今回、電動の生ごみ処理機を購入する場合に、販売所の指定があるということで、市民の方からの御要望の中で、販売業者の指定というのがあったがゆえに、買いたいと思ったものが買えなかったということでお話がありました。

これに対して、販売者の指定があるというのは何か理由があるのか、目的が何なのか。

それはなぜなのかっていうのはありますか。

特になければ、なしでいいです。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

生ごみ処理機の補助金に関して、市内の要件があったという経緯は、そもそも生ごみ処理機が出た当初は維持管理とかにかなり技術的なものを要するので、何か故障があったときに、すぐ対応できるようにということで市内業者をっていうくくりをつけているっていうところでございます。

以上、お答えいたします。

牧瀬昭子委員

ということは、維持管理に問題があるようなものでなければ、市内業者じゃなくてもいいのではないかという見解ということではよろしいでしょうか。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

議員のおっしゃるとおり、処理機自体は今いろんなものがありますので、実際、市外業者からも買いたいというお声を今年度頂いております。

しかし、今年度もう既に募集要項を定めており、もうその時点では購入されている方もいらっしゃるため、次年度以降は他市町の事例を参考にしながら、果たして市内要件が必要なのかというところを考えて、また来年度募集を検討したいと考えております。

以上、お答えとします。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

御検討いただけるというところで、よろしく申し上げます。

生ごみの排出量を減らすための取組として広げていくために、こういう生ごみ処理機を利用されてる方たちの声とか、今の利用実績とか、やっぱり使い続けるためにも、ほかの方たちがどんなふうに使っているのかとか、肥料にもなるので、肥料を使ってどういうふうになっているのかとか、バリエーションの広げ方っていうのがかなり施策としてはできるものだと思うんですけども。

令和3年度の決算のときには、アンケートのこととかっていうのは、特に最初の頃は取られていたということでしたけれども、その後、アンケートを取られた経緯とかというのはありますか。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

アンケートについては令和4年度も行っておりません。

以上、お答えといたします。

牧瀬昭子委員

追跡調査っていうのが使い続ける市民の方々からないと、せっかく補助をされて、毎回50万円とか、40万円とかっていう予算がつけられている中で、使用率っていうのがどんどん下がっていている可能性があるのではという声も聞いておりました。

追跡調査の必要性を言われるんですけども、その点、今までやってこられた中で、その辺りの必要性はどのようにお考えでしょうか。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

募集する段階で買って、その後に追跡調査をしますということを事前に言うておく必要があるのかなというふうに考えておりますので、議員のおっしゃるとおり、使った後というものも、意見を聞く必要もあるかと思っておりますので、次年度以降、募集をする際に、その後の経過についても確認しますというところをつけるかというのをまた検討してまいりたいと考え

ております。

以上、お答えとします。

牧瀬昭子委員

どうもありがとうございます。

ぜひ御検討いただければと思います。

よろしく願います。

続きまして、環境対策課分で主要施策の60ページで、地域環境整備基金の交付金についてお尋ねいたします。

先ほど尼寺委員からもお話がありましたが、公害防止協定のような形で、周辺地域との協議というところで、前回もお尋ねしましたがけれども、今年度の進捗状況は今どのような状況になっていますでしょうか。

ほかの町区とのやり取りってというのが。(発言する者なし)

中村直人委員長

分かる？

牧瀬昭子委員

すいません、地域環境基金の中身の利用についてお尋ねしますけれども、真木町がこういうことで使いましたよというのがあったと思うんですが、ほかの周辺地域の方との協議を始めたというのが前回の決算のときありまして、その後、どういうやり取りが進捗としてなされているか、もしなされてなければなしで結構です。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

真木町以外の自治会とは協議を今しておるところですけれども、まだ交付金を活用した事業、そういった具体的なものまでの準備ができていませんので、そういったものができたら、議会にも交付金活用としての予算計上の御提案をさせていただこうと思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

分かりました。

ありがとうございます。

その中身とかっていうのを、どういう計画を立てていくか、どのぐらいの期間で立てていくかというのは、関連でお伺いするんですが、どのように立てようとしているのかというのは、もう検討に入られていますか。

まだだったら、まだで結構です。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

今お話をしております自治会と具体的なスケジュールとか、そういうところまでは煮詰まっていないのが正直なところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

分かりました。

地域環境整備基金もほかの周辺地域の方が――立石町も入ってきたということがありますので、この計画を30年間使い続けるとするならば、どの時期にどのぐらいを使うかっていう流れのスパンも、先に使ってしまうんじゃないかとかっていうことで、全体像が見えにくくなると、取り合いじゃないですけど、もめるとかにならないように、ぜひ計画を立てていただくとか、見通しを立てていただけると、見やすくなると思います。

ですので、ぜひ御検討いただければと思って、要望させていただきます。

続きまして、市民協働推進課の分に行きたいと思うんですが、市民活動センター補助金で主要施策の成果説明書の21ページです。

市民活動センターの補助金で、飛松議員からも本会議場で議案質疑がありましたけれども、678万6,000円のうち、人件費分っていうことで積算されていると説明の中でありましたけれども。

この人件費分の積算根拠となる人数はどのように立てておられるかお尋ねいたします。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

市民活動センター補助金に係る人件費の積算人数ということでございますけれども、2人で積算をいたしております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

この市民活動センタークローバーの稼働日数は年間何日になっていますでしょうか。

週に1日お休みということでもよろしかったですか。

築地美奈子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

議員御指摘のとおり、水曜日が定休日になっておりますので、月曜日から日曜日、祝日は開いております。

5月3日から5日までのゴールデンウィーク、あと年末年始の12月29日から1月3日までが休館日となっておりますので、稼働日数的にはそれを差し引いた日数になると思います。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

ですので、大体月25日から26日。

それに祝日とか年末年始が入るのでということであると思うんですけども、現状のスタッフ数と稼働されているときのスタッフの配置っていうのは、現状としてどのように運営されていますでしょうか。

築地美奈子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

スタッフ体制といたしましては、現状はスタッフ3人とパート2人のうち、常時2人体制という状態になります。

これは市民活動センターの事業費としてということになります。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

2人体制で行うということでおっしゃっていただいたんですけども、もう一度確認ですけども、人件費分は678万6,000円分のうちの人件費分だけ——飛松議員の議案審議のときにおっしゃっていただいたんですが、もう一度確認をお願いします。

築地美奈子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

令和4年度に関しましては議案質疑でもお答えしましたとおり522万8,520円となっております。

以上です。

牧瀬昭子委員

これがお二人分ということで、1人当たりで換算しますと、大体、社会保険料とかが入らない分で運営を今していただいているところだと思うんですけども。

3人のスタッフさんにパートが2人で、現状2人で回しているということで、かなりかつかつの状況でされているというのをセンターからお伺いしております。

主要施策の中にも書いてありますけれども、とす市民活動センター「クローバー」が担う中間支援組織としての相談機能やコーディネート機能の強化とありますけれども、それはどうということというふうに捉えていったらいいでしょうか。

これはどういうことを指しているか、それはまたどのように評価されていますか。

築地美奈子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

センターとしては補助金申請を行われまして、こちらで決定し交付しておりますが、事業報告の中ではクローバーカフェ、市民活動団体さんの情報共有をしたり、補助金と助成金の相談をしたり、NPOの設立の相談を行ったり、あと、研修会を行ったりして、いろいろ調査、研修を行ってあるっていうことでは、お聞きしていますので、その分になります。

以上です。

牧瀬昭子委員

評価としてはそういった活動をして、市民協働の推進を図っておられると。

中間支援の活動として、NPOの相談を受けたりとか、研修会を行ったりということでレベルアップを図るといふ推進をされているという御見解ですかね。

そういうことで、この活動自体、もうこの団体さんがかなりずっと、16年されているということで、かなりここに重点を置いた中間支援組織としての役割っていうのを果たしていただいていると思うんですけども。

これについて課題の認識として、どのようなことを思っておられるかというのがあれば教えてください。

築地美奈子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

確かに16年、市民活動ネットワークのほうに補助事業を行っております。

その中で、年齢的にもちょっと高齢化しているスタッフが多うございますので、担い手づくり、後継者づくり、ネットワークさんの中でそこは考えられてあると思いますが、こちらとしても、その後の方を続けられるように支援していくっていうことでは思っております。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

補足をさせていただけたらと思います。

ほかに課題といたしましては、市内の団体同士の連携、情報交換、こういったものについてはもう少し活性化を図っていくべきではないかと考えております。

また、市内の市民活動団体と地縁団体ですね、自治会などの交流等についてももう少し増やしていく必要があるのではないかと感じております。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

課題を幾つか挙げていただきました。

担い手とか後継者とか、そういう情報交換の場とかっていうことが今後なされていくためにはどういったことが必要になってくるとお考えでしょうか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

交流の場としてもっと活性化していくためには、やはり市民活動団体への支援ですね、こういうものについて活性化をしていく中で、情報を広く共有をしていく必要があるだろうというふうに思っております。

また、今クローバー通信あたりで広報のほうに取り組んでおりますけれども、こういったものについても広げていく必要があるのではないかなと。

そういった中から、交流の場としての機能も充実させていくべきではないかなというふうには思います。

以上です。

牧瀬昭子委員

もうこの後継者とか担い手とかいうところでいくと、現場で働いている方たちからすると、後継者に引き継ぐためには、やはり補助の金額の問題ですね。

社会保障がつかず、自分たちで賄うために事業を行いながら、どこかから費用を取ってこないと、この事業が回っていかない状況にあるという現状は御存じでおられるか、認識はどのようにお考えでしょうか。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

6月市議会において一般質問をいただきまして、その際にもお答えをしておったかと思えます。

そこにもつながってまいりますので、繰り返しにはなるかと思えますけれども、現状といたしましては、市民活動ネットワークさんが市民活動センターを担っていただいていると。

もともとは、ネットワークさんの事業として取り組まれてあったものを、そこに対して市が補助を出しているという形になっております。

議員のほうからございました、いわゆる社会保険等の部分だと思いますけれども、こういった部分についても、そこは団体のこれまでの状況というふうに思っておりますので、今後、その辺りについては、市民活動ネットワークさんとの協議の中で確認をしてまいりたいというふうに思っております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

協議の場を持っていただけるということで、ぜひお願いいたします。

最初の立ち上げのときにはもちろん団体さん自体の経験値とかもそんなにはなかったかもしれないので、団体さん同士のとかっていうことも、相談としての役割とかっていうのも、そこまでなかったかもしれません。

で、補助事業ということでスタートされたということは、多分スタートがそこだったのではないかなと思うんですが、現在16年たって、やはり横のつながり、そしてその経験値とその知識の豊富さとか、団体さん同士との関係性、信頼関係をつくる上でも、やはり担っただけでいる部分が大変大きいと思うんですね。

相談件数とかっていうことで、飛松議員の質疑の中でもありましたけれども、相談窓口として、市役所が閉まってから、センターが空いている時間帯にも担っただけでいるし、土日祭日にも担っただけでいるというところを踏まえると、団体さんからすると、もうここがなくては市民活動の補助金の申請とか、そういう自分たちの活動の、決算書とか予算書とか、そういうのをつくる時にも大変困っているときに、手を差し伸べてくださるのがこの団体さんということ。

でもこの仕事自体は、そもそも市が担っていく必要があるようなものだったものが、どんどん今、協力をお願いしますという形で、補助の中でやっていただいていること自体が、かなり重責になってきている、かなり重くなっている。

しかも、2人分のこの人件費分で賄っただけでいるというところが、そこを見直す必要があるのではないかと思います。

これについても協議をいただけるということですので、もうこれは要望としてさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

和田晴美委員

私からは税金の件でお尋ねさせていただきます。

初めに、土地の相続に関する税金が、来年までに相続の登記をきちんと整理してほしいという法律が出来ていますよね。

それに関連して、これが非常に難しい、要は登記を変えるに当たって、すごく昔の何代も前だとか、もしくはバブル期につけられた抵当権が外せなくて、名義が変えられない。

様々な理由でこれが簡単じゃないということを鳥栖市内で聞いたことがあります。

それで心配なのが、固定資産税の未払いが、来年6月か4月に施行すると聞いておりますけれども、支障が出ないのかっていうのが心配で、そういった法律が変わることで未納に影響しないかという予測がありましたら教えていただけますでしょうか。

佐々木利博税務課長

登記法の改正で、来年4月から相続した場合に3年以内に登記をしなくてはならないとい

うふうに変わるということですがけれども。

相続されていない物件とかっていうのも大分多くあります。

それに対して課税はさせてもらって、税金が出る分については課税しています。

それは相続人を探し出して、相続人に対して課税をするという形ですので、相続登記が進もうが進むまいが——進めば進む形で登記された方に納税をしてもらう、課税するという形になります。

ですので、それは進めば進むほど、うちのほうとしては、楽なほうになるとは思いますが。

結局、未相続でも相続人をずっと探して、課税しているんで、その方で納付していただいている状態なので、いいほうに動くんじゃないかとは思いますが。

以上、お答えいたします。

和田晴美委員

この政策自身は国税のほうになると思うんですけど、現状的にそういう変更をしなければいけない、変更がまだ進んでいないっていうのは本市で分かるものですか。

佐々木利博税務課長

うちで把握っていうのはできないものですから、特に不動産登記されていても、うちのほうで課税に税金が出ない、免税点未満の家屋とか土地とかの面積とかがございますので、そういうものについては相続人を後追いしているとかありませんので、ちょっとその辺り、どれくらいの数字があるのかっていうのは、把握はできないものになっています。

和田晴美委員

私がよく分かってないので、その後追いでできていない部分っていうのは、市がやるんじゃないかと、国がやるってことでよろしいのでしょうか。

誰が持ち主か、結局名義は変えていないけれども、本来、税金を払うべき人が誰かって追跡するのは、市の仕事なのか国の仕事なのか分からないので教えてください。

これが最後の質問とさせていただきます。

佐々木利博税務課長

国から協力依頼は来ておりますけれども、国でされていく形になると思っています。

中村直人委員長

いいですか。

和田晴美委員

はい。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

先ほどのリサイクルの件でお尋ねしたいんですけども、リサイクル率、要は率を出すためには、何を分母にして何を分子にするかで変わってくると思うんですけど、リサイクル率を出すときの分母と分子の考え方を教えてもらえますか。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

リサイクル率の分母といたしましては、実際の燃やせるごみとかも含めた上でのごみの総排出量を分母といたします。

分子といたしまして、実際それが資源化された量を分子といたしますので、総排出量から資源化できた量を割り返して求めております。

以上、お答えといたします。

松隈清之委員

そこで排出量をどう把握するかってことですよ。

例えば、先ほどもお話あったように、スーパーの中にも回収するところがあったり、民間でも紙とかを回収するやつが結構出来ていたりするじゃないですか。

うちの町もそんなに頻繁に資源回収は、マンパワーの問題でできなくなっているんですけども、そういう民間のところにも結構持ち込むとかしているんですよ。

これって、排出量としては把握できないですよ。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

議員のおっしゃるとおり、市で回収しているもの以外で、民間でしているものは、こちらとしては把握しておりません。

以上、お答えします。

松隈清之委員

ということは、結局、民間に持ち込まれたやつって、言うたら、リサイクルされているわけですよ。行き先は分かんないですけど。

リサイクルされているってことは、要は市が把握してないやつは、総排出量の把握もできなければ、例えば、ごみが減っているとかってなっても、それはごみ自体が減量されているのか、市で回収するごみが減っているだけなのか、分かんないってことですよ、結局は。

民間で回収されていくペットボトルにしても、段ボールとかにしても、要は、民間のリサイクルが進めば進むほど、リサイクルされているにもかかわらず、市の目標は減っていくってことにならないですか。

目標とか実績は減るってことになるんですか。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

議員のおっしゃるとおり、民間のスーパーとかでされているところもありますし、今、実際にコンテナを置いて、業者さんで独自に回収してある分もありますので、その分も含まれておりません。

ですので、こちらとしては下がってきている要因といたしましては、そういったものも要因ではないのかというふうに分析しているところでございます。

以上、お答えといたします。

松隈清之委員

だからですよ。

さっき分母と分子の話をさせてもらったんだけど、リサイクルの実態って、今出しているリサイクル率では、ある意味全く読めない。

逆に言うと、比較もできないですよ。

前はスーパーで回収するとか、民間がコンテナ置いたりしていないときは、ほぼほぼ回収できていたのかもしれないけれども、今これだけスーパーとかでもトレイを回収するとか、ペットボトル、ペットボトルキャップを回収しているところもあるんで。そうすると昔との比較もできんし、実態が違うんで。

リサイクル率の正確な把握もできないので、果たしてこの数値とかこれを比較して、リサイクル率が進んでいるとか、進まなかったとかっていう判断を、この数字でそもそもしているんだろうかっていう疑問があるわけですよ。

だからといってこうすればいいというのは、僕には分かんないです。

分かんないけれども、このリサイクル率は果たして本当に鳥栖市の実態を反映しているのかっていう疑問があるのは、実は正直なところで。

そこはどう思われますか。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

実際、議員のおっしゃられるとおり、そういったものが入っていないので、状況は変わっていているとは思いますが、現在、決められた公式で当てはめた分の推移を見ております。

よその自治体ともそういった情報共有をする場がありますので、よそがどのように把握してあるのかっていうのも参考に、今後そういったリサイクルの見方っていうのを、検討というか、改めていかないといけないのかなというふうに考えております。

松隈清之委員

併せて、さっきのやり取りの中でも、要は飛灰の問題とか、メタル、スラグとか飛灰とかっていうのが、今後、東部組合になって出てこないという意味はよく分かんないんだけど

も、出てこないということになると、11%ぐらいリサイクル率が下がるみたいなの。

それも、例えば、東部組合が飛灰をどう使うのかによって違うと思うんですよ。

飛灰自体も資源化できるんですよ。飛灰自体もコンクリートとかの材料とかに使われたりするので。

それが例えば、飛灰自体をどこかに売却して、それがコンクリートとかの材料として使われるということになると、それでリサイクルされるわけじゃないですか。

要はその先、メタルとかスラグという形ではないにしても、どう使われるかによって、リサイクルも変わってくると思うけど、それはどう処分されるかまで聞いた上で、11%はなくなるっていう回答でいいんですか。

井本慎太郎環境対策課環境対策推進係長

先ほどのメタルとスラグがなくなるというところの説明が不足していたかとは思いますが、けれども。

もともと焼却飛灰ということで最初に燃やせるごみとかを焼却したときに、焼却「主灰」っていう、主な灰ってものが出るんですけども、そちらのほうを出した後に、焼却飛灰ということで、焼却飛灰の処理をしたときに、メタル、スラグが出るようになるんですけども。

今回、東部組合になったら、焼却主灰を出すところまではするんですけども、焼却飛灰というところの処理をしないので、焼却主灰までしか出ないで、11%丸々落ちるのではなくて、もともと3,000トンと出ていたものが、2,800トン程度になって、3,000から2,800になるという減少なので、11%丸々なくなるっていう計算ではございません。

以上、お答えとします。

松隈清之委員

いずれにしても、数字で評価はしなきゃいけないんだけど、数字が実態を本当に反映しているかどうかで、その数字に躍らされてもいかなのかなというふうに思うので。

より実態を反映されるようなリサイクル率とか、そういうもの出し方を検討していただきたいなと思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

議案乙第27号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

中村直人委員長

それでは続きまして、議案乙第27号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第27号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について、主なものにつきまして御説明申し上げます。

資料は歳入歳出決算書の267、268ページをお願いいたします。

まず歳入につきまして御説明申し上げます。

款1国民健康保険税につきましては、収入済総額が13億332万1,342円で、前年度決算額と比較いたしまして、9,067万8,483円、6.5%の減収となっております。

なお、節1から節3までの一般被保険者の現年度課税分の収入済総額につきましては、12億4,731万5,939円で収納率は94.36%となっております。

また、節4から節6までの滞納繰越分の収入済総額につきましては、5,600万5,403円で収納率は21.93%となっております。

次に、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金につきましては、保険給付費を対象とした県からの交付金でございます。

節2特別交付金につきましては、市町の特別な事情による財政負担の増加などに対して交付される特別調整交付金や保健所の経営努力に応じて交付される保険者努力支援制度交付金。

事業評価分として県より交付される県繰入金2号分、及び市町が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用に対し交付される特定健康診査等負担金となっております。

次のページをお願いいたします。

款5繰入金、項1一般会計繰入金のうち、備考欄の事務費繰入金につきましては、国保事務に関わる人件費や事務費を繰り入れたものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、低所得世帯に対する国保税の軽減措置等により、不足する税収を補填するための繰入金でございます。

次に、未就学児均等割保険税繰入金につきましては、令和4年度から施行されました、未就学児の国保税均等割の2分の1減免措置分を補填するための繰入金で、国が2分の1、県、市がそれぞれ4分の1の負担となっております。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化等

に資するため、保険者の責めに帰することができない特別な事情である低所得者が多いことによる国保税の減収及び高齢者が多いことによる医療費の増に着目し、市町村へ交付される地方財政措置額を繰り入れたものでございます。

特別繰入金につきましては、県国民健康保険広域化等支援基金償還金の財源として繰り入れたものでございます。

次に、項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金につきましては、令和3年度の県普通交付金の精算に伴う県への返還金や令和4年度の国保税率の抑制、標準システム導入経費等の財源として基金から繰り入れたものでございます。

款6繰越金につきましては、令和3年度国民健康保険特別会計決算に伴う繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

款7諸収入、項3雑入、節2一般被保険者第三者納付金は、交通事故等に伴う被保険者の医療費に係る第三者からの納付金でございます。

歳入の説明は以上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明を申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料から節4共済費までについては国保業務に従事する職員7名分の人件費でございます。

節11役務費につきましては、国保連合会にお支払いしました、被保険者の資格及び給付情報の管理業務に係る情報集約システム手数料、それから、被保険者の資格異動等の処理業務に係る共同電算処理手数料などでございます。

なお、不用額につきましては、手数料の実績が推計値を下回ったためでございます。

節12委託料につきましては、制度改正に伴うシステム改修や標準システム導入などに要した経費でございます。

次のページをお願いいたします。

款2保険給付費でございますが、令和4年度の保険給付費支出済額は52億1,399万6,583円で、前年度と前年度実績と比べまして1,199万2,119円、0.2%の減となっております。

また、令和4年度の平均被保険者数は1万2,299人で、前年度より180人、1.4%の減少となっており、近年、被保険者数の減少傾向が続いております。

一方で、1人当たりの医療費につきましては、主要施策の成果の説明書及び決算認定資料にも記載しておりますけれども、49万6,532円で前年度より7,958円、1.6%の増となっており、こちらはここ数年増加しているところでございます。

それでは、医療諸費のそれぞれについて御説明いたします。

項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、被保険者の医療分を現物給付として支払ったものでございます。

給付額は前年度実績と比較して0.3%の増となっております。

なお、不用額につきましては、令和4年度上半期は給付額が増加傾向であったため、12月補正で2,500万円の増額補正を行っております。

しかしながら上半期は第8波のコロナの影響により受診控えで給付額が推計より下回ったため、生じているところでございます。

また、傷病手当金の予算不足により、34万1,000円を流用しております。

次のページをお願いします。

目3一般被保険者療養費につきましては、治療用コルセットなどの装具購入に要した経費や、はり・きゅうの治療等に要した費用でございます。

前年度と比較いたしまして約312万円、6.6%の減となっております。

なお、不用額につきましては、給付実績が推計よりも下回ったためでございます。

目5審査支払手数料につきましては、国保連合会で行う診療報酬明細書等の審査及び診療報酬等の支払いに関する事務手数料でございます。

前年度と比較して約24万円、1.7%の減となっております。

次に、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費につきましては、被保険者が同月内の医療費の自己負担額が一定の額を超えた場合に高額療養費として支給したものでございます。

前年度と比較しまして、約1,700万円、2.4%の減となっております。

なお、不用額につきましては、給付実績が推計より下回ったためでございます。

次のページをお願いいたします。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金につきましては、被保険者の出産に伴い支給したものでございます。

なお、不用額については、当初見込みの40件に対し、23件にとどまったためでございます。

次に、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分及び項2後期高齢者支援金等分及び項3介護納付金分につきましては、保険者が負担する医療費や後期高齢者支援制度に対する支援金などの原資として、県に対してそれぞれ納付したものでございます。

なお、毎年の納付金額はその納付金を賄うために必要とする標準保険税率と合わせて県が算定し、市町へ通知されるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節1報酬から節8旅費につきましては、集団健診や特定保健指導、また、特定健診未受診者への訪問受診勧奨に係る保健師、管理栄養士及び看護師などの会計年度任用職員の人件費でございます。

節12委託料のうち、特定健康検査委託料につきましては、40歳から74歳までの被保険者に対し、糖尿等の生活習慣病に着目し、保健センターと医療機関で行う特定健康診査等に要した経費でございます。

なお、不用額につきましては、受診者数が推定どおり伸びなかったためでございます。

次のページをお願いいたします。

款7基金積立金につきましては、本会計の令和3年度決算に伴う繰越金を基金に積み立てたものでございます。

次のページをお願いいたします。

款8公債費、項2広域化等支援基金償還金につきましては、平成29年度末の累積赤字解消のため、県から6億円を借り入れており、その償還金でございます。

次に、款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、節1一般被保険者保険税還付金の不用額につきましては、還付金の実績が推計より低かったためでございます。

節3償還金、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度の保険給付費等交付金の精算に伴う県への返還金でございます。

以上、議案乙第27号についての説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

和田晴美委員

出産育児金の一時金についてお尋ねさせていただきます。

これは結構不用額として上がっていますが、今後減っていくと、予算もどんどん大幅に不用額が出てくると、これからの考えですね、今年と令和6年ですね。

どんどん予算額を小さくしていくのか、いやいや、やっぱり若い方、ここで出産して子供を育てるっていうまちを目指しているのが鳥栖市としては。

これを減らさないでいいように、対策をどのようなところと連携しているのかっていうのは、ここで関係あるんですか。

その考え方、要は、私の本音から言うと、減らされると困るなというところで、そこでちよっと……。

連携を取るというのはいいです。質問を改めさせていただきます。

このように不用額が大きくなっていくと、予算もおのずとどんどん減らすものかお答えい

ただけますでしょうか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

出産育児一時金については、毎年度40名の出産を見込むということで、例年同額を計上しております。

ただし、実績としては年々出産数が減っているというのが現状でございますので、この流れが止まるのか、上がってくるのかっていうのは今後の国、県、市の施策等によって変わっていくのではないかなと思っていますし、余計なこと言うかもしれませんが、出産一時金の給付金も42万円から50万円というふうになって上がっていますし、今後は出産育児一時金じゃなくて、医療費に転換していくという話も出ておりますので、そこら辺を注視していく必要があるのかなと思っています。

和田晴美委員

ありがとうございました。

では、一応このまま40名の枠で令和6年も行くという方向性でよろしいということですね。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

そのとおりでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健診等事業費、節12委託料、282ページですけれども。

受診者が推定を下回ったということですが、想定していた見込みが何人だったのか、で、実際に何人だったのかっていうのを教えてもらっていいですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

予算上はというと非常にあれですけれども、枠としては受診率を約56%——データヘルス計画というのを鳥栖市でつくっておきまして、国では目標値は60%とされておりますけれども、令和4年度は56%を目標達成するということで、被保険者の数にもよりますけれども、8,000人中4,500人程度というふうに見込んでおりましたけれども、集団健診で申し上げますと、当初1,500人程度を想定しておりましたけれども、1,100人の受診、約400名程度が推計よりも少なかったと。

個別健診というのがありまして、これは3,000人程度を想定しておりました。

実際の受診件数が2,260件程度ですから、750件程度下回ったということになっております。

以上が主な要因でございます。

牧瀬昭子委員

この課題を解消するためにはどんなことが必要かなというのは検討されていますか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

先ほど申し上げましたとおり、データヘルス計画、国の目標値として60%を目標にしておりまして、令和4年度の特設健診受診率はまだ速報値しか出ておりませんが、47.7%ということで、十数%到達していません。

御承知のとおり、コロナの影響もあって、令和2年度、令和3年度が受診控え等もありまして、大分落ちたということですが、令和4年度になって回復傾向で上がっております。

この受診率を上げるために、どの市町もいろんな形で広報、PRするとかしておりますし、鳥栖市のほうでは未受診者に対する勧奨はがきの通知とか、電話勧奨などを行っておりますので、それによって徐々に受診率も上がっているんじゃないかなと思っておりますけれども。

形を変えるなり、試行錯誤しながら、この受診率を上げていくことに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

受診率が下がることによるデメリットというのは、交付金の絡みとかでどのように影響があるということでしょうか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

先ほど説明しました県からの特別交付金というのがありまして、その中に保険者努力支援制度交付金というのがあります。

これは国で定められておりまして、保険者固有の目標とか課題とか、そういう中で特定健診の受診率が減少すると、ペナルティと申すのでしょうか、点数が減るとか、高くなると点数が上がって交付金が上がるというようなところに影響をしております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

このペナルティについてですけれども、具体的な数字とかってというのは分からないんですか。

何か分かるものってというのはあるんですか。

どのぐらい下がったら、これぐらい下がるみたいな。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

ペナルティというのは誤解を与えて申し訳ございません。

上がれば点数が上がるということで、減点はございません。

申し訳ございません。そこは訂正させていただきます。

基本的には枠が決まっておりますので、全国各市町の点数が積み上げられてそれが分配される形になりますので、仮に今年が高くなったとしても、交付金が下がるというケースがあります。

どの市町も高くなれば、標準偏差によりまして下がりますから、そこは毎年毎年分からないところでございます。

牧瀬昭子委員

ペナルティではなくて点数制で、ほかの市町と比べたところで、上だったら上がるしっていうことですね。

早期発見というところが一番にあるのかなと思うんですけど、下がることによって、やはり保険料というか、医療費がやっぱり上がってくるっていう傾向にはやっぱりあるものですか。

その辺りどのようにお考えですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

正直申し上げまして、特定健診の受診率が高い市町が県内ありますけれども、そこが必ずしも医療費が安いということではなくて、全国を見ても、受診率が高いから医療費が安くなるというエビデンスはないというのが現状です。

ただ我々としては、受診率を高めることによって、病気の早期発見、予防に努められるというのはありますので、それが医療費の低減、抑制につながっていくものとは思っておりますので、そういったところに努めております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

今の必ずしも医療費の低減にはつながらないということなんですけど。

それはそれで、そうなのかなと思うんですけども、ただ、やっぱり健康診査を受けてほしいんですよね。

何らかのインセンティブとかがって可能なんですか。

例えば、健康診査を受けていただいたら、マイナポイントを5,000円分差し上げますとか。

この前の答弁でもあったように、そういう勸奨事業として、お金を結構使っているじゃないですか。

保健師さんとか看護師さんとか。

要は、受診率を上げるためにお金は使っているわけですよ。

それは必ずしも、じゃあそれで行ってくれるか分かんない部分ですけど。

じゃあ例えば、健康診査を受けていただいたら、マイナポイント5,000ポイント分もらえますとかってのがきで言ったら、行ってくれる人もおるかもしれない。

基本的に受けたほうがいいっていうのは、みんな分かっているんですよ。

でも、面倒くさいとかで多分行かないんですよ。

だからそこにインセンティブがあると、じゃあ奥さんが、あんた受けてこんねとか、そういうこともあり得るので。

そういうことは可能なんでしょうか。

そういう取組っていうのは。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

今、特定健診をやっていますけれども、40歳、50歳、60歳とか節目の方については無料で健診を受けてもらっています。

確かに無料の年代の方の受診率が高いように見受けられます。

ほかの方は1回500円支払って受診をしてもらっていますので、やはりそこに今おっしゃったインセンティブを加えることによって、受診率を上げられないかというのは、内部で協議をしていますし、ほかの自治体でも実際、クオカードをプレゼントするという事とか、どここのホテルの宿泊券が抽せんで当たるとか、そういったことをされております。

ですから、その財源を生み出すことも必要ですけれども、それで受診率が向上して、医療費の抑制、適正化につながるということであれば非常にいいことだなと思って今、検討しております。

来年度できるかははっきり申し上げられませんが、そういうことを検討はしております。

以上でございます。

松隈清之委員

結果的に医療費が下がるかは別として、少なくとも被保険者のためにはなると思うんですよ、早期発見。

だから結果的に、それが高額な医療費につながらないということも見込めるので、やっぱり受けていただいて、早期発見していただくということは被保険者のためにもなるし、保険者としてはさっき言ったように、いろんなポイントの加点対象にもなるっていうことで、多分悪いことではないと思うんですよ。

ただ、今までどおりのやり方っていうのが必ずしも結果につながっていない。

それでもお金は使っているわけですよ。

歳入についての説明は以上でございます。

297、298ページをお願いいたします。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費及び項2徴収費につきましては、事務及び保険料収納に係る経費でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、備考欄記載の保険料等負担金で、市が徴収いたしました後期高齢者医療保険料のほか、広域連合に対する共通経費負担金や、保険料軽減を補填する保険基盤安定負担金などを県後期高齢者広域連合に納付したものでございます。

なお、不用額につきましては、納付金のうち、保険料納付額が少なくなったためでございます。

以上、議案乙第28号についての説明を終わります。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

和田晴美委員

対象者の方について御質問させていただきます。

後期高齢者医療費ですね。

この対象者というのは、何人ぐらいいるのか、それと何歳ぐらいが一番多くなっていくのかとか。

あとは、例えば80歳から受けました、それから大体切れることなくずっと長期化しているのかとか、例えば、70歳の方がもう死ぬまでこの制度をずっと使っているのかとか、そういったことを教えていただけますか。

その辺りが、いつも私がどんな感じなのか、金額が徴収のとかっていろいろ悩んでおりました。

分かりますか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

後期高齢者医療制度に関しての加入者、被保険者っていう対象者は75歳以上の方、全てになります。

そのほか、65歳以上の一定の障害を持った方も対象に入っております。

和田晴美委員

鳥栖市の75歳以上はほとんど医療費を受けているってことですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

75歳になると国保の保険とか被用者保険を卒業して、必ずここに加入しなきゃならない制度ですけども、医療保険ですから、病院にかかるとかいったときの保険でございます。

和田晴美委員

申し訳ございません。

例えば、鳥栖市で国保の方が7,000人ぐらいいたとして、保険は加入しますよね。

利用者がどのぐらいの率で、例えば、ほとんど利用しているのかとか……（発言する者あり）

保険は別？質問を取り消します。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

293、294ページですけど、普通徴収の方、どういうケースの方が普通徴収でどれぐらいの割合いらっしゃるかって分かりますか。

基本、年金天引きが多いわけじゃないですか。

だから、現時点で普通徴収されている方っていうのはどういうケースで普通徴収なのか。

年金から天引きできないぐらいの年金額とか、割合とか数とか分かりますか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

件数に関しては資料がございませんのでお答えできませんけれども、基本的には介護保険料と国民健康保険関係の特別徴収の対象となる額が、年金額の2分の1以下であれば特別徴収という形になります。

松隈清之委員

それで見たら、結構、普通徴収多いよねと思って。

そんなに年金が少ない人が多いってことですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

今、申し上げたとおりの内容が特別徴収の対象となりますので、議員おっしゃるとおりの形になっているかなと思います。

ただ、申出によって特別徴収ではなく普通徴収というのも可能でございます。

以上でございます。

松隈清之委員

そこなんですよ。

だから、申出によって普通徴収にしている人の割合とか。

何でかっていうと、もちろん年金額とかが少なくなくて、特別徴収できないっていうのは分か

るし、その場合、結果として不納欠損とか収入未済額に上がってくるっていうのは多少理解もできるんだけど、そうではないけれども普通徴収にしてくれと言って、払わないとかっていうケースでないのかなと思って。

ちゃんと払っている特別徴収の人との不公平感がないのか気になったもんだから、そこを確認したくて質問しました。

佐々木利博税務課長

特別徴収から普通徴収になる場合は必ず口座振替を申し込まなくては、普通徴収に切り替えられないというふうになっていますので、基本的には口座振替で取られるっていう形になります。

松隈清之委員

ということは、実質的にはどっちも天引きっていうことで理解していいですか。

佐々木利博税務課長

実質的にはそういう形にはなると思っています。

松隈清之委員

ここでも額はそんなに大したことも、もちろんないんですけども、未済額とか不納欠損とかあるんですけど、これも先ほどの市税のときと同じように、もう取れないという、年金が少額過ぎて取れないとかっていう人の分っていうふうに理解していいですか。

佐々木利博税務課長

言われたように生活困窮だとか財産がないということで執行停止、不能欠損という形になっております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

298ページの不用額の部分で確認をさせていただきたいんですけども、納付金が少なかったためということで、見込みの人数と実際の人数を教えてくださいませんか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

この不用額で先ほど説明したのは、令和4年度に徴収した保険料が当初、後期高齢医療のほうから求められた金額よりも少なく納入、要するに徴収金が少なかったと、納める金額が少なかったと。

納められる金額が少なくなったという結果でございます。

ただし繰越ししておりますので、その分は翌年度にお支払いするという形になっております。

午後 2 時54分散会

令和5年10月3日（火）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

自由討議

議案審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第27号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第28号令和4年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

中村直人委員長

再開いたします。

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

尼寺省悟委員

意見、要望を申し上げたいと思います。

2点あります。

1点目は立石町建設予定のリサイクル施設に関連して、実は先週の日曜日に改めて立石町の木下区長さんにお会いして、いろいろお話を聞いてきました。

立石町としては、未給水区域があると。

そこに、水道を通してもらうのは、長年の懸案事項であったと。

今度、リサイクル施設に井戸が出来るということによって、立石町、とりわけ未給水区域のうちゅうのは、前の牟田市長さんの——上のほうだと思ふんやけれども、そこに影響が出ると。

白濁とか水位が下がる。

そういったことについて非常に心配をしていると。

それで、心配しているということで、11月に総会があると。説明会があると。

そのときに住民からそれに対する備えがあるのかと多分聞かれると思うと。

そのことに対して自分は区長として、どう説明せないかんのか、説明できないというふうな問題があると。

それで、実は稼働が今から5年か6年先になるけれども、そのことについて上下水道局にどんくらいかかるのかと聞いてみたら、まず給水区域に指定せないかと。

それだけでも、やっぱり3年とかそのくらいかかると。

それから実際、水道管を通したり、いろいろしたりするのにもやっぱりそれくらいかかって、とても間に合わんと。

ということだから、取りあえず鳥栖市でできることうちゅうのは——鳥栖市しかできんけんね、給水区域の指定といったものは。

だから、以前から言っているけれども、ぜひ早く給水区域に指定してほしいと。

それで、試験は今度、実際8トンぐらいくみ上げて、その影響調査を1週間かけてやると。

そのときに、もし黒となったら、もう私としてはどうしようもないと。

そのとき仮に白であったとしても、それから継続的にやっていくと、そのときに、そうい

った影響が出たとき、その影響そのものが、リサイクル施設に問題がなくて、ほかの原因があったとしても、みんなそこが原因だと思うと。

それに対して、そう言われても、区長としては何も言えんと。

もし、その途中ちゅうか、試験が終わって、あと継続的にやっていくと、どっかの段階で出たときに、どうなるのかと、自分としてはもう責任は取れないと。

だから、そのことを総会の席で言われると思うと。

そのときに自分は何とも答えができませんので、早いところそのことをやってほしいということだと。

立石町としては、知っているとおり笛吹地区、あその笛吹地区といったものは朝日山よりも高いところがあって、あそこは未給水区域になっていると。

今度要望書を出して、あそこに揚水ポンプを上げるところが見つかったので、そこに設置して、総事業費は幾らちゅうたら、1億円から2億円ぐらいかけてやっていくというふうに決まったけれども、木下さんは元上下水道局の職員であつたけれども。

これは彼の意見だけれども、リサイクル施設のところに上げて、そこから水を自然落下でやることについては、笛吹地区のことも解決できるんじゃないだろうか。

これは私もどうかなと思ったけど、山浦新町、あそこも未給水区域があると。

あそこだって配管さえすればできると。

だから、リサイクル施設をやることについては、いろんな用途があるんじゃないだろうか、これは彼の意見であつて。

そういった意味で、早いところ指定をしてほしいと。

同じように、上下水道局に大体どのくらいかかると思つとるねと聞いてみたら、はっきり分からんと。

分からんけれども、数億円と言いました。

だから私は、財源的にどうやったら——建設協力金の12億円、もちろんこれは立石町だけに使うわけじゃないけれども、そして立石町が全体として建設協力金を全部でどれだけ入るか分からんけれども、水道に使ってほしいということじゃなくて、ほかにもいろいろ地域の振興策ちゅうんか、あそこは年寄りが非常に多いと。

だから年寄りはまだ立石町から外に出られんと。

だから、例えば、散歩道をきれいにするとか、あるいは御手洗の滝も本当汚いと、あそこを整備してもらおうとか。

そういった形での活用ちゅうものも立石町の人には考えているので。

そういったことでぜひそういった話を議会で話す機会があつたら言っていたきたいとい

うことがあったんで、今、お話をしました。

立石町としては、未給水区域だけじゃなくても、今、水道が通っているところでも井戸水を使っていると。

現に木下区長のところも使っていると。

飲料水は井戸水を使って、ほかの散水とか、あるいは自動車の洗いやとか、そういったことについては水道水を使っている。

だから、そういったところの影響は、あそこだけのことじゃなくて、全体にも影響が出てくるというようなことで、その備えがあるのかと言われてるときに、11月の総会で言われたときに何も言えん。

だからそれに対してちゃんと対応してほしいという話であったので、お伝えしたいと思います。

それからもう一つ、基金の問題です。

基金の問題については、あなた方は、それはあなたの独善やろうというふうに多分言われるかもしれんけど、あえて言うておきます。

一言で言ったら、基金、特に、財政調整基金。

以前から言いよったけど、ため過ぎじゃないか、もっと見直すべきじゃないのかなというようにことをずっと前も言いよったんですね。

財政調整基金といったものが今49億円かな。

今年度プラスマイナス9億円ほど取り崩して、9月末で残高が40億円ぐらいになったと思う。

この金額というのは、前年度の同じ時期の40億円だから、財政課長は少なくともこの40億円ベースは維持したいと。

例年に比べて、その取崩し額が非常に多いのと、何でかというふうに聞いたら、新産業集積エリアの問題とか、あるいは庁舎の解体費用、そういったことに対して金が必要だったので、財政調整基金をそれだけ取り崩したと。

来年もそうなのかといったら、新規の事業があるなら別やけれども例年どおりというのは、大体基本的に増えていく方向で、減るということはないけん、こういった金額で維持できるんじゃないかなということなんです。

それで、繰り返しになるけれども、財政調整基金というのは、平成21年度、リーマン危機のとき15.3億円あったと。

現在49億円。

3倍以上になっているわけだよね。

財政規模が大きくなったら財政基金も増えるのが当然だろうという意見もあるけれども、この前言ったように、標準財政規模に対する基金の比率と、そういった数値指標があるったいね。

これは要するに比率だから、財政がどんなになろうとちゃんと見れるという数字なんよね。で、この比率といったものが、去年が28.3%で今年が30.6%。これは佐賀県では2番目。佐賀市が16.2%、唐津市が9.5%。非常に突出しているわけだよね。

それで、財政課長も言ったけれども、全国的には大体10%から20%ぐらいと、全国的にはね。

それがかなり多いということ。

で、御承知のとおり、地方財政法の第7条、少なくとも半分以上は積み立てよということがあるわけ。

この積み立てる基金は何かって聞いてみたら、財政調整機能があるところの財政調整基金と減債基金だと、このことだということで、今年度も、前年度の決算剰余金が12億円ぐらいあって、財政調整基金と減債基金を合わせると9億円ぐらいあって、法律ではカバーしているけれども、3億円ほど多いわけね。

それで、ちなみに過去がどうだったのかと。

平成18年から令和3年まで、何で平成18年からしたかっちゃうと、それ以前の資料がなかったけんばってん。

その時々の実質数字、どれくらいあったのかっちゃうことの合計、112億円ぐらいになっている。

この112億の半分というと56億円。

一方、その時々にか減債に積み立てた金額は幾らかというと96億円ぐらい。

だから、法律でいうところよりも三十数億円ぐらい多いんだよね。

過去16年間多かったわけ。

私はこれをゼロにしろと言うわけじゃない。

少なくとも、法律がいうとおり最低2分の1であるとするならば、こんなに積み立てんでよかろうというのが第1点。

それから財政調整基金は何のためかっちゃうと、皆さん御存じのとおり、年度間の財政の調整と、あと何かあったとき、不景気のときとか災害があったときだろうと思うったいね。

そのときに発動すると。

過去に一番、鳥栖市が不景気になったときが、平成21年のリーマンショックのときに市税が7億円減った。

そして財調から3.5億円ぐらい取り崩して、結果として、15.3億円に減ったにもかかわらず、その後、順調に財調が増えているわけです。

あと近年で一番大変やったというと、コロナのときやけれども、コロナのときにほとんど国とか県からのあれで対応していたというふうなことで、私としては、四十何億円もためないかんというのが、なかなか理解できないところたいね。

それで、一体どうやって、鳥栖市はその辺のところを考えているのかなってなかなか資料がなかったんやけれども、やっと見つけたのが総合計画やね。

総合計画の中でこういった資料やってこう見つけたんやね。

基金残高の推移ということで、令和4年度が全体で百何億円かな。

令和5年はそれも少ないけれども。

で、財調が40億円。

令和5年度が34億円。

数字が乖離し過ぎているのかなと思ったけど、何と書いているかということ、今後も老朽化する公共施設や自然災害に対応しなければならないので、財政調整基金や公共施設整備基金が減少していくと。

要するに、老朽化する公共施設や自然災害に対応していかないかんので、財調とか公共施設整備基金が減っていくんだと、こういう書き方をされていて、こうだと思ふんやけれども。

そのために公共施設整備基金というのがあって、今年度も多分10億円ぐらい市庁舎の建設のために使っておるけれども。

それでもそもそも、40億円ぐらいあったので、公共施設整備基金が30億円ぐらいたまっているんだよね。

その辺の在り方についてやけれども、例えば、何に使うかと聞いてみたときに、それは公共施設整備のためとか、それは鳥栖駅整備のためとかいう形で、それぞれは目標があるけれども、財調自体、非常にフリーであって、だからどうしてここまでためんといかんのかと。

もちろんゼロにするというわけじゃないし、ルールはルールとして2分の1をためないかんっちゃうことはせないかんと思うたいね。

それで一般質問なんかで、例えば、給食費の無償化とかあるいは待機児童の解消について、学童保育については施設の問題、それから指導員の問題。

それから保育所について見たら、待機児童はいないけれども、入所待ち児童っちゃうのはやっぱり50人ぐらいいると。

一番の原因は何かと言えば、保育士さんが足らんということで、今年度も保育士さんを募集するために、多分家賃5万円ぐらいという話があったということで、やっておられると思

うけれども。

やっぱり保育士さんが、待遇の面で非常に高い福岡県に行っているというようなところに問題があると。

それから、今度一般質問したけれども、水害の問題。

本通町、京町のことを取り上げたけれども、何であんなに起こるかっちゅうたら、排水能力が不足しているからと。

排水能力の一番の問題というのは、稲葉時計店のところにある地下水路、J R横断の。

あそこがやっぱり狭過ぎるから水をはき切れないというようなことだと言ったけど。その問題。

それから、健康スポーツセンターの問題についてもなかなか動かないと。

サガン鳥栖U-15との兼ね合いがあると、場所の問題と言ったけれども、そのことについても、例えば、市民プールの跡地でやればいいんじゃないかなろうか、あるいは、産総研と市民文化会館の間に空き地があると。

県有地ばってんね。

そこを押さえると。

もし、あそこに変な建物って言ったらいかんけど、建ったら大変なことになるって、ある方が言ったけど。

そういったことを抑えるとか、今、やらなければならない問題もいっぱいあると思う。

そういったところに、やっぱりもっと使うということが、私は必要じゃなかろうかなあと思ってたね。

40億円よりもためないといかんとというところを、ちょっと私としては、理解できない。

疑問を持っている。

もちろん、今後出てくるところのここに書いてあるように、老朽化する公共施設とか、自然災害に備えるためという言葉、自然災害についても当然、その町、国県からお金が来るし、激甚災害となった場合は、その分、出てくるし。

私としてはその辺ちょっと理解ができない。

ためるなど言っていないし、その辺をもう少し見直して、目の前にある、課題のためにもう少しお金を使ってもらったらいんじゃないかなろうかと思っております。

そのことを申し上げたわけです。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

質問の中でも申し上げたところではありますけれども、市民活動センターの補助金と、あと市民活動支援補助金について、市民活動補助金については予算額に達しなかったという点が挙げられます。

質問の中でも申し上げましたけれども、募集の中身とか、支援の在り方とかということで見直しが必要になってくるのではないかと。

そこに、中心的な存在で今活躍していただいている中間支援組織として、市民活動センターの補助金が充てられていますけれども、これについても、その中間支援組織が、現在行っている相談機能とか、コーディネート機能とかを考えると、この金額の中身もそうですし、その仕事内容についても、事業内容についても見直しをする必要性が出てきていると申し上げておきたいと思います。

中間支援組織の在り方を、それぞれ市と現在の中間組織で話されているとは思いますが、次につなげるための担い手づくりということで考えれば、次の中間支援組織を組織していくための協議会とか、補助金から委託に移行していく際の問題点とか、これまでの経緯とか、やるべきこととかっていうのをぜひ検討をするためにも情報収集をしていただいて、その検討を進めていっていただきたいと意見を申し上げておきたいと思います。

2点目ですけれども、ごみ対策リサイクル推進事業についても申し上げましたが、リサイクル率というのが民間の企業の努力や、市民の方々との連携なども図っていただいているとは思いますが、今後、焼却施設も変わるということで、リサイクル率が今回も目標に達していなかったという点がありますので、これから市民の方々と、業者の方々と一緒に、一体となった回収、特に容器包装プラスチック類の回収についても、具体的な施策というのが必要になってくるのではないかと意見を申し上げて終わります。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

委員会の中で申し上げましたし、先ほど尼寺委員からもありましたけど、基金については委員会で申し上げましたけど、ある程度財源調整機能として、やっぱり昔は一時借入れの利息だけでも結構払っていたんですね。

それを考えると、今は基金の中から融通しているんで、基金に利息は払ったとしても内部の話なんで、利息を払ったとしても別にプラマイゼロなんで。

やはり一定の基金残高は必要かなと思うんです。

ただ一方で、これまである程度基金をためきやいけないなみたいな方向性でやってきたので、基本そういうスタンスである程度積み上がってきていると思うんですね。

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長 中 村 直 人